

明治期のルソー受容

MIYANAGA, Takashi / 宮永, 孝

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林

(巻 / Volume)

60

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

248

(終了ページ / End Page)

148

(発行年 / Year)

2013-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021166>

明治期のルソー受容

宮 永 孝

はじめに

- 一 自由民権運動の発生とルソー主義
 - 一 幕末・明治の洋書店
 - 一 明治期の文章資料に現われたルソー
 - 一 中江兆民とルソー
 - 一 島崎藤村とルソー
 - 一 本稿で取りあげたルソー関連文献一覧表
- むすび

はじめに

国家の主権の移動。

維新の大革命は、封建制度の大本^{おもと}であった徳川幕府が崩壊したことにより、天皇が主権を有するいわゆる王制に還^{かえ}り、ふたたび武家時代となんら変らぬ専制政治がはじまった。わが国の民衆は、数百年来の専制と抑圧に馴^なれていたから、政体の変更にとりたてて違和感をおぼえず、政変をたんに支配者が代ったことぐらいにしか考えなかったであろう。

維新の大革命といっても、社会のすべてが変わったわけではない。やがて徐々に西洋文化がわが国に輸入されるようになるや、その文化の基礎を



ジャン=ジャック・ルソーの肖像

なしているものが、平等思想や自由主義であることがわかってきた。民衆は明治という新しい時代を迎えて武家の支配や束縛や制限から解放されはしたが、まだ本当の意味で“自由市民”ではなかった。

武家時代においては、土農工商といった社会階級が存在し、武士以外の階級に属するものにたいしては侮蔑や圧制がおこなわれていた。しかし、明治の御世になると、農工商民が開放され、四民平等のたてまえが確立した。(明治4)。

と研究者はいう。⁽²⁾西洋の政治思想の底を流れているものは、平等思想や自由主義であったが、それが武家時代の残りかすともいうべき、不平等や圧迫からの開放感といっしょになって、自由民権思想(人民の自由と人民が政治に参与する権利の伸長をもとめようとする考え)の台頭となったのである。⁽³⁾

明治十年前後に、ミル(一八〇六〜七三、イギリスの経済学者、哲学者)やスペンサー(一八二〇〜一九〇三、イギリスの哲学者)やルソー(一七一二〜七八、フランスの思想家、文学者)らの思想が、維新期の政治・社会・哲学の分野において支配的勢力となった。⁽⁴⁾ミルやスペンサーといったイギリスから輸入した思想は、なんら社会変革の支柱にならなかったが、藩閥政府による専制政治——寡人専制(諸侯による専制)に抵抗する社会的諸勢力(士族、零細農民、小市民、労働者)は、その運動の理論的根拠を輸入されたフランスの自由思想——とりわけルソーの啓蒙思想——天賦人権思想(基本的人権思想)に見いだした。しかし、それは日本とフランスとの国体(国家形態)のちがいを無視して受け容れたものであり、ルソーの口まねにすぎなかった。⁽⁵⁾

ルソーの政治思想が近代の日本社会にあたえた影響は小さくない、というが、はたしてその通りであったのか、なかったのか。ルソーの思想がわが国にどのような入り、浸透し、普及し、いかなる変化や反応を引き起こしたのか、それらの跡をたどることはかならずしも容易なしことではない。が、日本におけるルソーの受容と感化を文献資料(雑誌、新聞、書物)を通して考究するのが本稿における筆者の目的である。

漢語に「^け権」という語がある。これははかりのよこ棒にかける「おもり」の意である。転じて人を支配する勢いの意という。「権利」という語もあり、これを権力と利益、あるいは法によってあたえられた資格をいう。また「人権」という語もある。これは人間が本来もっていると考えられる固有の権利を意味する。また「^ぎ義」とは、正しい道理を意味し、「義務」という語もある。これは人間としてなさねばならぬ務めの意である。

自然法の根本思想は、基本的人権であり、人は生まれながらにその権利をもっている。由来日本は封建的隷属になれっこになっていたから、「権利」とか「人権」の観念を夢想だにしなかったばかりか、法律によってそれを保障されていなかった。「権利」にしても「義務」にしても、もともと中国人や日本人の思想になかった。この二つのことばが中国やわが国に伝わったのは、清末（幕末）のことである。ヘンリー・ホイートン（一七八五～一八四八、アメリカの弁護士、政治家）の『国際法の初歩』（*Elements of International Law*, 1864）をウィリアム・アレクサンダー・バーソンス・マーティン（一八二七～？、中国名を丁韪良と^{チンウエイリヤン}）といったアメリカの宣教師が、中国人の協力をえて『万国公法』（^{トレンジ}同治三年「一八六四」わが元治元年）として刊行した。日本ではその翻刻版の和とし（六冊）が、慶応元年に開成所から出版された。

この漢訳は、「権利」という熟語をはじめて日本人に教えたものであり、近世法政思想の基本をなす記念すべき良書という。⁽⁶⁾

一 自由民権運動の発生とルソー主義

日本の歴史上、明治維新はきわめて重大な、画期的なできごとであった。政治や社会の革新がなされるまえの時代を、ひとは封建社会と呼び、維新後の時代を近代とか近代社会とよんだ。明治政府の「^{まつしよ}政」とは、ひろく会議をおこし、公正なる議論によって事を決することをたてまえ（原則）としていたが、じっさいは国民のなかから選ばれた代表が会議をおこなうのではなく、薩長を中心とするわずかの代表が専断的におこなうものであった。

すなわち、藩閥専制政治がそれである。そのような政治のやり方に異をはさみ、それを打破しようといった新しい政治運動が生れてきた。いわゆる自由民権運動である。この運動の基礎になった考えは——人間は生れたときから自由なのである。支配者がその自由をうばったとしたら、権利としてそれを取りもどさねばならない。ひとは独立した個人として尊重され、政治にたいして発言権もたねばならない——というものであった。幕末から明治初年にかけて、福沢諭吉の『西洋事情』（三編一〇冊、欧米の政治、文化、地理、歴史などについて記したもの。慶応二年～明治

二年刊)やジョン・スチュアート・ミル(一八〇六〜七三、イギリスの経済学者・哲学者)の訳書『自由之理』(中村敬太郎訳、明治四年刊)、内田正雄の『輿地誌略』(世界地理について略述したもの)などは、発行部数も多く、よくよまれた本である。とくに『自由之理』は、社会と個人の関係——社会の個人におよぼす権限について論じ、個人の自由をたつとび、社会の干渉をできるだけ排斥するように説いている(下出隼吉「自由之理解題」)。

要するに本書は、「人民ノ自由 スナハチ人倫交際上ノ自由ノ理」(第一巻の「序論」)を論じたものである。自由思想がまだ珍しかった時代にミルの自由論は、よくよまれ、当時の若者に大きな感化をあたえた。

もうひとり維新时期に啓蒙思想家や知識人に愛好されたフランス人に、思想家ルソーがいる。ルソーの思想は、幕末から維新时期にかけてその作品の英訳やルソーの名が出てくる欧米の概説書を通じてわが国に移入されたものと考えられ、明六社(明治初期に啓蒙的役割をはたした思想団体)の会員——西村茂樹・西周・中村正直・加藤弘之・箕作麟祥・福沢諭吉らは、舶載された洋書を通じてルソーの名とその思想の片りんを知っていたようだ。

一 幕末・明治の洋書店。

幕末から明治五年にかけてのわが国の西洋文化伝来の過程——その輸入史を考えたとき、洋書店の果たした役目をなおざりにすることはできないのである。洋書店は、文化間の連絡者(取りつぎ人)、その伝播者として大きな役割を果たしたといえる。いうなれば、洋書店は西洋文化の発信源でもあった。

当時、日本各地にあった洋書店を概括したものをつぎに記すが、そこで扱った輸入本の書物名や部数などに関しては、わからぬことが多い。

江戸随一の商業の中心地は、日本橋の「通町」(日本橋から南にむかう通り)であった。その通町の一丁目から四丁目にかけて——銘茶、金物、くり綿(精製してない綿)、紙、紅白粉、かつをぶし、干ぎかな、畳おもて、ローソク、筆ぼくなどの問屋が多かった。

和書店(書籍の出版、仲買、古本の売買に従ったものも含む)が多かったのは、通町一丁目から二丁目にかけてであった。書店にはつぎのようなものがあった。

和本・唐本
武鑑・江戸名所
図絵の出版

嵩山房 (小林新兵衛)

須原屋 (北畠茂兵衛)

万孫 (万屋孫兵衛)

大蔵商店 (大倉保五郎)

椀屋 (江島伊兵衛)

山城屋 (稲田佐兵衛)

長亀 (長野亀七)

伊藤喜兵衛

金花堂佐助

山城屋 (稲田源吾)

一丁目

二丁目

四丁目

わが国に欧米各国の書物が入ってくるようになったのは、明治三、四年（一八七〇～七二）ごろであったといい、それと同時に各国語の学習もさかんになっていった（大島圭介「学問弁」『東京学士会院雑誌』六編之二所収、明治19・3・13）。

のち洋書の輸入店として有名になる丸善（元の屋号は「丸屋」といった）は、明治二年（一八六九）の創業であるが、「はじめ書籍といい、薬品といい、すべて横浜の外人商店を経て輸入したものである」という（『丸善百年史 上巻』昭和55・9、五一頁）。

そして取引のあった商会として——アレン、ブラオル、ハルトリー、マルコム、チップマン（チャップマン？）、マイヤーなどの名を挙げている。本邦における洋書店に関する文献資料はほとんど無いにひとしく、あっても断片的なものしかない。いま知りえたところによると、幕末から明治初年にかけて、横浜や江戸（東京）をはじめ、日本各地には、つぎのような商店があって、洋書を取りあついていた。

〔横浜〕

アレン商会（二四一番地 a）……………代理業をおこなった。丸屋とは取引が多かった。
ブラオル商会……………不詳。丸屋は同商会から薬品を仕入れた。

ハルトリー商会（五一番地のち九三番地に移転）……おろし売りと小売り。薬品販売商。明治四年

「二八七二」当時の社員は――

チャールズ・R・ハルトリー（横浜）

ジョン・ハルトリー（江戸）

ジョン・ヘンソン（大阪）

などであった。

マルコム商会（七三番地）……代理業をおこなった。丸屋は同商会から薬品を

仕入れた。

チップメン商会（七一番地）……チップメンは、サンフランシスコのバンクローフ
（チップマンの誤りか）という書店の手代であったが、来日したのち雑
貨輸入商、書籍商となった。のち書籍部をウィ
ットモアという者にゆずった。丸屋は同商会か

ら書籍を仕入れた。

マイヤー商会（七〇番地）……ヨーロッパ商品の輸入商。丸屋は同商会からドイツやフランスの書籍を仕入れた。明治九年

ケリー商会（二八番地）……明治九年（一八七六）の設立。本業は書籍商であった。⁽⁷⁾

おろし売りと小売。書籍、文房具、諸新聞、タバコおよび喫煙具などをあつかった。

マロン商会（八九番地）……薬品、化粧品、時計、食器、反物などのほか「仏国並各国書籍類」（フランス書および各国の

書物）などを取りあつかった（『官 横濱毎日新聞六一五号、明治5・11・22付の広告による』）。

ベルリッキ（五一番地）……反物、毛布、時計、新聞、クツなどのほか書籍も扱った（『横濱毎日新聞』明治4・1・21付）。

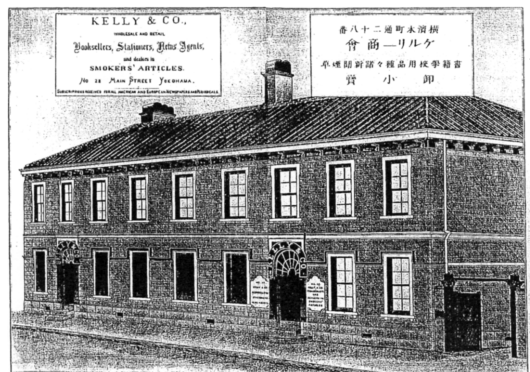
升屋常吉……横濱太田町二丁目。

大黒屋（我兵衛）……同 太田町三丁目。

伊勢谷（勝郎）……同 駒形町。

師岡屋（伊兵衛）……同 弁天通五丁目（石井研堂著『改訂 明治事物起源 上巻』春陽堂、八七二〜八七三頁）。

〔箱館〕



ケリー商会（横浜本町通28番地）。〔横浜開港資料館蔵〕

デューズ……………不詳。

〔群馬県東部〕

吉田安兵衛……………上州桐生五丁目。

〔京都〕

英山堂三郎助……………京都四条通御幸町角。

〔江戸〕

築地

ハルトリー商会……………ジョン・ハルトリーが、(江戸) 築地店の責任者。

注・*The Chronicle & Directory for China, Japan, & the Philippines for the year 1871*, Daily Press, Hong Kong. を参照。

両国島屋……………不詳。

注・『義塾図書館沿革』(『慶応義塾学報』所収、明治31・3・8を参照)。

日本橋

丸屋書店(のちの丸善)……………江戸日本橋通三丁目。同店は日本を代表する直輸入の洋書店として発展をとげていった。

天竺屋……………同 日本橋横山町にあった。中村正直(一八三二〜九一、元幕府の儒官、明治前期の啓蒙学者)がひいきにした店。

注・石井民司『自助的人物典型』中村正直伝』を参照。

大蔵屋(喜三郎)……………和泉橋藤堂侯前。

岡田屋(嘉七)……………同 芝神明町。

泉屋半助……………同 日本橋四日市。

丸屋源三郎……………同 日本橋室町一丁目。

注・『明治事物起原 上巻』を参照。

洋書肆……………吉田屋(吉田屋清兵衛)……………同 日本橋本丁(町) 四丁目。

西洋書林……………瑞穂屋(瑞穂屋卯三郎)……………同 日本橋本丁(町) 三丁目。卯三郎ははじめ浅草森田町にいたが、明治二年(一八六九) 日

本橋に移転した。フランス図書（ルソーの傑作選や人文、社会、動植物に関したもの）などを輸入したが、その中にはモンテスキューの『法の精神』などもあった。

西洋書林 大阪屋善兵衛……………南伝馬町。
同 宮城屋藤兵衛……………神田須田町。

明治初年には、外人商会も外国書を取りあったから、後年の丸善のように洋書の輸入販売を独占できなかった。

丸善などはのちに洋書を中心に輸入し、商いをさかんにしたようだが、当時フランス書の輸入専門店はまだなかったと思われる。必要とする洋書は、ヨーロッパやアメリカに注文するしかなかった。明治の前半——ルソーの著述（英訳にせよ、原書にせよ）を店頭にならべているような書店はそう多くはなかったと思われる。

明治の十年代——大学や私塾、専門学校でもルソーの著作をもっている所はまずなかった。『東京大学法理文学部 図書館英書目録 Catalogue of the English Books in the library of the departments of Law, science, and literature, Tokio Daigaku』（明治10・9）には、ミルやスパンサーやコンプトの作品名がたくさんみられるが、ルソーの名はない。しかし、東京大学は、後年つぎのような版本を購入した。

J. J. Rousseau: *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, Amst., Rey, 1755

J. J. Rousseau: *Du Contrat Social*, 16, Amst., Rey, 1762 [法研所蔵]

J. J. Rousseau: *Émile*, tome 3, 1762

J. J. Rousseau: *Du Contrat Social*, Garnier Frères, 1772 [社研所蔵]

J. J. Rousseau: *The Social Contract or the principles of political rights*, trans by Rose M. Harrington, Putnam, N. Y., 1895

自由民権運動とは、換言すれば「政治的自由」（参政権）をもとめる運動であり、その萌芽（はじまり）は、明治維新とともに成立した絶対主義（天皇の無制限の権力をみとめる説）にたいする民主主義的運動として展開していった。具体的には、明治七年（一八七四）に征韓論（朝鮮出



板垣退助の肖像

兵論」に破れて下野した参議——板垣退助・江藤新平・後藤象二郎・副島種臣（たけしまねおみ）——らを中心とし「愛国公党」を結成し、「民撰議院（国会）設立」の建白書を提出したことに端を発している。

板垣ら武断派が野にくだったのち、政府は純然たる「寡頭政治」（かとうせいち）（国家権力をにぎった少数による独裁政治）の府となってしまった。板垣ら民党主義者は、その後、言論を以て政府の方針を弁難するのである。⁽⁸⁾

板垣は自由民権論を鼓吹した先駆者であるが、その説はフランスのルソーに発するものではなかった。板垣がルソーの説を知ったのは、明治十一年（一八七八）副島種臣が「眼兼幽明」と題する民約篇訳書をよんでからであるという。⁽⁹⁾藩閥専制の打破と士族・豪商・豪農への参政権授与を申し立て、立憲政体の樹立に参画した（板垣退助『立国の大本』）。自由民権運動は、国会の設立を要求したときから、それが開設される明治二十三年（一八九〇）ごろまでつづいた。

政府はこうした政治的なうごきや民心（国民の心情）を緩和し、安定させるために明治八年（一八七五）四月、立憲政体漸立の詔（国会開設の詔勅）を發布したが、自由民権運動の高揚や政府批判のはこ先をにぶらせるために、同時にざんぼう律（言論取締法規）や新聞紙条例を出して言論の自由を拘束した。

*

明治期におけるルソーの受容史を究めるにあたり、まず明治の四十五年間を十年単位に区切り、各十年間におこった政治・経済・社会・文化面での重要なことばを摘記したのち、明治時代の思想界における自由民権運動について略記する。そのあと新聞や雑誌や論著などから拾ったルソーに関する記事を紹介する。これはある時期に現われた記事や書物を分析・評価することによって、その普及のていどや影響を推量するさいに、避けて通れない作業の工程である。

記事の書き手は、文化のあいだの仲介者（連絡者）でもあり、歴史的研究への扉をひらいてくれる大切な人物でもある。

明治元年から同十年まで。

明治二年（一八六九）一月、天皇が東京に着く。五月、戊辰戦争はおわった。翌三年ごろから、文明開化の風潮がおこりはじめた。四年（一九七二）七月、中央集権制が確立した。七月、廃藩置県がおこなわれた。十一月、岩倉使節団の出發。

明治五年（一八七二）——福沢諭吉の『学問のすゝめ』刊行。同六年（一八七三）八月、西郷や板垣ら征韓論に敗れ参議を辞職。中村敬宇ら『明六雜誌』を創刊し、政府の方針を表面的に批判した。明治七年（一八七四）、板垣ら「民権議院設立建白書」を左院に提出。同三月、板垣ら高知に私塾「立志学舎」をおこした。同六月、西郷隆盛、鹿児島に「私学校」を開設した。明治八年（一八七五）一月、愛国社の設立。同六月、政府は反政府運動を取りしめるために、新聞紙条例とさんぼう律を公布。『明六雜誌』の廃刊。

維新以後——明治七、八年（一八七四、七五）ごろまで、旧習（昔からのならわし）をあらう流した時期。欧化主義の結果、日本の思想界は、イギリス流の功利説、フランス流の自由思想、ドイツ流の国家主義などを輸入した。

明治十年（一八七七）二月、西南戦争おこる。同年春、外山正一（開成学校四等教授）民権論を批判。九月、西郷ら城山において自決する。十月、神風連の乱おこる。秋月（福岡）・萩へも飛び火する。

明治十年から二十年まで。

明治十一年（一八七八）五月、参議・内務卿の大久保利通、紀尾井坂において石川県士族・島田一郎らの手にかかり暗殺される。四月、高知県士族・植木枝盛は、自由の権利思想をとる。同十二年（一八七九）植木枝盛は『民権自由論』を書き、自由民権思想の啓蒙をおこなう。明治十三年（一八八〇）四月、片岡健吉ら国会開設の請願を太政官に提出したが、受理されなかった。『愛国志林』（愛国社出版）の創刊。

明治十四年（一八八一）三月、参議・大隈重信、国会開設を上奏。のち明治二十三年（一八九〇）を期して国会を開設する旨の詔書がくだる。西園寺公望が『東洋自由新聞』創刊し、自由主義を鼓吹した。民権論者の教科書と目されたスペンサー著、松島剛訳『社会平権論』（「全六冊」）

の刊行はじまる。さいこの巻六は同十七年（一八八四）二月に出版された。

ルソー著、中江兆民訳『民約訳解』の刊行。兆民は民権運動には深入りせず、この運動の理論的根拠をあたえ、フランス流の民主主義の導入に努めたにすぎなかった。

明治十六年（一八八三）、馬場辰猪^{たけい}の『天賦人權論』、植木枝盛の『天賦人權弁』の刊行。国会の即時開設を唱える大隈と伊藤博文との対立が激化。明治十七年（一八八四）、大蔵卿・松方正義の緊縮政策によりデフレが進み、農産物価が下落し、中小企業の倒産が増大した。この年だけでも農民暴動が一六七件おこった。

明治十八年（一八八五）十二月、第一次伊藤内閣が成立。明治十九年（一八八六）十月、イギリス汽船「ノルトマン号」（紀州沖で沈没）事件がおこる。イギリス人乗組員だけが脱出し、日本人乗客は全員溺死した。明治二十年（一八八八）、伊藤首相を中心に憲法草案の検討が秘密裡に進められた。

明治七、八年ごろから同二十年代（一八七四～一八九六ごろ）までは、西洋に心酔した時期。自由民権論の全盛時代。明治十四年（一八八一）三月——『東洋自由新聞』を発行し、自由主義を盛んに主張した。明治十四年（一八八一）、板垣を総理とする「自由党」（フランス流の急進主義の傾向をもつ政党、三年後に解党）が結成された。明治十五年（一八八二）、兆民の「民約訳解」（ルソーの民約論の翻訳）が『政理叢談』に連載されるようになると、全国に民権運動家らによって熱心によまれた。兆民訳を「尊信^{そんしん}（尊敬し信頼する）」して益々自由民権の説を拡充するもの多きを加えたり」という（『明治政史』）。

明治十五年（一八八二）十二月、福島事件（自由党志士弾圧事件）がおこる。翌十六年、高田事件（新潟県自由党员による政府高官暗殺計画）がおこる。明治十七年（一八八四）四月、群馬事件（群馬県自由党员の武装蜂起事件）がおこる。同年九月、加波山事件（栃木県令暗殺事件計画が失敗）がおこる。十月、秩父事件（旧自由党员が不況にあえぐ農民を率いて蜂起したもっとも激しい民権運動）がおこった。自由民権運動は、この秩父事件をもつてその頂点に達した（色川大吉『自由民権』、一〇頁）。

明治十八年（一八八五）十一月、大阪事件（自由民権運動のゆきづまりを打開するために、大井憲太郎・景山英子らが朝鮮の独立運動を支援し、その余勢を駆って日本改革をはかろうとした）がおこる。同二十年（一八八七）九月、大同団結運動（自由民権派の反政府統一運動）おこる。これにたいし

て政府は保安条例を公布し、五七〇名を皇居外三里に追放した。以後民権運動は下火になった。

明治二十年から同三十年まで。

明治二十一年（一八八八）四月、伊藤首相は辞職し、枢密院議長となる。明治二十二年（一八八九）二月十一日——「大日本帝国憲法」が公布された。黒田首相が辞し、山県有朋が組閣。

民権家の私擬憲法案が政府によって無視され、「大日本帝国憲法（欽定憲法）」が發布された。明治二十三年（一八九〇）六月、第一回の総選挙で民権派が大勝利し、同年十一月第一回帝国議会が開催された。

明治二十三年（一八九〇）一月、富山で米騒動がおこる。明治二十四年（一八九一）五月、大津事件おこる（ロシア皇太子襲撃）。明治二十五年（一八九二）七月、松方内閣の総辞職。土佐の植木枝盛の死去（享年三十六歳）。

明治二十六年（一八九三）、ケーベルが東京帝大の哲学科教師として来日。明治二十七年（一八九四）七月、日本治外法権の撤廃に成功。八月、日清戦争はじまる。明治二十八年（一八九五）三月、日清講和条約に調印。明治二十九年（一八九六）、労働争議が多発する。明治三十年（一八九七）、農働者の意識が向上し、組合を結成したり演説会が増大する。北陸や東北で農民騒擾が激増した。

明治三十年から同四五年まで。

明治三十一年（一八九八）——この年、内閣がたびたび変わり、国内的には労働者らが待遇改善をもとめて各所でストライキをおこした。明治三十二年（一九〇〇）、在日欧米人は日本国内のどこでも居住でき、商業活動をおこなう権利をえた。明治三十三年（一九〇〇）、「治安警察法」が公布され、政治結社・集会・デモ・ストライキは違法とされた。この法律は、労働運動に大きな打撃をあたえた。この法規をつくった目的は、労働運動や小作争議を弾圧するためであった。

明治三十四年（一九〇一）五月、「社会民主党」が結成されたが、すぐ禁止された。中江兆民の死。明治三十五年（一九〇二）七、八月、呉の



津田真道

海軍工廠、小石川砲兵工廠で大規模なストライキがおこった。明治三十六年（一九〇三）十一月、幸徳秋水・堺利彦ら「平民社」を結成し、週刊『平民新聞』を創刊。明治三十七年（一九〇四）二月、日露戦争が勃発。十一月、『平民新聞』が「共産党宣言」を記載し、発行禁止となる。明治三十八年（一九〇五）九月、ポーツマス条約に調印。明治三十九年（一九〇六）一月、第一次西園寺内閣の成立。韓国の反日運動が激化した。明治四十年（一九〇七）一月、日刊『平民新聞』が創刊されるが、四月発行停止となる。二月、足尾銅山で大暴動がおきる。明治四十一年（一九〇八）六月、「赤旗事件」（山口狐剣の出獄歓迎会で「赤旗」をかかげて警官隊と衝突）がおこる。このとき大杉栄、荒畑寒村、堺利彦らが逮捕された。明治四十二年（一九〇九）十月、伊藤博文はハルビン駅頭において暗殺された。明治四十三年（一九一〇）五月、大逆事件の検挙はじまる。以後、社会運動は抑圧される。日韓併合なる。

明治四十四年（一九一〇）一月、幸徳秋水ら十二名にたいして死刑が執行された。関税自主権の回復に成功。明治四十五年（一九一〇）三月、呉海軍工廠でストライキおこる。七月、明治天皇が死去し、「大正」と改元。

一 明治期の文章資料に現われたルソー。

紙上においてもっとも早くルソーの学説の片りんをルソーその人の名を紹介した和書は、おそらく津田真一郎「真道」（二八二九～一九〇三、明治期の官僚、啓蒙学者、男爵）の『泰西国法論 全』（慶応二年「一八六六」に訳し、慶応四年「一八六八」春、開成所から刊行）であろう。

注・「泰」は西の果ての意。「泰西」は西洋諸国を意味する。

第六章

大陸ノ諸国ニ於テハ フランス モンテスキュー ルウサウ其説ヲ唱ヘタル

二職トシテ

是ヨリ千七百八十九年仏国変乱ノ為ニ煽動セラレ 其説諸州ニ蜂起シ

定律ノ国法頓ニ成長シタリ（七五頁）

注・同書の明治九年版（文徳堂）より引用。

二番目の紹介者は加藤弘之であろう。その『立憲政体略』（東京室町三丁目 書

肆 紀伊国屋源兵衛、慶応四年七月刊^(一八六八)に、ルソーの名が出てくる。

中古^{ちゆうこ}（むかしと近世の間の時期）漸ク開化ニ向フニ 随テ民其私政ニ服セス 殊ニ今ヲ距ルコト一二百年前ノ頃ヨリ 名彦^{めいげん}（りっぱな人物）鴻儒^{こうじゆ}（すぐれた学者）輩出シテ 之カ為メニ 慷慨^{こうがい}（憤りなげく）ヲ懷ケル者少カラズ 就中英人米耳頓、羅克、仏人孟得士瓜、蘆騷、日耳曼人汗士、弗得其他数輩類リニ 王公ノ天下億兆^{おくちやう}（人民）ヲ私有スルノ非ナルヲ弁論シテ

注・同書の四頁。

西周は明治三年（一八七〇）ごろ、私塾「育英社」（浅草鳥越三筋町）において「百学連環^{ひやくがくれんかん}」を塾生に講義しているが、西の記述はルソーに簡単にふれた紹介者が多かった当時において、比較的くわしいほうである。つぎに引く文章において、西はルソーの社会契約説（西は「立約為国論^{ルソー}」とよんでいる）や自由平等論、フランス革命の起爆剤なり、共和制の生みの親としての役割をはたしたルソーに言及している。しかし、西はRousseauを性格に発音できず、「ロウソー」と表記している。

ロウソーの著書に *Contrat social* 及び *Discours sur l'origine de l'inégalité parmi les Hommes* あり。立約為国論^{立約為国論} 試本^{試本} 撰元^{撰元} 之 不平等^{不平等} 問題^{問題} 人類^{人類} 約為国論の説は、凡そ政府たるものは國民互に約束を極め人を撰むて建るものにて、別に君主たるものあるべきものにあらすとの主意なり。次きの書の主意となすところは、都て天下の萬民天帝より見るときは皆同じ人民にして君主大臣及び平民等不等の階級あるべきにあらす、然るを私に人民に不等の階級を以てするは最も天意に背くところなりと言へり。

一千八百年代佛國顛覆せしは此ロウソーなる學者より起るところなり。顛覆の以前は封建の制度なりしか、ロウソーの説より元トの國王を追ひ出し、共和政治になさむとしける國亂に傍ふて、獨逸、伊多里、意斯巴耳亞の各國も亦亂れけるか、此時に乗して佛國にナホレオンなる人ありて佛國を掌握し、各國の亂に乗して兵を用ひけるか故に、一時に威權を振ふに及へり。此顛覆より佛國上下の區別あること最も少く、帝王と雖も平民より皇帝陛下と稱することなく、唯タモンシユ及びマダームを以て同格の如く稱するは今尙然りとす。顛覆の以前は *Fondamental System* として封建の制度なり。



加藤弘之

加藤弘之も同年七月『真政大意 全二冊』（谷山楼蔵梓 三都書）において、ルソー（ルウソウ）の名を引きあいに出している。

殊ニ詳ニ其理ヲ論ジテ（万民同一——市民平等の道理のことか）尤モ主張シタルハ。大凡（おおよそ）二百年前程ノ日耳曼ノ碩学鳥兎富ト云フ人
デゴザリテ。夫レヨリ又仏国ノ孟德斯咎或ハ蘆騷杯云フ学者ガ。之ニ次デ益力ヲ極めて此論ヲ主張シタルヨリ。

注・『真政大意 卷上』三一頁。

ほかにルソーの名が散見する文献に、ミルの『自由之理』（中村敬太郎訳、明治4）、箕作麟祥の『万国新史』（明治4～10）、西村茂樹編『万国史略』（明治6～8）、ブルンチュリ『国法汎論』（加藤弘之訳、明治5）などがあるという（藤野雅巳「明治初年におけるルソー」（『上智史学』21号所収、昭和51・11））。

箕作麟祥（みくくりんしょう）（二八四六～九七、明治期の啓蒙的官僚学者）は、『万国新史』（明治4～10）において、ルソーの略伝について語り、
ついで「民約ノ説」（民約論）の要旨について紹介した。ルソーの「社会契約論」に早くから注目した一人として西周がいるが、同時代人の箕作も注意をむけた一人であった。

此人（ルソーのこと）又一書ヲ著ハシ 題シテ民約ノ説ト曰フ、
其書ノ趣旨トスル所ハ 君臣ノ区別・政体ノ大綱其源皆国中ノ人民互ニ契約シテ設立セシ所ニ出ツ、故ニ現今人民互ニ復タ同心協議スル時ハ、忽チ從來ノ政綱ヲ變更シ 君臣ノ別ヲ廢絶スルコト

注・大久保利謙編『西周全集 第一卷』日本評論社、昭和20・2、一七九頁。

自由タル可キノ意ヲ説キタリ。

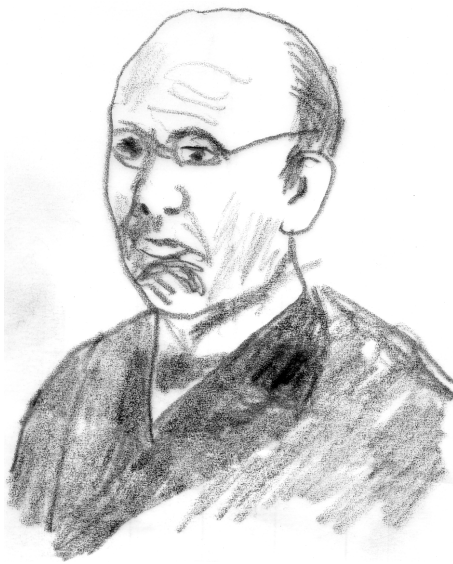
注・前掲藤野論文より。

西周の「ぼくきゆうそうこうぎいちだい駁旧相公議一題」〔『明六雑誌』第三号所収、明治7・3〕にも、ルソーへの言及がある。

なんじこのほう汝此法ニ遵テ 我ヲ治メヨト謂フ 是亦一約束ナリ 故ニルウソウ氏ノ説ニ拠リ 政府ヲ以テ 全ク約束ヨリ成ルトスルモ 政府ノ事ヲ予知スルノ權利ハ 租税ヲ出スト相対スルノ權利ニ非ス

ビーデルマン『各立憲政体起立史 仏国部 第二冊』（加藤弘之訳、明治8・10）に、モンテスキュー（一六八九〜一七五五、フランスの哲学者・啓蒙思想家）とならんで、ルソーの名前が出てくる。

しかる然ルニ能ク此ノ如き一新快復ヲ企ツヘキ権力ヲ有スル者モ亦コレナキヲ以テ 此大業 遂ニ理学者 心理学者ナリ即チアルテル モンテスノ任トナリ 理学者専ラ議論講求ヲ以テ 大ニ天下ノ人心ヲ鼓舞作興スル（ふるいおこす）ニ至レリ

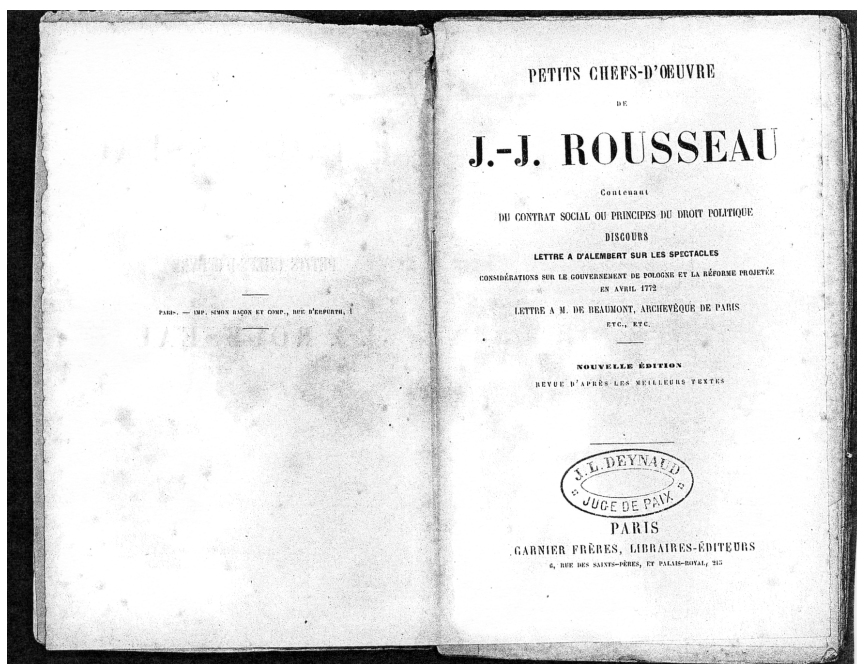


西村茂樹



西周

その他ルソーにふれたものとして、高橋達郎『自主新論』（明治6）、田中耕造纂訳『泰西政法改革誌』（明治7）、リーバー『自由自治』（加藤弘之訳、明治9）などがあるという。末見。（前掲藤野論文）。



瑞穂屋が輸入したと考えられる『ジャン・ジャック・ルソー小傑作選』（改訂版）。〔筆者蔵〕

明治初年の文明開化期に、明六社の会員——啓蒙思想家らは、ルソーの政治思想の略説につとめたけれど、かれらの多くは新政府の御用学者であつたから、絶対主義そのものに反対する立場をとることができず、⁽¹⁰⁾のちに積極的にルソーに代表される共和主義的、民主主義理論を拒否してゆく。

日本橋本町三丁目で輸入業と出版業をやっていた瑞穂屋（店主は卯三郎「二八二九〜一九一〇」）は、外国から啓蒙書を輸入し販売していたのだが、その中にはフランス書も多くふくまれていた。かれは『郵便』（第六五〇号、明治8・4・25付）に、「本月輸入仏国書籍」といった広告を出し、動植物・地質学・法律・薬剤の辞典など三十一点の書籍が入荷したことを伝えている。この中で注目されるのは、モンテスキュー（一六八九〜一七五五、フランスの政治哲学者）の『法の精神』（De l'Esprit des lois, 1748）の入荷である。瑞穂屋の同書の表記はすこしおかしいが、つぎのようになっている。

○ モンテスキイ、スピリット、ド、ロー

これはフランス語と英語をこちゃまぜにして読み、表記したものである。もう一点われわれの注意をひく書籍は――、

○ ルソーセフ、ド、ウーブル

である。これはおそらく Rousseau の chef-d'œuvre（「傑作」の意）をカタカナに表記したものであろう。ルソーの傑作選（版元、刊行年不詳）が店

に入ったことであろう。瑞穂屋が輸入した版本は、おそらく *Petits Chefs-d'œuvre de J.-J. Rousseau*. Librairie de F. Didot frères, 1846, in-12 (IX), 533 p. portrait. (『ジャン・ジャック・ルソー小傑作選』ディド・フレール社、一八四六刊、五三三頁。肖像画付) か、同書の改訂版 (パリのガルニエ・フレール社から一八六七年「慶応三年」に刊行された) であろう。すなわち *Petits chefs-d'œuvre de J.-J. Rousseau*. Nouvelle édition revue. Paris, Garnier frères, 1867, in-16, 514 p. がそれである。

一方、宮崎八郎 (一八五一〜七七、明治前期の自由民権運動家) や杉田定一 (一八五一〜一九二九、明治から昭和期にかけての政党政治家) らは、『評論新聞』の記者として民権論を鼓吹したが、ルソーの名をたびたび引きあいに出し、紹介につとめた。

『評論新聞』(第四〇号、明治8・11) は、箕作麟祥の「国政転変ノ論」を評したが、これは政府に物議をかもす一方で民権派を勇気づけた。記者は「国政転変ノ論」のことを「東洋の民約論」、「日本の法の精神」であるといい、また箕作を「東洋のルソー」、「日本のモンテスキュー」と呼んでも過言ではない、といっている。

吾輩 (われら) 此篇ヲ称シテ東洋ノ「コントラ、ソシヤル」日本ノ「レスプリーデ、ロア」トナシ 箕作子ヲ呼デ東洋ノ「ルソー」日本ノ「モンテスキュー」トナスモ決シテ過当ニハアラサルナリ 嗚呼快ナル哉 國政転変論 嗚呼壯 (さかん) ナル哉 箕作子

明治十年代以前、紙上においてルソーの伝記を紹介したものはなかったが、『評論新聞』(第九〇号、明治9・5) は、わりと長い伝記 (八頁くらゐのもの) を掲載した。この中に有名な民約論のことが出てくるが、大胆な発言によって人心をおどろかした同書が、政府の忌むところとなり、著者は故国におれなくなり、スイスに逃れたことを伝えている。ルソーは著作が多いが、文章ははげしく、立論は大胆であり、恐れを知らない、といい、フランス革命への影響に言及した。

彼ノ有名ナル「コントラ、ソシアル」ノ一書 世上ニ現出スルニ及ヒシカ 其ノ論旨ニ於テ 人間社会上ニ及ブ所ノ影響ハ 沈着穩当ヲ欠クモノナキ
ニ非スト雖モ 其ノ豪胆ナル実ニ一世ノ人心ヲ驚駭攪動シ 復タ前日著書ノ比ニ非ス 之カ為ニ遂ニ仏國ニ居ルヲ能ハスシテ 瑞西ニ走りシカ 瑞西ニ
モ身ヲ置クヲ能ハス

來^{きたる} 仏国革命ノ際^{およ}ニ及^{およ}ヒ 當時^{とうじ}世人^{せいじん}ノ意見^{いけん}ニ大^{おお}イナル影響^{えいこう}ヲ及^{およ}ホシタルハ 更^{さら}ニ疑^{うたがい}ヲ容^{ゆる}レサル所^{ところ}ナリ

『湖海新報』（第一二号、明治9・6）には、民約論から引用したとおもえる文章があり、その中にルソーの名が出てくる。

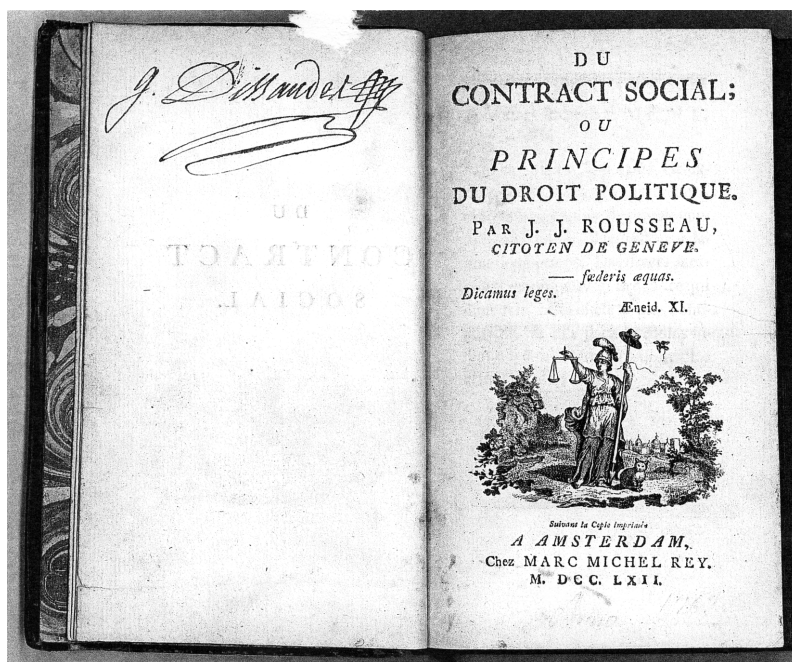
「ルソー」云ヘルアリ 曰^{いわ}ク戦鬪^{せんとう}防禦^{りょうぎ}御^ご以^{もつ}テ外敵^{がいとく}ニ当^{あた}リ 捕獲^{ほくわく}絞斬^{こうざん}以^{もつ}テ 内奸^{ないけん}ヲ止^{とど}ムル者^{もの}ニシテ 而後^{じご}（その後）人^{ひと}ヲ殺^{ころ}スノ權^{けん} 始^{はじめ}テ此^{こゝ}ニ生^なスト 又^{また} 曰^{いわ}ク他人^{たにん}ノ生命^{せいめい}ヲ恃^{たも}シテ 己^{おの}ノ生命^{せいめい}ヲ保^{たも}存^{ぞん}スルトキハ 亦^{また} 己^{おの}ノ生命^{せいめい}ヲ擲^な挺^{てい}シテ（投げすてて）他人^{たにん}ヲ保^{たも}存^{ぞん}セサル可^べラスト

児島彰二編輯『民権問答 篇』（発売書林 中邨熊次郎、明治10・10）は、国体を護持するための弁駁書のようなものであるが、同書のなかに何度かルソーの名が引きあいに出されている。十八世紀末におこったフランスの大変動（フランス革命―一七八九―一七九九）のことを考えると、それをあおったのはボルテールとルソーの言説にあるような口ぶりである。

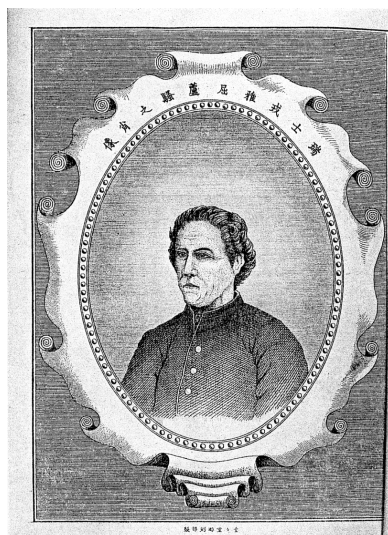
「ウオルテール」「ルソー」ノ輩^{やから} 理学（哲学の意）ヲ講説シ 首^{しゅ}トシテ民権ヲ主張シ 君權ヲ限制（制限）スルニ依^{よつ}テ 更^{さら}ニ其^{その}事變（騒乱）ヲシテ 猛急^{もうきゅうげき}激烈^{げきれつ}ナラシメタリ（二二頁）

著者によると、民権の叫び声は、日本の情況から考えて、必ずしもわが国に適應しないという。フランスの動乱（革命）は、君権おとろえたときに起ったのではなく、むしろそれがいちばん盛んな時期に起っているという。君権が増長し、執政が威をふるい、人民が虐政のくるしみの中間にあつたとき――、

「ウオルテール」「ルソー」ノ学派^{まがし} 増^{ます}民権ヲ講説スルニ由^{よつ}テ 天下ノ人民大旱（ひでり）ノ沛雨（たいふ）（大雨）ノ得^えルニ異ナラズ（二三頁）



1762年にアムステルダムのマール・ミシェル・レイ社から刊行されたルソーの『社会契約論』の偽版〔初版〕の見開きの図。〔筆者蔵〕



服部徳訳『民約論』にみられるルソーの肖像



服部徳訳『民約論』（明治10・12）
〔筆者蔵〕

という。

戎雅屈蘆騷著
田中弘義
服部徳 訳

『民約論』（有村壮一蔵板、明治10・12）は、ルソーの「社会契約論」（Du Contrat Social）と邦訳したものである。これはわが国で訳された最初の「社会契約論」の翻訳である。訳者である服部徳その人については、くわしいことはわかっていない。静岡県士族であったことはたしかなようだ。しかし、生没年は不明である。どこでフランス語を学んだのかも明らかでない。一応、知りえたことをつぎに記してみよう。

維新後、服部は太政官正院中の政表課（のちの会計検査院）に勤務し、明治十七年（一八八四）当時、七等属（月俸二五円）であった。住居は小石川区同心地十八番地であった（『統計院誌 自卷之章 五卷之五 全』より）。

同書はこんにち稀こう本にちかいが、中味をのぞくと巻頭にルソーの肖像画がある。そのあと静岡の中村雄（なけお）という者の「序」（漢文）が数ページくる。それによると、この民約論というのは西洋の民権家の領袖（かしら）であるルソーの一代の大手筆（だいぶん）であるという。ついで九ページほど、ルソーの小伝がつづく。

蘆騷小傳

杉本

蘆騷名ハ戎雅屈一千七百十二年六月廿八日一説ニハ七月四日トモ云フ瑞西國ノ都

府日内瓦ニ生ル父ハ貧素ノ時器匠ニシテ之レニ授クルニ正精ノ教養

ヲ以テスルヲ能ハスト雖モ蘆騷天性讀書ヲ好ミ自カラ稗史小説ニ就

テ讀法ヲ練習シ漸々進ンテボツシュエ、モリエール、フランドル及ヒラヴ

リエール等ノ諸家ノ著書ニ涉獵ス抑蘆騷ガ卓絶高尙ノ氣象ヲ顯ハ

シタル幾多ノ著作アリテ以テ一世ノ名譽辛苦ヲ併有セシ所ノ淵源ハ

則テ普魯達爾其ノ書ニ採ルモノナリ

ノリスダグ

「凡例」によると、この書の原名を「コントラ、ソシアル」と題しているので、いま書名を「民約論」としたという。この本はルソーの著述になかでもっとも有名なものであり、その論旨は、人民社会の原理を説明したものという。しかし中味はひじょうに意味深長だといっている。一読してみたが、理解するのがむずかしかった、とのべている。

訳者は、訳筆をとるにさいして、いかなる原書を用いたものか明言していない。が、一応フランス語の原典にもとづいて訳したようだ。依拠した原書については、あいまいな発言をしている。

「余ガ訳スル所ノ原書ハ すなは乃チ此等ノ諸所（フランスの政体論その他数巻）ヲ合セテ抄訳シ 其表題ノ蘆騷論抄ノ名ヲ付スルモ可ナラント欲ス」

というから、『ルソーの小傑作選』“*Petits Chefs-d'œuvre de J. J. Rousseau, Librairie de Firmin Didot Frères, Fils et C^{ie}, Paris, 1864*”のような版本を用いたものと考えられている。⁽¹¹⁾

訳者が着目したのは“*Contract Social*”（民約）の二字であったという。他日、ルソーの他の作品を逐次訳しおえたら、読者はルソーの政体論のすべてがわかるはずである、といい、それまで本書の表題を「民約論」としておく、とのべている。

ともあれ「社会契約論」（「民約論」）の初期の翻訳としては、服部訳、兆民訳、原田訳の三種があることは知られているが、中でも服部訳は「民約論」の第一号であった。こんにちからみると、服部訳はよみづらいだけでなく、かなり難解である。服部はルソーの「社会契約論」をどのように訳したのか、原文と訳文をならべて検討をくわえてみよう。

かれは原本の前書きを（Avertissement）を訳さず、「第一編」（Livre premier）から訳している。

LIVRE PREMIER

Je veux chercher si, dans l'ordre civil, il peut y avoir quelque règle d'administration légitime et sûre, en prenant les hommes tels qu'ils sont, et les lois telles qu'elles peuvent être. Je tâcherai d'allier toujours dans cette recherche ce que le droit permet avec ce que l'intérêt prescrit, afin que la justice et l'utilité ne se trouvent point divisées.

J'entre en matière sans prouver l'importance de mon sujet. On me demandera si je suis prince ou législateur pour écrire sur la politique. Je réponds que non, et que c'est pour cela que j'écris sur la politique. Si j'étais prince ou législateur, je ne perdrais pas mon temps à dire ce qu'il faut faire ; je le ferais, ou je me tairais.

Né citoyen d'un état libre, et membre du souverain, quelque faible influence que puisse avoir ma voix dans les affaires publiques, le droit d'y voter suffit pour m'imposer le devoir de m'en instruire : heureux, toutes les fois que je médite sur les gouvernements, de trouver toujours dans mes recherches de nouvelles raisons d'aimer celui de mon pays !

民約論

第一編

余若シ天下ノ通義（世間一般に通じる正しい道理）ニ從ツテ 人ヲシテ僉ナ其処ヲ得セシメ 法律ヲシテ悉ク其宜シキニ適セシムル所ノ公正確實ナル国政（国家の政治）ノ果シテ之レアルヘキヤ否ヤヲ推求スル（根本まで考える）トキハ 真正の權利ナルモノト公明ノ利益ナルモノトヲ調和スルヲ常トス 是レ蓋シ余カ所見ニ於テ正理ト公益トハ 更ニ之レヲ分離スルヲ得ヘカラサルモノト確信スルヲ以テナリ 余未タ此卷ノ要領ヲ詳明セスシテ卒然（にわかに）斯ノ如キ説ヲ為トキハ 人之レヲ詰リテ或ハ云ハン 子（あなた）ハ素ヨリ王公立法者等ノ職ニ在ニ非スシテ 政治上ノ著書アルハ 果シテ如何ナル意ソト 余之レニ答テ云ハン 余固ヨリ此等ノ職任アル者ニ非ス 是レ余カ之レヲ書ニ筆スル所以ナリ 余ニシテ若シ王公立法者ノ職任ニアラシメハ 曷（いず）ンソ（いつ）カ 又紙筆ニ言論ヲ徒費センヤ 其為スヘキモノハ 速（すみ）カニ之レヲ為シ其為スヘカラサルモノハ 直チニ黙止センノミ（だまって人のするままにさせる）

夫レ（そもそも）不羈自由ノ国人ニ生レ 殊ニ君主ノ一肢（一員）タルヲ得ル者ナレハ 仮令公事（公のしごと）ノ上ニ於テ 己レカ意見ヲ採用セラルヘキノ効勸ハ殊ニ微々タルモノナルニモセヨ 其公事ニ参与スルノ權利ヲ有スルヲ以テ 退ヒテ復自カラ戒愼（いましめ）ヲ加ヘ 更ニ其国政ヲ深察スルノ義務ヲ尽シ 吾カ親愛スル所ノ郷国（ふるさと）ニ利益スルノ新理ヲ發見スルヲアラハ 亦何ノ幸福力之レニ過ルモノアランヤ

冒頭の一節は、服部訳だとひじょうにわかりにくい。「天下ノ通義ニ從ツテ」は、原文の dans l'ordre civil（市民の世界の意）を訳したものか。「人ヲシテ僉ナ其処ヲ得セシメ」は、原文の en prenant les hommes tels qu'ils sont（人間をあるがままのものと）を訳したものであろうが、服部訳だと理解しにくい。「公正確實ナル国政」は、quelque règle d'administration légitime et sûre（正当で確實な何らかの政治上の法則の意）を

訳したものであるが、régie d'administration は「国政」と意識されている。

「其公事ニ参与スルノ権利ヲ有スルヲ以テ 退ヒテ復自カラ、戒慎ヲ加ヘ 更ニ其国政ヲ深察スルノ義務ヲ尽シ」は原文に該当するところがなく、この一文は le droit d'y voter suffit pour m'imposer le devoir de m'en instruire (投票をもつというだけで、わたしは政治研究の義務を十分課せられるのである) を意識したものであろう。

「吾カ親愛スル所ノ郷国ニ資益スルノ真理ヲ発見スルヲアラハ……」の訳文ちゅうの「真理」は、de nouvelles raisons (新しい理由) を字義にこたわらず意識したものか。

服部訳だと Chapitre VII (第七章) の Du souverain を「君主」と訳している。この語は法律用語だと「主権者」を意味するようだ。服部は書きだしの部分をつぎのように訳している。

第七章

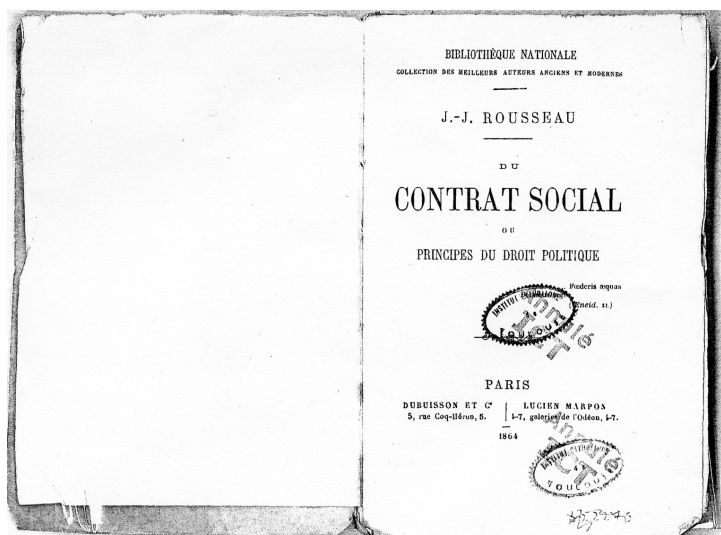
君主

前二挙タル名称ニ由テ観ルトキハ 民約ハ社会ト社員トノ間タノ誓約ヲ包容セリ 而シテ社員ハ 各々其義務ヲ尽スニ於テ 二種ノ性ヲ具有スルナリ 即チ社員衆庶(万民)ニ対シテ其義務ヲ尽スニ於テハ 君主ノ一肢ノ如ク 君主ニ対シテ其義務ヲ尽スニ於テハ 国家ノ一肢ノ如シ 之レヲ要スルニ社員ハ自己ト誓約スルニ過ザルノミ 但シ民法ニ於テ謂フ所ノ 一人ノ自己ト為シタル誓約ハ 之レヲ遵守セザルヲ得ベシトノ道理ヲ引ヒテ 以テ茲ニ之レヲ論スルヲ勿レ 如何(したがいまもる)トナレハ 一人ノ其自己ト誓約スルヲトレ全体ノ一肢ニシテ 其全体ト誓約スルヲトハ 甚タ相違スル所アレハナリ

CHAPITRE VII

Du souverain.

On voit par cette formule que l'acte d'association renferme un engagement réciproque du public avec les particuliers, et que chaque individu, contractant pour ainsi dire avec lui-même, se trouve engagé, sous un double rapport; savoir, comme membre du souverain envers les particuliers, et comme membre de l'état envers le souverain. Mais on ne peut appliquer ici la maxime du droit civil, que nul n'est tenu aux engagements pris avec lui-même; car il y a bien de la différence entre s'obliger envers soi, ou envers un tout dont on fait partie.



「国民叢書」中のルソーの『社会契約論』（1864年刊）の見開きの図。〔筆者蔵〕

この一節は、桑原・前川訳（岩波文庫）だと、つぎのようになっている。

第七章 主権者について

この公式から次のことがわかる。すなわち、結合行為は公共と個々人との間の相互の約束を含むことと、また、各個人は、いわば自分自身と契約しているの、二重の関係で——つまり、個々人にたいしては主権者の構成員として——約束していることである。しかし、何びとも自分自身と結んだ約束には責任がない、という民法の規則は、ここでは適用できない。というのは、自分にたいして義務を負うことと、自分がその一部分をなしている全体にたいして義務を負うこととの間には、大きな違いがあるからである。

「前二拳タル名称ニ由テ観ルトキハ」は、原文を意識したものである。l'acte d'association（結合行為）は、「民約」と訳してある。服部は les particuliers（私人、個人）を「社員」と訳している。「二重ノ性」とは、二重の性格の意で使ったもののようにだが、「間係」とした方がわかりやすい。

全体からこの訳をながめたとき、意味は何かとれるが、何となくすっきりしない。服部訳には九ページほど「蘆騷小伝」（小伝ノ一〜小伝ノ九）が付いているが、これは『ルソーの小傑作選』にないものであり、「国民叢書」（Bibliothèque Nationale）中の左記の版本に付いている。

「ジャン・ジャック・ルソー略伝」（Notice sur Jean-Jacques Rousseau——これはN. Davidが執筆したものであり、五〜一四頁がその部分）を訳したものである。

J.-J. Rousseau

DU
CONTRAT SOCIAL
OU

PRINCIPES DU DROIT POLITIQUE

PARIS

Dubuisson et C^{ie} Lucien Marpon

5, rue Coq-Héron, 5. 4-7, Galeries de l'odéon, 4-7.

1864

J・J・ルソー著

社会契約論

または政治的権利の諸原理

パリ デュビュイソン社刊 一八六四年

「ルソー略伝」を執筆したエヌ・ダヴィッドによると、くわしい伝記を書くつもりはなかったという。また現代的な知性、ルソーという大人物を判断しようといった考えもないし、簡単な伝記だからといって、ルソーの価値は下るものでないという。ありのまゝのルソーを描くのが目的であり、ことさらにかれを超人として扱いたくはないという。

ともあれ、「服部の訳本は、相当難解でもあり、当時としては一円七十五銭という高価なものであり、じっさいどの程度よまれ、社会的影響があったものか疑問」だという（江木修一「服部訳の『民約論』について」『明治文化 第十五卷 第二号』所収、昭和17・2）。

服部訳はあまり一般の注意を引かなかったらしい。¹³ こんにち一通り読むには、かなり根気のいる訳書である。国民的作家の司馬遼太郎は、昭和五十九年（一九八四）四月——高知市のきもいりで「立志社」（自由民権運動の中核的役割を果たした政治結社）の資料展が、高知城内の「県立郷土文化館」で催されたとき、「褪^あせたあ^い色（深い紫がかった青）の安^{やす}っぽい表紙で、拍子ぬけするほどつまらない造本」を、係員にたのんで陳

列用ガラス箱から出してもらい、中をひらいてみたが、それは昂奮をひとにおこせない文章のように思えたという。

この翻訳は、「読む者には何を書いてあるのかさっぱりわからないといった本ではなかったのか」と、のべている（司馬遼太郎「土佐の高知で」『ある運命について』所収、中央公論社、昭和59・6）。

『土陽新聞』（第二三号、明治11・2・5付）は、「抜克爾氏文明論抄訳仏国革命ノ起原ヲ論ス」と題する記事をのせたが、この中にルソーの名が出てくる。

是レ乃チ共和党ニ精銳ノ兵器ヲ授与シタルカ如シ 爰ニ又著名ナル路叟ハ 懸河ノ弁（すらすらと説く弁舌）倒天ノ筆ヲ振フテ 弊法（国の法律）陋習（悪いならわし）ヲ論破シ 共和党ハ之カ為メニ猶一層ノ勢力ヲ添加セリ

植木枝盛の「尊人説」（自筆稿本、明治11・8・30）のなかに、ソクラテス、アリストテレス、ベーコン、ロック、モンテスキューとならんで、「ルウソーノ徒ノ如キ」といったことがみられる（『植木枝盛 第三巻』岩波書店、一三四頁）。

植木にはほかにもルソーへの言及がある。

○ 社会合約（契約）説ヲ 独リルソーノ議論ノ如ク思ヘル者アレドモ 必シモ然ラズ。

注・「無天雜録二」（明治12・6・15）

またおなじ植木の『民権自由論』（明治12・6、大阪で翻刻¹⁴）のなかに、自由を天賦の稟性（生れつきの性質）とするルソーの説が紹介されている。

第二 人民自由の権を得ざるべからざる事

ルソーと云ふ人の説に、人の生るるや自由なりとありて、人は自由の動物と申すべきものであります。されば人民の自由は縦令社會の法律を以て之

を全うし得るとは申せ、本と天の賜にて人たるものの必ずなくてはならぬものでござらう。若し人にして此の天の賜たる自由を取らざれば、是れ天に對つて大なる罪となり自分に取つては大なる恥なり。

植木はわが家臣に学者がいるとし、プラトン、ロック、モンテスキューらとともに「ルソー」の名を掲げている。

注・「天狗経」(明治14・3・6)

服部の訳本は、当時としては一円七十五銭もする高価なものであった。その中味にいたっては一般読者にどのくらい理解されたか不明な点を多くのこしてはいるが、民権運動家に愛読されたことはたしかなようだ。

○近來田舎にて警察吏が國安妨害と認め演説會を差止めハ珍しからねど本月十二日の夜播州姫路吳服町就光社にて筒井辨治といふ人がルソー氏の民約篇を講ぜし臨場の警察吏ハ驚き起つて國安ヲ妨害するものなりとて之を中止せられしより筒井ハ直ぐ一書を懸り「抑も民約篇ハ瑞人ルソー氏の原著にして我が静岡縣士族服部徳氏之れを譯し去明治十年五月政府より板權免許を受け發賣せり然るに今之を講義するは國安妨害なりとせば先づ之を譯せし者を罰せざるべからず而して之れが發賣を許可せし官府も亦不問は問くべからず然るに抑も講義者之れを差止めらるゝとて之を罰せし發賣すべくして講義すべからざるより其責を屬せどと何出てしむの事なり此未如何なる所か何しろ講義の差止めハ是れが始めて

ルソーの「民約論」の公開講義を、官憲によって中止させられたことを報じる『朝野新聞』(明治12・12・19付)の記事

兵庫県姫路市吳服町の「就光館」で、筒井弁治という者がルソーの民約論について講義をはじめ、その場にいた警官が、国の安寧秩序を乱すものとして中止を命じた。それにたいして筒井は、当局に抗議文を提出した。抗議者の主張は、政府から刊行の許可をえた書物を講義することが「國安妨害」になる、というのなら、訳者および発売を許可した役所も罰せられるべきである、というものであった。

服部の訳本は、発売のためのものであって、講義に用いてはならぬ、というのは理にかなわない、という。

このような内容の記事が、『朝野新聞』(第一八八二号、明治12・12・19付)に載っている。

聴衆をあつめての学習会において、ルソーの民約論について講じはじめたら、官憲の厄にあったケースがまさにこれであった。

自由民権運動が全国的運動として展開され、それが高揚点に達したのは、明治十二年(15)ごろという。土佐の高知では、モンテスキューの「万法精理」(法の精神のこと)、ベンサム、スペンサーなどがよく読まれ、訳書のないときは、英語教師に訳してもらい

筆写してみなで読んだ。

「ルソーの『民約論』は、植木もよく読んだ。土佐では『民約論』を持たん子供は無かった。明治十五年より前の話だ」（横山又吉の談話）

注・家永三郎編『植木枝盛選集』（岩波書店、昭和62・4、三〇一頁）

そのころ高知では、俗曲「民権どどいつ」が街で歌われたようである。その一部をつぎに引いてみよう。

○
旭^{あさひ}かきやく国^{くに}とはいえど

民^{たみ}の□^{不明}むりのまださめぬ

○

己^{おの}が在所^{ざいしよ}のかやぶき屋根^{やね}も
かえら^かない^えのが自主^{じしゅ}の権

○

握^にぎり拳^{こぶし}でアノ早^{さわ}蕨^{わらび}（芽^めをだしたばかりのわらび）が
民^{たみ}の権^{けん}利^りを春^{はる}の山^{やま}

○

野^の邊^べの若^わ草^{かくさ}ふみつけられて
萌^もゆる思^{おも}ひのたえまない

注・『高知新聞』（第四六号、明治13・12・12付）

高知の民権家・和田稻積は、「吾人之真支配者誰」（われわれの真の支配者は誰か）と題す論説（『高知新聞』第二二八号、明治14・11・10付）において、ルソーの説をいくつか引いている。たとえば、つぎの文は人に他人の自由を束縛する権利がないことは自明の理だという。

又タ蘆騷氏ノ説ニ曰ク「夫レ人トシテ皆ナ一モ他人ヲ牽制スベキ天然ノ權利ヲ有スル理ナシ」ト 此ノ兩説ノ如キハ 実ニ天地ノ真理ニ適合セルヲ火ヲ觀ルヨリ明カニシテ

さらに和田は、つぎのように説く。

もし帝王を神の子としてうやまい、民衆を別の人種としていやしむとしたら、それは理にあわぬことである。帝王が神の子であるというのなら、われわれもまた神の子である、といえる。帝王もわれわれ人民も同一の人間であって、同等の権利を持つべきものである。帝王はけっしてわれわれの眞の支配者ではないのである。

論者はルソーを引いて、つぎのようという。

故ニ蘆騷氏ノ論ニ云フ「我輩ノ系譜ヲ検索スル時ハ 或ハ世界ノ帝王タルヘキ權利アルモ計ラレズ云々」ト 夫レ然リ 同一種ノ人類ニシテ 權利ニ於テ差等アルベキ理ナク 又タ同等ノ人類ニシテ 同等ノ人類ヲ支配スルノ權利アルヲナキハ 知者ヲ俟タスシテ知ルヘキナリ

和田が用いた原文は、高知において早くから流布していた、兆民の未刊の和訳「民約論」であつたと推定されるという。⁽¹⁶⁾

エミール・アコラス著『仏 民法提要 上巻』(司法省蔵版、明治14・12)のなかに、ルソーが社会の因襲から脱して、人間本来の状態——野蛮な風

習(無教養、無作法で荒っぽいこと)をはめたたえたことに言及した文章がみられる。

○ルソー氏モ亦野蛮ノ風俗ヲ稱賛シテ 之ヲ結社俗ノ上位ニ置キタリト雖モ 畢竟是レ當時社会ノ風俗頹敗シタルヲ痛哭スルニ(嘆きかなしむ) 僻シ 遂ニ此説ヲ發シタル者ニシテ 人間社会ノ根本ハ 人間自然ノ性ニ由ルノ真理ヲ了知セルニ至リテハ 却テ此ルソー氏ニ如ク者莫キナリ 法律中契約ト責(義務)トノ事ニ関シ 上文ノ趣意ヲ証徴スレハ 則チ最モ其彰明ナルヲ見ルヲ得可シ

『近事評論』(三六八号、明治15・1・13付)によると、元老院においてルソーの民約論(原本)が必要になり、フランスに発注したが、同国に

おいても払底しているので、アメリカに注文したという。

『仏国 エミール・アコラス著 仏国法典改正編』（知新社、明治15・3）は、民主主義にもとづいて民法を改正することを説いた書である。訳者はフランスの大学で法学士の学位をえた岸本辰雄と内藤直亮である。同書中のエドガー・キネ（一八〇三〜七五、フランスの歴史家・詩人・政治家）の革命史を論じたものの中に、ルソーの名が出てくる。

宗教ハ第十八世紀ニ於テ 如何ナル結果ヲ生シタルカハ 論理ト思想トヲ吐露スルニ銳意ナリシルーソー氏其人ノ如キモ 猶ホ且ツ之ヲ約言スルヲ肯セス（承知しない）

原弥一郎纂訳『欧米大家 政治格言』（出版者 大瀧清類、明治15・11）は、古今の哲学者のいましめのことばを編んだものであり、この中にルソーがたびたび登場する。

「第一章 自由之理」のなかに――

○ 人民の自由ハ 全国公同ノ意志ニ因テ 限制セラルベシ……………ルーソー

「主権并権利」のなかに――

○ 主権ハ公同ノ意志ノ発顯（あらわれ）シタルモノニ非サルハナシ 故ニ決シテ之ヲ譲与ス可ラス 又君主ハ諸ノ一個ノ人ノ集合スルモノニ非サルハナシ 故ニ亦之レニ代ル者アルベラカス……………ルーソー

○ 人民社会ノ権ハ 苟クモ輕侮ス（あなどる）ベカラサルノ権利ニシテ 凡百（いろいろ）社会ノ基礎ト為ルナリ 盖シ此權利タルヤ 天然ニ出ツルニ非ラスシテ 即チ人爲ノ契約ニ因テ成ル所ノモノトス……………ルーソー

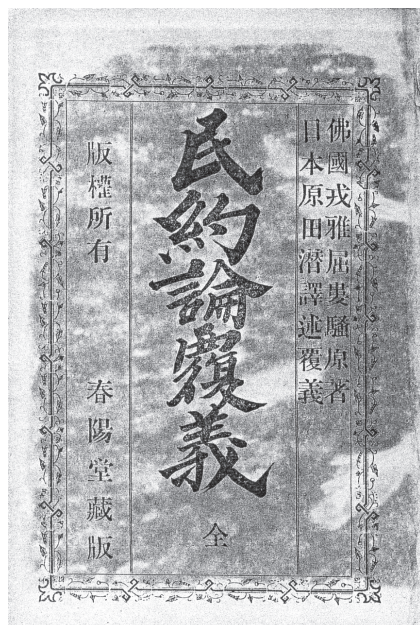
○ 民約ノ大旨（だいたいの意味）ヲ摘出セント欲セバ 一言以テ之ヲ得ベシ 曰ク我党ハ各々其身体及其權力ヲ共同シ 公同意志ニ頼テ 之ヲ統

「第四章 政理」のなかに――

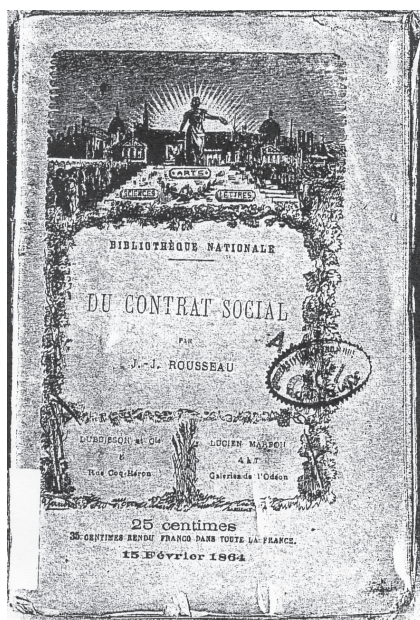
治シしう 而シテ我党ハ一体ノ分枝ニシテ 離ルベカラサルモノナリ……………ルーソー

佛國ルーソー氏原著原田潜訳
民約論覆義 全一冊正價一圓
 右書ハ政治法律の泰斗たるべき此民約論ハ一
 ヤンジャック・ルーソー氏の傑作せる者にして
 佛國巴里府の公民圖書館に所藏せる原書と以て
 原田潜氏の丁寧ニ深に譯述覆義せし其書也乞天
 下の志士諸君御注文あらんこと
 東京南傳馬町一丁目春陽堂 和田篤太郎

『読売新聞』（明治18・9・19付）の原田潜訳『仏國民約論覆義』の広告。



原田潜訳『民約論覆義』（明治16・2）
 [筆者蔵]



「国民叢書」中のルーソーの『社会契約論』（1864年刊）の表紙。[筆者蔵]

○ 抑政府トハ如何ナル者ヲ指シヤ 則チ君主ト臣民トノ中間ニ在テ 其相互ノ交通ヲ弁理シ（取りあつかう） 且諸ノ律令（法律）ヲ施行セシメ以テ政權及ビ民權ヲ保護セシムル為ニ設ケラレタル一個ノ官府（官庁）ニ外ナラサルナリ……………ルソー

○ 刑罰ノ数々行ハルコトハ 凡ソ其國ノ政治ニ於テ 衰替陵遲（ものごとがしだいに衰えてゆく） ヲ生スルノ徴候ナリ 如何ナル罪人ト雖モ 必ス一事モ善ナラサルハナシ 故ニ其存シテ危難ナキ 能ハサルノ罪人ニ非サレバ 決シテ之ヲ殺スノ權アルベカラス……………ルソー

明治十六年（二八八三）二月、原田潜（生没年未詳、山口県平民、漢詩人・政論家・鷗盟社社長）は、中江訖とほとんど時を同じくしてルソーの『社会契約論』（全三八九頁）の完訳を刊行した。題して『民約論覆義』（春陽堂蔵版）という。同書の構成は、次のようになっている。

民約論覆義目録（漢文による訳者の「序」二頁）

例言六則（凡例一六つ）

屢騷略伝（ルソーに関する小伝一五―一一頁）

民約論覆義目録（目次一三―一六頁）

翻訳の底本として用いた版本について、訳者は何も語っていないが、服部訳の底本とおなじ——N. David による解説がついた廉価本（ポケット版）——Dubuisson 社刊であるらしい。初版は一八六四年に出ている。¹⁷⁾

「例言六則」によると、本書の意味は深遠ではかり知れないという。進むべき方向がわからないため、ただ遠くを見ている気がするという。大要（だいたいの意味）を欄外に添えたのは、本来の考えを読者に理解してもらうためである。それを「覆義」という。

原田は原書の冒頭の一節をどのように訳したかを見てみよう。

LIVRE PREMIER

Je veux chercher si, dans l'ordre civil, il peut y avoir quelque règle d'administration légitime et sûre, en prenant les hommes tels qu'ils sont, et les lois telles qu'elles peuvent être. Je tâcherai d'allier toujours dans cette recherche ce que le droit permet avec ce que l'intérêt prescrit, afin que la justice et l'utilité ne se trouvent point divisées.

J'entre en matière sans prouver l'importance de mon sujet. On me demandera si je suis prince ou législateur pour écrire sur la politique. Je réponds que non, et que c'est pour cela que j'écris sur la politique. Si j'étais prince ou législateur, je ne perdrais pas mon temps à dire ce qu'il faut faire ; je le ferais, ou je me tairais.

Né citoyen d'un état libre, et membre du souverain, quelque faible influence que puisse avoir ma voix dans les affaires publiques, le droit d'y voter suffit pour m'imposer le devoir de m'en instruire : heureux, toutes les fois que je médite sur les gouvernements, de trouver toujours dans mes recherches de nouvelles raisons d'aimer celui de mon pays !

民約論覆義

仏国 戎雅屈婁騷 著

日本 原田潜 訳

第一編

国政ノ公明正大ナルハ各
自ノ權利ヲ全
クシ（ととの
える）一般ノ
利益ヲ了スル
（あきらかに
する）ニ在リ
非職ハ論議ヲ
増進スル所以
ナリ 論議ハ
政治家ヲ智ニ
スル（かしこ
い人）所以ナ
リ 其必要ナ
ル言ヲ俟タサ
ルナリ

余カ見ル所ニ依レハ 正道ト公益トハ 天下ヲ輕編（治めととのえる）スル
ニ於テ 毫（ごくわずか）モ分析スヘキ点ナキヲ以テ 立法ノ制立ヲシテ
其当（正当）ヲ得セシメ 公衆因テ以テ（それについて）危疑ヲ抱クヲナキ
公明正大ノ国政ヲ推求スル（推しきわめる）ニ当リテハ 当ニ公衆各自ノ權
利ト 公衆一般ノ利益トヲ併セ説カサルヲ得ス 斯ク言ヘハ 人或ハ余ニ向
ツテ云ハン 子（あなた）ハ帝王又ハ立法者ノ職ニアラスシテ 徒ラニ書ヲ
著ハシテ 国政ヲ論シ 立法ヲ議スルハ 其分ヲ踰越（のり越える）シタル
モノナリト 余ハ之ニ答ヘント云ハントス 余カ帝王又ハ立法者ノ職ニアラ
サルヲハ 言ヲ俟タスシテ明カナリ 己ニ余ハ帝王又ハ立法者ノ職ニアラサ
ルヲ以テ 書ヲ著ハシテ 国政ヲ議シ 筆ヲ操テ 立法ヲ論スル所以ナリ
若シ余ヲシテ帝王立法者ノ職ニ在ラシメハ 則チ余カ為サント欲スル所ハ
直チニ之ヲ行ヒ為スヲ欲ヒサル所ハ 直チニ之ヲ廃センノミ 何ソ議論ヲ
筆紙ニ訴ヘテ 時日ヲ徒費センヤト 夫レ余ハ自由ノ国ニ生レテ 君主ノ一
肢タル人民ナリ 豈ニ（そもそも）政事ニ参与スルノ權利ナカランヤ 然レ
トモ 故ラニ政事に参与セシテ 國ノ為メニ政事ヲ深察シ 新理ヲ発見シ
テ 政事家ヲシテ公道ニ依ラシムルノ義務ヲ尽クシ 吾カ親愛スル所ノ国家
ノ利益ヲ 来タスモノナレハ 仮令ヒ余カ所見ヲ国家ニ適用セサルニモ関セ
ス 国家ニ取リテハ 余カ如キモノアルハ 之ヲ幸福ナリト云フモ過言ニア
ラスト信ス

原田訳の「第一編」の書き出しにみられる「余カ見ル所ニ依レハ」の一文は、「余若シ天下ノ通義ニ従ツテ」（服部訳）と似たものが感じられる。この箇所該当する原文はなく、原田の説明的加筆である。「公明正大ノ国政ヲ推求スル（根本まで考える）ニ当リテハ」の訳に近い原文は、quelque règle d'administration légitime et sûre（正当で確実な何らかの政治上の法則——桑原、前川訳）であろうが、原田訳では意訳されている。服部訳では、「公正確実ナル国政ノ果シテ之レアルヘキヤ否ヤヲ推求スルトキハ」となっていて、この文も原田訳と酷似している。「公衆各自ノ權利ト 公衆一般ノ利益トヲ併セ説カサルヲ得ス」は、le droit permet avec ce que l'intérêt prescrit, afin que la justice et l'utilité ne se trouvent point divisées.（権利が許すことと利害が命ずることを、この研究において常に結合するよう努めよう）を縮め、意識したものであろう。

服部訳ではこの部分は、「余カ所見ニ於テ 正理ト公益トハ 更ニ之レヲ分離スルヲ得ヘカラサルモノト確信スルヲ以テナリ」となっている。原田は justice（正義、正当性）を「公衆各自ノ權利」、utilité（公益）を「公衆一般ノ利益」と訳している。「斯ク言ハハ 人或ハ余ニ向ツテ云ハシ 子ハ帝王ヲハ 立法者ノ職ニアラスシテ 徒ラニ書ヲ著ハシテ 国政ヲ論シ 立法ヲ議スルハ 其分（本分）ヲ踰越シタルモノ（おかす）ナリト 余ハ之ニ答ヘント云ハントス 余カ帝王ヲハ立法者ノ職ニアサルヲハ言ヲ俟スシテ明カナリ」の箇所は、原文の On me demandera si je suis prince ou législateur pour écrire sur la politique. Je réponds que non, et que c'est pour cela que j'écris sur la politique.（おまえは君主か、それとも立法者か、とたずねる人もあろう。しかし私は、そのいずれでもない。だからこそ政治を論じるのであると答えよう——）

「斯ク言ハハ」は、説明的加筆。このあとにつづく訳文は意訳である。

この部分の原田訳は、つぎに引く服部訳ときわめて似たものが感じられる。

「斯ノ如キ説ヲ為ストキハ 人之レヲ詰リテ或ハ云ハン 子ハ素ヨリ王公 立法者等ノ職ニ在ニ非スシテ 政治上ノ著書アルハ 果シテ如何ナル意ソト余之レニ答テ云ハン 余固ヨリ 此等ノ職任アル者ニ非ス 是レ余カ之ヲ書キ筆スル所以ナリ」
 「^す己ニ余ハ帝王ヌハ立法者ノ職ニアサルヲ以テ書ヲ著ハシテ 国政ヲ議シ 筆ヲ操テ立法ヲ論スル所以ナリ 若シ余ヲシテ帝王立法者ノ職ニ在ランシメハ 則チ余カ為サント欲スル所ハ 直チニ之ヲ行ヒ^{おこな}ヒ為スヲ欲ヒサル所ハ 直チニ之ヲ廃セシノミ 何ソ議論ヲ筆紙ニ訴ヘテ 時日ヲ徒費センヤト」の箇所は、説明的加筆。この文章は、服部訳の「余固ヨリ此等ノ職任アル者ニ非ス 是レ余力之レヲ書ニ筆スル所以ナリ 余ニシ

テ若シ王公立法者ノ職任ニアラシメハ 曷いずくンソ又紙筆ニ言論ヲ徒費センヤ」を敷き写したのか。原田訳に対応する原文はない。

「夫そレ余ハ自由ノ国ニ生レテ 君主ノ一肢タル人民ナリ 豈あニ政事ニ参与スルノ権利ナカラシヤ 然レトモ 故いひかラニ政事ニ参与セスシテ 国ノ為メニ政事ヲ深察シ 新理ヲ発見シテ 政事家ヲシテ公道ニ依ラシムルノ義務ヲ尽クシ 吾力親愛スル所ノ国家ノ利益ヲ来タスモノナレハ 仮令ヒ 余カ所見ヲ国家ニ適用セサルニモ関セス 国家ニ取リテハ 余カ如キモノアルハ 之ヲ幸福ナリト云フモ 過言ニアラスト信ス」。この文章は、原文の *Né citoyen d'un état libre, et membre du souverain, quelque faible influence que puisse avoir ma voix dans les affaires publiques, le droit d'y voter suffit pour m'imposer le devoir de m'en instruire: heureux, toutes les fois que je médite sur les gouvernements, de trouver toujours dans mes recherches de nouvelles raisons d'aimer celui de mon pays* (自由な国家ジュネーヴの市民として生まれ、主権者たる人民の一員として、私の発言が公共の政務においてどんなに微力であろうと、投票権をもつというだけでも、政務を研究する義務を負わされている。さまざまの政体について考察するたびに、いつも研究のなかで、わが祖国の政体を愛すべき理由を新たに発見するのは、幸いなことである——)。

冒頭の「夫そレ余ハ自由ノ国ニ生レテ 君主ノ一肢タルノ人民ナリ」は、まあ逐語訳としてはよしとしても、このあとつづく訳文は、だいぶ意識されている。いま引いた一節は、服部訳を参考に行っている節がある。

「夫ふレ不ふ覇き自由ノ国人ニ生レ 殊ニ君主ノ一肢タルヲ得ル者ナレハ 仮令公事ノ上ニ於テ 己レカ意見ヲ採用セラルヘキノ効こう勤きんハ 殊ニ微々タルモノナルニモセヨ 其公事ニ参与スルノ権利ヲ有スルヲ以テ 退ヒテ復また自カラ戒かい慎しん(いましめつつしむ) ヲ加ヘ 更ニ其国政ヲ深察スルノ義務ヲ尽シ 吾力親愛スル所ノ郷国きやうこく(ふるさと) ニ資益スルノ新理ヲ発見スルヲアラハ 亦何ノ幸福カ 之レニ過ルモノアラシヤ」。

亞あ哥ご刺し士し著 酒井雄三郎、白石時康共訳 『政理新論』 編 前 卷之上』(発兌元 日新閣、東洋館、中外堂他、明治17・4) は、*Emile Acollas: Les Droits du Peuple,*

philosophie de la science politique et commentaire de la déclaration des droits de l'homme de 1793 を和訳したものである。

「凡例」によると、原書は上下二巻本であり、上巻はもっぱら政理を説き、下巻は一七九三年に仏国の国会が発した人権告示の令文を注釈・論

評したものである。この「凡例」のなかにルソーの名が出てくる。この『政理新論』において、著者はルソーと反対の説をとえているという。

ルソー氏民約ノ説ヲ誤リ認メテ 善美ヲ尽セリトスルモノ 蓋シ少カラサルカ如シ 「此政理新論ハ、ルソーノ説ト、全ク反対ノ点ニ出デ、

アコラス氏著『仏国民法提要 第六』（司法省蔵版、明治17・6）にも、ルソーへの言及が多数ある。

又カントノ書ニ曰ク 論理上物件ヲ得ルノ明証ハ 当然衆意合同スルノ義ニ本ツク 衆意之ヲ得ルヲ欲セサレハ 奚ソ物件ヲ得ンヤト 是レ即ルソー民約ノ説ヲ以テ 所有權ノ本原ト爲スノ誤リニ陥キル者ナリ 然リ而シテ彼レ末タルルソーノ本意ヲ詳カニセス

服部訳が刊行された五年後——『政理叢談』に、兆民の漢文訳「民約訳解」（第二巻第六章まで、二十六回）が分載されたのであるが、兆民は原書の「章」に従って訳したものでなく、章の構成その他は改変してある。ルソーの原典と訳稿の章立てを対応させて一覧表したが、つぎに引くものがそれである。

原典『社会契約論』の構成	
第一編	
第一章 第一編の主題	『民約訳解卷之一』民約一名原政
第二章 最初の社会について	第二章 家族
第三章 最強者の権利について	第三章 強者の権
第四章 奴隷状態について	第四章 奴隷
第五章 常に最初の約束にさかのぼらなければならないこと	第五章 終いに約を以て国本（国の根本）と為さざる可からず
第六章 社会契約について	第六章 民約

第七章	主権者について	第七章	君 （天子）
第八章	社会状態について	第八章	人世
第九章	土地について	第九章	土地
第二編		『民約訳解卷之二』	
第一章	主権は譲り渡すことができないこと	第一章	君権は以て人に仮 か す可からず
第二章	主権は分割できないこと	第二章	君権は以て人に分かつ可からず
第三章	一般意志は誤り得るか	第三章	衆志も亦た錯 まち ること（まちがえること）有るか
第四章	主権の限界について	第四章	君権の限界
第五章	生と死の権利について	第五章	人を生殺するの権
第六章	法について	第六章	律例（法律）

注・山田博雄著『中江兆民 翻訳の思想』（慶応義塾大学出版株式会社、平成21・11）より。
ルビと（ ）内は引用者による。

中江兆民はフランスから帰国後、仏学塾において至理しり（きわめて正しい道理）として、さかんに民権とか自由主義を説く一方で、ルソーの民約論を祖述したのであるが、明治十五年（一八八二）二月から仏学塾出版会より、月に二、三回、『政理叢談』（のちに『欧米政理叢談』と改題）と題する雑誌を発行し、欧米諸大家の法律・政治・経済・哲学についての翻訳を掲載した。この雑誌は、二年後の明治十七年（一八七九）廃刊となった。仏学塾はしだいに民権論の源泉、一種の政治的クラブ的性格をおびていった（幸徳秋水「兆民先生」）。

短命におわったこの雑誌に、兆民はルソーの「社会契約論」の漢訳「民約訳解」コントラクトソシアルを、第二号（明治15・2）から連載した。これはルソーの著述の真正の翻訳（正訳）というより、意訳にちかいものであった。

政理叢談第二號

○民約譯解

佛國 戎雅屈斐騷氏撰
日本 中江篤介譯解

譯者曰、嘗佛王路易第十五在御之時、戎雅屈斐騷氏得士瓜、遏爾的兒諸子、講學論政、鼓倡自由之說、而我雅屈爲最剴切、所著民約一書、措辭專濫之政、崇獎自治之制、反覆究蘊、無復餘蘊、後世論自由之道者、尊比經典、但其人天姿剛烈、遇事易憤慨、加負才矜豪、不喜循人軌轍、是以論事、或不能無矯激之病、學士輩往往有所指摘焉、抑民約立意極深密、措辭極婉約、人或苦難解、余自蚤歲嗜讀是書、久覺頗有所悟、乃取譯之、其難通處、從加之解、名曰民約譯解、逐號刊行、欲與世之同嗜者共玩誦之、若夫文辭之陋、大方君子、幸請諒恕焉

兆民の漢訳「民約訳解」

「民約訳解」は、鈔訳であり、原著の前半部分——第二編第六章 (*Du Contrat Social, ou Principes du Droit Politique. Livre second, Chapitre VI*) まで訳したものである。

訳者緒言(はしがき)によると、ルソーのこの本は、当時の政治を全力をあげて攻撃し、人民に権利(ここでは人民の自由権のうち、とくに参政権の意)があることを明らかにしたものであるという。ルソーの民約論は発想がきわめて深遠、表現もひじょうに遠まわしであるので、理解に苦しむという。わたし(訳者)は蚤歳(そうさい) (若いとき) からこの本を読むことを好み、長い期間を経て、ようやく何か得るものがあったと思った、という。つぎに兆民訳はどのようなものか、「第四章 奴隷」をたたき台として、具体的に原文とつき合わせて検討してみよう。

第四章 奴隸

人咸相等、無有貴賤、而又力無以爲權、則世之欲建立威權、令合于道者非相共爲約、無復別法可求。互魯士又云、人若欲自棄其權、從人聽命、孰得而禦之、然則一國之民、自棄其權、奉君聽命、亦何不可之有、是言也、辭意殊曖昧、請先就棄字一論之、夫所謂棄者、與之謂邪、將賣之謂邪、顧爲人奴者、非自與也、自與也、苦衣食不贍、就人自鬻是矣、至於民吾不知何故自鬻爲人臣也、夫君也者、養於臣者也、非能養臣也、刺弗列有云、人主之爲生費極廣、吁嗟爲人臣者、既舉其身奉之、又舉其財供之、吾未見有何所遺也。

CHAPITRE IV

De l'esclavage.

Puisque aucun homme n'a une autorité naturelle sur son semblable, et puisque la force ne produit aucun droit, restent donc les conventions pour base de toute autorité légitime parmi les hommes.

Si un particulier, dit Grotius, peut aliéner sa liberté et se rendre esclave d'un maître, pourquoi tout un peuple ne pourrait-il pas aliéner la sienne et se rendre sujet d'un roi ? Il y a là bien des mots équivoques qui auraient besoin d'explication ; mais tenons-nous-en à celui d'*aliéner*. Aliéner, c'est donner ou vendre. Or, un homme qui se fait esclave d'un autre ne se donne pas ; il se vend tout au moins pour sa subsistance : mais un peuple, pourquoi se vend-il ? Bien loin qu'un roi fournisse à ses sujets leur subsistance, il ne tire la sienne que d'eux ; et selon Rabelais, un roi ne vit pas de peu. Les sujets donnent donc leur personne à condition qu'on prendra aussi leur bien ? Je ne vois pas ce qu'il leur reste à conserver.

右のよみくだし文

第四章 奴隸

人みな相い等し、貴賤あること無し。而して又、力、以て權と爲す無し。則ち世の威權を建立して道に合せしめんと欲する者、相い共に約を爲すに非ざれば、復た別法の求むべき無し。

互魯士^{テロテウス}また云う「人もし自^{みづか}ら其の權を棄て、人に從いて命を聴かんと欲すれば、孰^{たれ}か得て之を禦^{ふせ}がん。然らば則ち、一國の民、自^{みづか}ら其の權を棄て君を奉じて命を聴くも、亦た何の不可か之れ有ら

ん」と。是の言や、辞意殊に曖昧なり。請う、先ず棄字に就きて之を論ぜん。夫れ所謂棄なるものは、与うるの謂か、將た売の謂か。顧うに人の奴と為る者は、自から与うるに非ず、自から鬻ぐなり。衣食の贍らざるに苦しみ、人に就きて自から鬻ぐ、是れなり。民に至りては、吾れ何故に自から鬻ぎて人の臣と為るやを知らず。夫れ君なるものは、臣に養わるるものなり。能く臣を養うに非ざるなり。刺弗列いえること有り「人主の生を為すや、費きわめて広し」と。ああ、人臣たる者、既に其の身を挙げて之に奉じ、又た其の財を挙げて之に供す。吾れ未だ何の遺すところ有るやを見ざるなり。

注・『中江兆民全集 1』(岩波書店、昭和58・12)より。

現代語訳

第四章 奴隷

ひとはみな平等で、貴賤の区別はない。そしてまた、力が権力であるとされることもないとすれば、道理に合した權威を打ち立てようとする者は、相互に約束すること以外に何の方法もない。

グロチウスは、また、「ひとがもし自分からその権利を棄て、他人の命令に従いたいと願うなら、誰がこれをふせぐことができるだろう。してみれば、一国の人民がみずから権利を棄て、君をいただいてその命令に従ったところで、どうしていけないことがあるだろうか」と言う。

この言葉は、意味がきわめてあいまいである。まず、棄てるという文字について論じよう。いったい、いわゆる棄てるというのは、あたえることであるのか、または売るという意味だろうか。考えてみると、ひとの奴隷となる者は自分をあたえるのではなく、自分売るのである。

衣食が足りないことに苦しんで、他人に向かって自分を売るのである。ところが人民については、なぜ人民が自分を売って臣下となるのか、わたしは理解できない。いったい、君主なるものは臣に養われるものであって、臣を養うものではない。ラブレール(フランス、ルネサンスの代表的人文主義者)がこう言ったことがある。「君主の生活の仕方は、きわめて費用のかかるものである」。ああ、臣下たる者は、すでに一身をささげて君主に奉仕しながら、なおまたその財産のすべてを提供する！そうになると、何が残るといのであろうか。

注・『日本の名著 36 中江兆民』(中央公論社、昭和45・1)より。

漢訳、そのよみくだし文、現代語訳を原文（フランス文）とつき合せてみると、兆民訳は逐語訳ではなく、全体の意味をくみ取って訳した、いわゆる意訳であることがわかる。文頭の「人咸相等、無有貴賤」、「人みな相い等し、貴賤あること無し」一つとっても、これに相当する文章は原文のどこにもなく、この一文は私意的に添えたものである。兆民はdroit（権利）を「威権」と訳しているが、この漢語のいみは威光と権力である。かれはliberte（自由）を「権」（他から犯されない力）と訳している。

兆民が翻訳に際して用いた版本は、*Du Contrat Social* の一七七二年版（原著初版「二七六二」の偽版の再刊——八折判の単行本⁽¹⁸⁾）とのである。

渡辺嘉重纂訳『^{欧米}大家 教育格言并列伝』（東京金松堂、常陽柳旦堂、明治20・1）は、古今の欧米の大家が教育に関して発言した金言とかれらの略伝をしるしたものである。収録されている人物は、スペンサー、ロック、バイコン、アリストテレス、ペルタロッチ、ルソー、カント、ミル、ゲーテなど二十六名である。第十篇はルソーの項目であり、まず「ルソー氏ノ略伝」（九五〜一〇二頁）がくる。

ジャン、ジャック、ルソー氏ハ 瑞西国ノ人ナリ 紀元千七百十二年ヲ以テ ゼネーブ府ニ生ハ 父ハ時計ヲ製スルヲ業トシ 家甚タ貧シ 氏幼ニシテ師ニ就キテ教ヲ受クルノ資ナク 唯好ンテ稗史小説ノ類ヲ読ム（後略）

ルソーの格言は十二紹介されているが、そのうちのいくつかを引くと、つぎのようになる。

- 凡ソ学問上最モ緊要トス可キ者ハ 事物ヲ見ルニ在リ
- 宗教ハ政治ノ機械ナリ
- 感得ノ力ハ 童蒙（こども）ニ於テ尤著シ

『国民之友』（第一号、明治20・2）の「雑録」は、中江兆民の『革命前法朗西二世紀事 全』を書評したものだが、このなかにルソーの名が出てくる。

雖^{しか}然^ら若^{ごと}し吾^{われ}人^{ひと}をして少^{すこ}しく望^{のぞ}む所^{ところ}を陳^のへしめは 独^{ひと}りモンテスキュー、ウォルテール、ルソー等^{しよ}ノ処^{しよ}士^し（在野の人物）横議^{おうぎ}（勝手に議論や批評をする）を記^{しる}するに止^{とど}まらず、……

『国民之友』（第四号、明治20・5）の「特別寄書」〔第十九世紀の文明を論^{きと}す（明らかにする）〕のなかに、ルソーの名が二度ほど出てくる。

ルソーは汽車に搭^{とう}して諸国を周遊せし者にあらず……ヴォルテール、ルソー、デデロー、コンドルセの諸名士出^でることを微^かつせず

『米^こ国^{こく} ウイルソン氏^し 著^著 日本^{にほん} 富塚^{とみづか}玖馬^{くま} 訳^訳 著^著 仏国革命史論』（発行者 福田栄造、明治21・3）は、君主専制を脱して、共和政治の騒乱をつくりだした、十八世紀の大事件——フランス革命について論じた書物であるが、このなかに民約論の著者ルソーのことが出てくる。

「るーそー」氏ハ 民約論^{みんぎやくろん}ヲ著^{あつ}シ 人ヲシテ人生天然ノ權利及ビ人爵^{じんしやく}（人から与えられる榮譽）ノ何物タルヲ請求セシム（研究させる）

『国民之友』（第二号、明治21・5）の「インスピレーション」のなかに、ルソーの名が二度ほど登場する。記者によると、インスピレーション（天来の妙想）とは、人の思想や感情が絶頂に達したときのこと、このとき人や世間をおどろかすという。人が方々を旅行するのは、妙想を得るためである。

ルソー嘗^かつて其懺悔書^{そのきんげしる}に記^{しる}して曰^いく

実^{じつ}に行旅^{こうりょ}（旅行）は我^{われ}れをして、我が思想を鼓舞^{こぶ}發揮^{はつ}せしめたり、……

而して英国現今文学の大家ジョン・モルレー氏（一八三八―一九二三、イギリスの自由党政治家、伝記作家——引用者）の如きは、ルーソーが従来欧州の億万の人心に放火したる 一点の火種は總べて此の行脚中の「インスピレーション」より得たる者なりと云へり

『国民之友』（第三号、明治21・6）の「特別寄書」に、ペスタロッチ（二七四六―一八二七、スイスの教育改革者）の志操行状を論じた文章があり、このなかにルーソーの名が出てくる。

彼れルーソーのEMAILに於て 大に得るところ有り 而してルーソーの議論は 之をロックの哲学に得たるものなり ロック（一六三二―一七〇四、イギリスの哲学者——引用者）の学識 已に一世を睥睨し（横目でにらむ）二百年來諸家の宗師（師匠）とする所るなり 其教育論は 則ちルーソー教育論中の少年EMAILを生じ EMAILの住家となり EMAILの遊戯場となり EMAILが自由の空気を呼吸して 天然の才能を發表したる乾坤（天地）となれり

『政論』（創刊号、明治21・6）の「雜報」（「頼もしき哉仏国の政治」）のなかに、ルーソーの教育論が紹介されており、同人の名が何度も出てくる。ルーソーの教育論の要諦は、やさしい教授法を採り、人びとをして天性をまっとうし、その自然の才能を發揮させるにあった。

「ルーソー」の議論 今日より之を見れば 議すべき欠典も有るべしと（中略）
「ルーソー」が「EMAIL」に於て 少年に告げ「往けよ潮流に反対して 往けよ而して恰も正路に達するを得ん」と言ひしは 過激なるに似たれども 事情に適中したる苦言と謂ふべし 「ルーソー」の意に以為らく 凡そ教育には先づ児童の性質如何を考察せざる可らず

『女学雑誌』（第一四〇号、明治21・12）の「社説」——「将来の日本人民——家庭の母」のなかに、ルーソーが出てくる。記者によると、人は幼稚園とはいかなるものかを知ったら、つぎに家庭教育について知るべきという。家庭とは小さい幼稚園だという。そこにひじょうに親切な保母がいるが、これを「母」という。幼稚園の大切なことを知るものは、家庭教育の大切なことを知るべし、と。

ロウソウ曰く「子供をして有のままに生長せしむれば 彼等は其母を以て自身を創造りたるの神なりと思ふべし」

『女学雑誌』（第一六七号、明治22・6）の「社説」——「英雄豪傑」のなかに、ルソーの名がみられる。記者によると、英雄豪傑のかたちはいろいろあるにせよ、その知恵と人徳をもって時流に逆う者のことをいう、とのべている。

故に彼のカーライルが云へりし如く、或はマホメットの予言となり、ダンテ、シエクスピアの詩となり、ルーテル、ノックスの改革となり、ジョンソン、ロウソウ、バーンズの文字となり、クロムエル、ナポレオンの王となりて現はるゝとあらん

人が欲するものは、恋と名（名声）であるという。それらが手に入ると得意となり、それらを失なうと失意の人となる。世間の人のほとんどは失意のひとつである。人は失意の苦しみからぬけ出るには、悟りをひらくしかない。

『国民之友』（第五五号、明治22・7）の「得意と失意」に、解脱者ルソーが出てくる。

ルソーは悟れり、バイロンは悟れり、平賀源内は悟れり、彼等は名を棄てたり、彼等は恋を棄てたり、彼等は自ら礼節の外に立てり、彼等は酒を被むれり、世を侮れり、絶叫せり、

万国歴史全書の第七編にあたる坪谷善四郎著『仏蘭西史 全』（博文館蔵版、明治22・8）は、「テーロール氏ノ仏蘭西史、グードリツチ氏ノ仏蘭西史ニ拠り」、かたわら諸書を参考にして著わしたフランス史であり、上古代から第三共和政治まで扱っている。この中にモンテスキューとならんで何度かルソーの名が出てくる。民権家としてのルソー、かれの論法の特徴、フランス革命の発動者としてのルソーが、つぎのように描かれている。

モンテスキューノ方法精理ノ二書ハ、大ニ君主専制ノ非ヲ論シテ、民権自由ノ説ヲ發揮シ、而シテ有名ナル民権家ルソー、ノ民約論ノ著一トタビ出テ、士大夫（紳士）庶民ニ至ルマデ、其説ノ奇ナルヲ愛シ……

ルソーノ論述スル所ハ、斬新奇抜ニシテ、而シテ能ク読者ヲ感奮興起セシムルニ足ル、此人書ヲ著スヤ、始ヨリ確然貫徹スル所ノ意見アルニアラズ、唯ダ物ニ触レ、事ニ感シ、随テ思想ヲ生ジ、随テ之ヲ写スガ如シ

是ニ於テ積年ノ憂憤堪ヘ難ク、加フルニルソー、モンテスキュー等ノ、自由民権ノ説流行シ、米國ノ建国ハ人民ニ獨立ノ元氣ヲ惹起セシメ、其情一時ニ破裂シテ、竟ニ一千七百八十九年以來ノ大革命ヲ惹起スルニ至リタルナリ（三三三〜三三三頁）

谷本富（二八六七〜一九四六、明治・大正期の教育学者）によると、教育には個人教育と国家教育（治国平天下を旨とする教育）があるという。『学林』（第一〇号、明治23・7）は、論説「国家教育とは何ぞや」を掲載した。この中にルソーが出てくる。

ルソー、及び其シヤン、ピーヤも亦 国家教育に付て論せり。特にルソーが「エミル」を出版したる翌年に、ラシヤロトアーの公にせる国民教育論の如きは、大に仏国教育の上に影響する所ありとす。実に仏国革命の主唱者等は、貴族の専恣なる（きままな）教育を廃して、教育を国家の掌る所となし、上下一般普通に、教育の恩恵に浴すべきものなりと信したりしなり。

『文学評論』 志からみ草紙』（明治23・10）に載った「文海の藻屑」は、文学者の表現方法のあやまりについて論じたものだが、この中にルソーが出てくる。

かくいひてルウソオ、ラシイズ、ユウゴオなどに 語法の過ありしを引きて、大家は語法に拘らずといへり。（中略）而れども古今の語法を併棄てむとはせず、ルウソオ等の如き大家に語法の過ありしも過は過なり。

『いらつめ』（第七九号、明治24・2）の「玉屑一函」（すぐれた詩文を収めた箱）の中に、小説家としてのルソーが登場する。

恩がへしは是非為すべきこと、之を望むことは不道理（小説家るウソオ）。

『垂細亞』（第三号、明治25・2）の「鋼」（おおもと）に、「我國の仏蘭西学」と題する論説があり、このなかにルソーの名がみられる。

書籍不充^{ふじゅうぶん}分、遠洋万里^{えんやうばんり}の我國にあるもの訳書を以て研究するの苦心思^もひ半ばに過ぐるものあり、英学を修むもの談^{だん}を聞く、シエクスピア、ミルトンの人と為り説きてモンデスキュー、コルネーユの性行を審^{つまびら}かにせず、独逸学を修むものカント、ヘーゲルを詳^{つまびら}かにして、オルトラン、ルソーの卓論^{たつろん}（すぐれた議論）を知らず、

北村透谷^{とつぐ}（一八六八―一八九四、明治期の評論家、詩人）は、『評論』（第一三号、明治26・9）に「兆民居士安^{いづ}くにかある」を発表し、明治二十六年（一八九三）秋以降、実業家に転身したかつてのフランス派の自由主義、民主主義思想の鼓吹^{こすい}者中江兆民を惜しんだ。

多くの仏学者中に於てルソー、ボルテールの深刻なる思想を咀嚼^{そしやく}し、之を我が邦人に伝へたるもの兆民居士を以て最もとす。「民約篇」の翻譯は彼の手^てに因りて完成せられ、而して仏国の狂暴^{しやうぼう}にして鬱快^{うつがい}たる（心がふさぐ）精神も亦た、彼に因りて明治の思想の巨籠^{きよかご}中に投げられたり。彼は思想界の一漁師として漁獲多からざるにあらず、社會は彼を以て一部の思想の代表者と指目^{しもく}せしに（指さして見る）、何事ぞ、北海に遊商して、遠く世外^{せがい}（別世界）に超脱^{てつだつ}するとは。

渋江保の『哲学大意 全』（博文館、明治27・2）は、初学者のために、スペンサーやバックスその他の諸書を参考にして著した西洋哲学の大意をしるしたものだが、附録に近代哲学の諸派の系譜があり、モンテスキュー、ボルテールとならんでルソーの名がみられる（二七六頁）。

仏国ノロック派

ルソー

実験派二属ス

わが国最初のルソーの小伝は、『評論新聞』（第九〇号、明治9・5）であり、これはきわめて簡単に要をえたものである。このあと明治二十年代後半になるまで、まともなルソー伝は現われなかった。が、『史海』（第三二号、明治27・2）は、金蹉跎（不詳）による「ジャン、ジャック、ルソー」を掲載した。

これは当時としては、くわしい伝記（二段組で三四―六四頁）である。十八世紀の汚濁腐敗した社会に生まれたルソーは、やがて社会を改革する必要を感じ、誤信迷想や族閥を破壊し、四民（あらゆる階級の人）を平等にしようとしたという。

ジャン、ジャック、ルソー（Jean Jacques Rousseau）は千七百十二年（以下皆千七百の三字を略す）六月廿八日瑞西ゼ子バ（ジュネーブ）に生る、家元とパリーの書肆なりしが、二百年前今の市の創設に際して移り住む、久しからずして新教大に此地に拡まり、其家亦之を信じて歴代変えず、父はイサク（Isaac）と云ひ、同胞十五人ありて、其親よりは多く遺産を受けず、時計製造を職とす、母は市の宣教師ベルナル（Bernard）の女（むすめ）にして、名をシュザンナー（Susannah）と云ふ、質朴柔和にして怡しげなる女なりしが、ジャック生る、時難産の為に死せり、ジャック自ら記して曰く「母は余が為に命を失へり、余が生れは不幸の始なり」と、生れし時生死の程覚束なかりしに、纔に此世の人となり、父の妹に親切に養育せられしも、羸弱多病にして精神も確ならざりき、

『史海』（第一三三号、明治27・2）に載った「ステール夫人」は、フランスのロマン派の先駆となった女流文学者スタール夫人（一七六六―一八一七）について論じた文章であるが、この中にルソーが出てくる。彼女が最初に著したものが、ルソー論であったという。

夫人が最初に世に公にしたる述作はジャン、ジャック、ルソー（Jean Jacques Rousseau）の性質及び其著書に対する評論なり、此の評論一とたひ世に出づるや、忽ち巴里の紙価を貴からしめたり、人己れの尊崇する人物を評論する時は往々過譽濫賞に陥るの弊あり、而して此弊は特に年少記者に多く見る所なるが、夫人のルソーに対する評論も亦此弊を免かれざりき

バッハとならんで後期バロック音楽の巨匠ヘンデル（一六八五―一七五九）の愛読書の一つは、ルソーの著作であった、と『自由基督教』（第三卷第七号、明治27・3）の「ゴットフリード、フォン、ヘンデル(4)」にある。

彼がケーニヒスベルヒに在る際、好んで読みし著者を挙げれば、シェーキスピア、プラトン、ライプニッツ。デデロ、ルソー等に指を屈せざるべからず。其他バウクスレー、ヒューム、シャフテスブリーも亦好みたるもの、中に数えらるべくやあらん。

ヨーロッパにおいて、国家はすなわち、我なり、といった、いわゆる専横主義がその頂上に達したのは、十八世紀の中葉のことであった。圧制への怨みの声が高まり、革命の大雷雨によって、いちどこれを掃き清める必要があった。『国民之友』（第二三八号、明治27・10）の「フリードリッヒ、シルレル」の中に、ルソーの名が出てくる。

自由の呻声（うめき）は既でに諸方に動き始めた。ルソー其社会契約説を以て漸く佛蘭西王国の基礎が転覆しつゝあり。

日本人は古今末ぞうの文明開化に驚がくしたことは事実であるが、ヨーロッパもルネサンス、アメリカ大陸の発見、フランス革命において三たびおどろいた。とくにヨーロッパの十八世紀は、偽善・虚飾・虚偽・不誠実の時代——仮面の時代であった。そのような時代のなかで、悪しき政治や制度、ならわしを非難し喝破した（説き破った）のは、モンテスキューやボルテールやルソーであった。

『太陽』（第二二号、明治27・12）の「韻文に就て」は、島崎藤村が執筆したものだが、このなかにルソーが出てくる。かれによると、ルソーは革命的思想家のほか、音楽家としての一面があったという。藤村はルソーが母語であるフランス語をどのように見ていたかを紹介しているが、フランス語は詩と音楽に適さないのは、なめらかすぎるのに原因があるらしい。

自然に帰れといふルウソオは、隠れもなき革命的の思想家にして、又音楽家なりき。ルウソオの説に依れば、仏蘭西の言語は極めて不完全なるものなり。仏蘭西には国民の音楽と称すべきものなく、もし有りとすれば極めて悪しきものなりといへり。常に真理の機関たることを誇れる仏語なれども、

残念ながら詩と音楽とに適せずといへり。

彼は国民の音楽の基礎を言語の上に置き、音楽に要する言語の四要素を挙げて、仏語は平滑に過ぎ、流暢に過ぎて、遠く以太利語に及ぼずとなし、音節の美妙なる「アクセント」の明瞭なる母音の力ある旋律に適したるは、以太利語の特色なりといへり。よしやルウソオを以て、器楽と歌樂とを混ぜるとの非難を免かれずとなすも、猶其自国の言語に対して、極めて透明なる観察を有せしことは疑ふべからず。

ルウソオ徒らにすねたりと罵るはあやまちなり。吾人（われわれ）は彼が天才の明鏡（眼力）に対して、何故に仏国は詩に敗れたるやの疑問を解し得たり。仏語の純粹なる旋律に適せざることは、明かなる事実なりといへり。仏語の「アクセント」に乏しくして、凡ての韻語に力なきは隠れもなきとなりといへり、

『国学院雑誌』（第八号、明治28・6）の「国文学の将来」（坪内逍遙述）に、ルソーのことが出てくる。

社会の压制、即ち悪習俗の最も甚しかりし仏国に於ては、此の般（このたぐい）の論難も竟に其の極頂に達せり。彼の『万法精理』に悪制度を説破し「Persian Letters」に悪習慣を罵倒せしモンテスキウ嘲難家（あざけり非難する人）の大王と称せられて、後の大破裂の緒を發せしブルテールの徒は孰れもロックを愛読せし論客にして、明に当、社会の勁敵（つよい敵）なりき、若しくは『民約説』に一世を震蕩し（ゆり動かす）、『新エレナ』に鋭く醜俗を諷刺せしルソー、System de la Nature を著し（後略）

悪制度は悉く破壊すべし、所詮（つまるところ）大改革は、必要なりといふ結論生じたり。彼の革命の煽動者として知られたるブルテール及びルソーの二人が、バスチル破壊前にみまかりながら、共に大革命の方に旦夕に（ふだん）逼れるを予言して逝りしをもて、此の潮流の転々急なりしを断定するに足るなり。

『帝国文学』（明治28・8）の「論説」に、高山樗牛（一八七一―一九〇二、明治期の評論家）の「人世の価値及厭世主義（承前）」があり、このなかに、ルソーの名がたびたび出てくる。厭世主義とは、いまの人生や世界に失望し、これをいやがる態度をいう。樗牛はつぎのようにいっている。

ルソーの説によると、歴史はむかしにさかのぼるにつれて、人間の徳義（道德上の義務）と純潔（けがれないこと）を見る。また有為の人物

は世にうけ入れられることすくなく、どうでもよい人間が社会にのさばっている。学問にしても、人品や道徳を高める真の学問はおこなわれず、遊惰（あそびおこたる）の資にしかならぬ、末技（まぎ）（未熟な技術）しか榮えない。人間が作りあげた文化は、社会を墮落させ、人性（人の本来の性質）をくさらせる。

道徳の上より論じたる歴史的厭世主義は 主としてルソーの唱へし所にして 前世紀の後半期には 盛に欧州大陸に行はれ 仏蘭西革命の一原因をも作せるものなり（中略）

ルソーが是説は 全く根拠無きには非ず 而かも単に事物の半面のみを見たるに過ぎず 文化漸く進み 社会の組織漸く複雑となるに随ひ 単純たる古代に於て見るべからざりし諸種の悪徳の生じ来りしとは 洵にルソーが言に違はず

『青山評論』（第六〇号、明治28・10）に掲載された「マダム、デー、スタール（接前号）」のなかに、ルソーが出てくる。

之に反して人間情体の必要的傾向は、完全に達せんとするにありとせば、之れ戦を基督教に挑みて、ルソーに同するものなり、当時ルソーの説大に行はれ、人心を風靡し、一世を驚動したる時なりければ、其思想は即ち国民の思想なりき

『名家談叢』（第二号、明治28・10）に、藤代禎輔（一八六八～一九二七、明治・大正期のドイツ文学者）の口述筆記「ルソーの話」（小話）が載っている。藤代は、民権主義や社会平等主義を提唱したルソーのことを、「日本にも随分聞えた人」であるといっている。藤代はこの口述のなかで、ルソーの自伝のなかから、おもしろいエピソードをひろって、語っている。

ルソーは気に入ったものがあると、他人のものであっても、またそのものを買う金がなくても、どうしても手に入れたくなるという。精神病学でいうところの“窃盗狂”であったという。これは精神のほうに狂っている兆候のひとつであった。

それからもう一つは 余程世の中に容れられない人であるので、何しろ仏蘭西に居つて、信仰自由のことを唱へて、宗教にも反対をするし、民権自由、

社会平等の主義を唱へて、政府にも反対をするものですから、反対者が非常に多くつて、国会でも其の著書を焼いて志まふなどと云ふやうな譚で、そんな逆境に陥つたので、予て幾らか精神病の方の傾がある所に、今言ふ通り世の中の虐待を受けたので、大変陰気になつて、始終心配ばかりして居つた、遂には誰でも疑ふやうになつて来た、矢張精神病の方に追跡妄想と云ふのがあるのです。

『帝国文学』（第二巻第一号、明治29・1）の「論説」に、「近世の思潮を論ず」と題するものがあり、このなかにルソーのことが引きあいに出されている。

仏蘭西に於ては 全く反対の結果を起せり、ルソーの自然に反れと云ふ声は ヴォルテール、モンテスキュー等の声と合して 全く社会的の運動となれり、

古来多くの哲学者の頭脳をなやましたものは、人生の目的であつた。人生の目的とは、幸福をうることである、というのが定見のようである。が、何をもって幸福かという疑問が残っている。世間の多くは——富有、快樂、名譽、威權、權力、學術上の進歩をもって幸福と考える。

『婦學裏錦』（第四三号、明治29・5）の論説「人生の目的」のなかに、生活の意義を説いた文章があり、そこにルソーの言説が引用されている。

仏人ルソー嘗て「エミール」(Emile……)と題する著作中に、生活の真意義を述べていふ。「生活すとは呼吸するの謂にあらず。生活の真意義は勤勞なり。換言すれば、生活とは我等の四支五官を運用し、我等の才能を活用し、凡ての機関をして其用をなさしむるにあり。最良の生活をなせる人とは、最長命の人をいふにあらずして、生命の真意義を最もよくかなへる生活をなしとげたる者をいふ」と。

また同誌（第四五号、明治29・7）の論説「年若の婦人に告ぐ」は、婦女子がよむべき本として、高尚かつ優美な書物をえらぶことを勧め、聖書を愛読することを忘れてはならぬ、と忠告している。他の本はよまなくてよいから、聖書だけはつねに誦読（音読）せよ、という。かのルソーも威光があつておごそかな聖書をうやまつたという。

又仏のルソーは、「われ爾に告白す、聖經の威厳がわれを敬服せしむるをは、正に福音書の純潔がその感化を我心情に及ぼすが如し。

峰是三郎訳『教育指針』（博文館、明治29・11）に、ルソー小伝（二五三―二五五頁）が掲げてある。

○ルソー

瑞西ノ哲学者ニシテ、能弁家ト著述家トヲ以テ顕著ナリ。千七百十二年ゼネバニ生ル。母ハ賢女ノ誉レ高カリシモ、氏ノ尚乳児タリシトキ永訣（死別）シ、其訓育ヲ受ケサリシハ惜ムヘシ。父ハ時計職工ナリシガ、軍人ト争論シ、難ヲ他ニ避クルニ際シ、氏ヲ伯父ニ托シタリ。是ニ於テ、十四五歳ノ頃ハ彫刻者ノ従弟トナリシモ、使役ノ苛酷ナルニ耐ヘ難ク、二年ノ後脱奔シテ各処ニ流離シ、或ハ貴族ノ家ニ寄寓シテ給仕トナリ、或ハ音楽教師トナリシモ、多クノ子弟ヲ得ルヲ能ハズ、加フルニ、氏ハ幼時ヨリ憂鬱性ヲ帯ヒ、神經過敏ナル為、其激スルトキハ往々發狂ニ均シキ觀アリ、千七百四十一年（三十一）音楽上ニ就テ発見スル所アリシカハ、名誉ヲ博センタメ、巴里ノ学士会院ニ到リテ、之ヲ朗読セシモ、擯斥サレテ一層ノ窮境ニ沈ミ又モヤ公使館ノ書記トナレリ。

斯ク逆境ノミニ遭遇セシ故、千七百五十三年（四十二）人間不平均ノ原因ニ就テ一書ヲ著シ、社会ノ虐飾ヲ論破シ 平等ノ運命ヲ主張スルニ至リシモ、全ク其身ノ逆境ヨリ出テタルナリ。然レドモ当時ハ既ニ一大哲学家將タ文学者トシテ、其身ヲ立テ、諸国ヲ歴遊スルニ至リシガ殊ニ氏ノ名ヲ不朽ニ伝ヘタルハ、懺悔録ノ著述是ナリ、此書ハ氏ノ自伝ニシテ、一種ノ小説トシ、又ハ哲学ノ論文ニモ見ルヘク 実ニ空前ノ傑作タリ。千七百七十八年六十七歳ニシテ死ス

『国民之友』（第三四四号、明治30・4）に、赤龍山人（不詳）による短歌が掲載され、ルソーのことがうたわれている。

ジャンジャンク、ルソーの短歌

情死者の墓

千七百七十年六月情死せるものに就て

両情人此下に横はる。彼等は互の為に生き、彼等は互の為に死す。法律は謚き。単純なる信仰は見るに大罪を以てし、情感は賛歎す、而して道理は沈黙す。

和田三郎（一八七二—一九二六、明治・大正期の新聞記者、中国革命援助者）は、高知のひとである。明治学院神学部に学んだのち、明治三十年（一九〇七）郷里で『土陽新聞』（『高知新聞』の前身）の記者となった。のち上京し、板垣退助の秘書をへて宮崎滔天らと革命評論社を創立し、孫文らの革命運動を声援した。大正十四年（一九二五）中国を遊行中に病いをえ、帰国した翌年亡くなった。享年五十五歳。

『関西青年』（第二号、明治30・9）に載った論説「仏国革命の於ける文字の影響」は、同人が執筆したものだが、この中に人民の主権や権利を説き、社会の改造を唱導したルソーのことが出てくる。

ルソーは千七百十二年生る、モンテスキュより少きこと廿三年、ボルテヤより少きこと十八年。其人物、性行、識見に於てはボルテヤに比して更に奇絶、壮絶、快絶なるものあり。年五十にして其多年の蘊蓄たる民約篇及び「エミール」を著はして、盛名欧米の天地に轟けり。

ルソーは此二書によりて果して何を教へんとする乎。

ルソーの舞台は開かれたり、渠は時代の為に前人の未だ嘗て道破せざる、人類社会の改造に関する大問題を捉へ来りて、右手に民約論を提げ、左手に「エミール」を振ひ、屹然として欧州の野に立ち、地球の表面に社会を成せる人類に向つて、「来れ我れ汝を救はん」と叫ぶ也。渠は「エミール」に於て完全なる個人を求め、民約論に於て完全なる社会を示しぬ。仏国革命は社会の不平等を医治せんが為に起れり、人類の欠乏を補はんが為に起れり、而して「仏国革命はルソーに於て其福音を見出しぬ」。

曰く、主権は人民にあり。曰く、万民の権利は平等均一也。曰く、社会は個人の契約によりて成るもの也。曰く、政治に於ても教育に於ても干渉はすべて宴あつて益なし。曰く、教育は自然に率ふて自然を導かざるべからず。曰く何、曰く何と、渠の言ふ所は悉く新奇なる真理に非ざるはなし、是に於て仏蘭西人民はルソーに酔へり。ルソーは新の仏国人民の偶像となれり。渠等は曩にボルテヤに払ひたるよりも更に多くの尊敬と聴従（聞き従う）とを以てルソーに向ひぬ。

『帝国文学』（第三卷第一〇号、明治30・10）の論説「水の詩趣」に、スイスの景色の紹介者としてルソーのことが出てくる。

クロプストック（フリードリヒ・ゴットフリート・クロプシュトック——一七二四―一八〇三、ドイツの詩人）が佳人才子（文才のすぐれた人）一時の選を集めて風雅の舟遊を催ふし「チユルヘル湖」の一篇を吟せしは、瑞西の湖上に非ずや、バイロンがその「巡礼篇」を草せしも、ルウソオがその始めて瑞西の風光を世に紹介したりと謂ふ。

『家庭雑誌』（第一〇巻第一一〇号、明治30・11）の史談「トルストイ家の家庭教育（上）」を執筆したのは、徳富蘆花（一八六八―一九二七、明治・大正期の小説家）である。蘆花のこの記事は、ヨーロッパ屈指の文豪トルストイ（一八二八―一九一〇）の家庭教育の一斑をのべたものであり、トルストイの文学上の著作や宗教上の議論を紹介したものではない。

トルストイは、なるべく子供を自由に、自然に近づかせて育てるのを根本とし、ルソーの『エミール』にもとづいて家庭教育をおこなったという。

子供こどもの家庭教育に就ては、翁おきな（トルストイのこと）も余程考へたので、根本の主義はルツサウの「エミール」に基いて、併し時処位じじょゐ（時と所）の必要で大分斟酌を加へました。畢竟成る丈ひつげうなだけ 人為の制限を省ひて、子供を自由に自然に発達はつたつさせるは、翁の家庭教育の第一義です。

『東京茗溪会雑誌』（第一八一号、明治31・2）の論説において、谷本富は「るつそーノ『えみーる』ニ就キテ」を載せている。が、同人が勝手にルソーの『エミール』について、学者ぶって語ったものではなく、ハリスという海外の研究者の説を紹介したものである。ルソーは「自然に帰れ」といっているが、谷本によると、「自然」の意味がよくわからないという。なるほど教育は、自然に従うべきものであることは、こんにちだれも疑はないにしても、ルソーの説く意味がよくわからないばかりか、『エミール』のなかには往々にして矛盾している所があるという。

長田秋濤（一八七二―一九二五、劇作家・仏文学者）は、英仏に留学し、法律や演劇を研究し、フランス事情に通じていた。明治六年（一八七三）からパリの日本公使館に勤め、のち内務省に移った。帰国後は政界や実業界、演劇界で活躍した。『太陽』（第四卷第一三号、明治31・6）

に載った「巴里繁昌記 一」は、同人の執筆記事であるが、このなかにパリのパンテオン（偉人たちを合祀する霊廟）に葬られたルソーのことが出てくる。

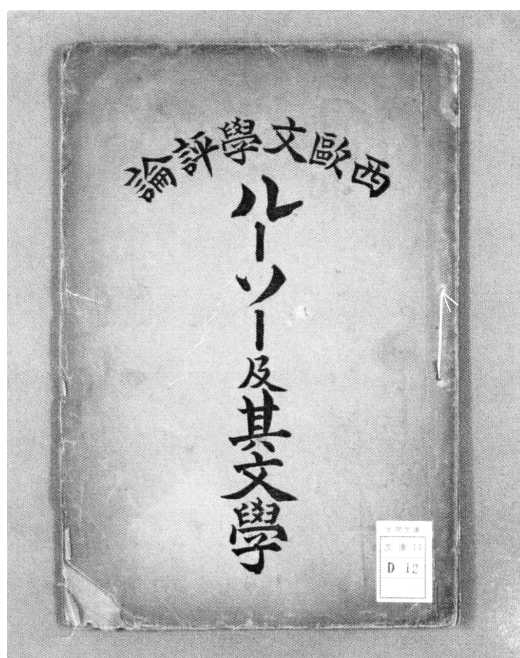
これより二三歩を進めると、「パンテオン」の伽藍（寺院の建物）の前に出る、賞牌に掲げる Aux grands hommes de la patrie（愛国の大家に迄）の六字は、厳然と異様の光彩を放つて居る、此伽藍の中に葬られるものは、国葬せらるゝ者に限る、ウィクトル、ユゴー、ジャンジャック、ルソー、ウルテール、ルナン、の大家此堂下に眠らざるはない、……

前田長太（生没年不詳、哲学者・キリスト教学者）は、著者として『女徳の養成』『西洋武士道』『基督伝』などがあり、訳書としてはフランス人宣教師リギョールのものを多く手がけた。前田の小冊子『一年有半の哲学と万世不易の哲学』（三才社、明治34・12、全三二頁）は、中江兆民の著書『一年有半』を批判したものである。兆民のこの本は哲学と呼べるものではなく、西洋の思想に和服を着せたものという。「序」のなかにルソーの名が出てくる。

頃者（ちかごろ）知友来り問ふ、『続一年有半』を読めるや、曰く読めり、問ふ、説如何、曰く文筆はあり、哲理はなし、友曰ふ、然れども世之中江先生の哲学と称す、余曰く、否、是れ単だ欧想の和服せるものゝみ、而も欧州一部の唯物論者就中ウオルテール、ルソー、カバニス一輩の思想に先生一流の（独特の）邦文を着服せしめたもののみ、豈他あらんや、若之を哲学と云ふを得べくんば、人皆哲学を能せん、余の如き浅学菲才も尚且之を能せん、友曰ふ、請ふ試みんか、曰く諾、一夜にして稿成る、即是れ。

前田長太の著述としては、ほかに『西洋文学評論 ルーソー及其文学』（三才社、明治35・2）があるが、これの（上）は伝記、（下）は評論になっている。本書は明治期において、ルソーの生涯と作品をまとめて紹介した唯一のものである（全四〇頁）。

「緒言」によると、ルソーの名は一時日本人のあいだで言いはやされ、民約論の著者として、自由平等の主唱として誰知らぬ者がなかったという。中には「東洋のルソー」（中江兆民のこと）をもって、自ら任ずる者すらあったという。奇を追ひ、新をほこるは人情のつねである。いまや



本邦初のルソーの研究書（前田長太著『ルソー及其文學』明治35・2）。〔早稲田大学中央図書館蔵〕

ルソーの名は、忘却の墓に葬られたという。東洋のルソーその人もまた、一つぼの骨と化したのである。

(上)のルソーの伝記においては――、

- (一) 幼時のルソー (二) 彫刻師の弟子としてのルソー (三) 不幸児としてのルソー (四) 放浪者としてのルソー (五) 従僕としてのルソー (六) 神学生としてのルソー (七) 音楽師としてのルソー (八) 家庭教師としてのルソー (九) 風流社会のルソー (十) 書記生としてのルソー (十一) 艶福者としてのルソー (十二) 良人としてのルソー (十三) 親としてのルソー (十四) ゼデロの親友としてのルソー (十五) 犬儒（ギリシャ哲学のキニク学派）としてのルソー (十六) 隠君子（世をさけてかくれ住む賢者）としてのルソー (十七) 著作者としてのルソー (十八) 晩年のルソー――などにについて語られている。

(下)の評論においては――、

ルソーの生涯、不遇、性格、勢力、主義、哲学文章、不平等論、民約論、ヘロイズ、教育論、さんげ録などが論じられている。

著者の結論――道徳の見地からみると、ルソーは、一大詭弁者。その謬見（まちがった意見）は危険である。その影響は不吉である。哲学者として観たばあい、ルソーは系統的な学問のある人ではない。人として観た

ばあい、野心にみち、感情ははげしく、とても人のモデルにはなれない。

日本人のなかにルソーを崇拜し、これに私淑する者がいるとしたら、それはけっして名譽の話ではない。ルソーを一種の人物として考える者が世間に多いのは、かれの奇行や文章力のためでなく、その革命的思想や破壊的言論のためであるという。(十八) 晩年のルソー――は、つぎのような文章でおわっている。

氏は晩年に至り、少しく居に安ずるを得たれども、顧て其往時を追想すれば、屢々世人と怨を構へ（うらみを買う）、屢々友人と親を破り、恩主には放逐せられ、先輩には嘲笑せられ、然れども其志屈辱せられて益

す鋭、其氣挫屈せられて益す激、常に以為らく天下の人皆我を仇敵視すとて、快々として樂まず、其多感の性情と空妄の想像とは、世人の己を容れざる事を一層不幸視せしめ、殆ど癡狂して死せり、時実（ときじつ）に一千七百七十八年七月三日なり、其死に就きては諸説定まらず、或は曰く、毒手に罹れりと、或は曰く単に病死せるなりと、或は父曰く自殺せるに至れりと、最後の説最も真に近きが如し、氏の行徑（こうけい）（行動）と又其失望に徹しても、其然る可きを見るべきなり。

大瀬甚太郎（一八六五―一九四四、明治から昭和期の教育学者）が著した『続 欧州教育史』（成美堂、明治40・12）の「第一章 仏国に於ける国家教育の起源」に、ルソーの名が出てくる。ルソーの影響下にあったロベスピエール（一七五八―九四、フランスの革命期の政治家）は、

宗教に関してはルソーの考を採り 兒童十二歳に至るまでは之を談らず 唯一般的道德のみを数へ、其の理性の發達を待ち 自ら其の正当と考ふる宗派を選択するに至らしむべしと規定せり

という。

岡村司（一八六六―一九二二、明治・大正期の民法学者）の『思想小史』（有斐閣書房、明治41・1）の「附録」に、「ルソーの懺悔録を読む」の講演筆記がのっている。これは『内外論叢 臨時増刊』（第二卷第六号）に掲載されたものを再録したものである。

諸君、私はルソーの懺悔録を読むと題して、ルソーの伝記、其れに就て私の所感を述べ様と思ふのであります。私の演説は零碎なる（ひじょうに乏しい）事実を述べ、其れに就ての所感を述べるのでありますから、敢て一貫の原則に基きたる大議論がある譚ではありません。殊に準備が甚だ不十分でありますから、話が必ず混雑するに相違ありません。其の辺は宜しく聴取を願ひます。

ルソーは御承知の如く、空前の大思想家、大哲人である。其の人が一代の間極めて輾轉不遇、憂愁不平を以て身を終つたのであります。死んでから後に、其の人の言葉が世に用ひられて、所謂仏蘭西の大革命と云ふものは、実に此の人の頭から出たのであります。所謂民約論も云ふものが動機となつて、それから空前の大革命、驚天動地の大騒乱を惹起したのであります。

私は平生（ふだん）人世に於てあんな見事なことはないと思うて居るのでありますが、それが全くルソーの極く小さな頭から出たと云ふことを考へる時には、思想の勢力と云ふものは 実に雄大であると云ふことを考へねばなりません。懺悔録は即ち其の自叙伝でありまして、ルソーが自ら自分のことを書いたのであります。此の自叙伝こそは 真に空前絶後であつて、世界稀に有る所の書物であります。ルソー自ら其の序文に云つて居るのであります、前に古人なく後に模倣者なし。此の書を読むに果してさうである、前にさう云ふ者があつたことも知りませんし、其の後之と同じ様なことを書く者は蓋し無からうと思ひます。

中江篤介の遺稿集『兆民文集』（日高有倫堂、明治42・10）に、「ルソーの小伝」（二二九～二二六頁）が収められている。曰く――

ルソーは一千七百二十二年六月二十八日を以て瑞西ジェネーヴに生る。父は名をイザックと曰ふ。本と法朗西人なり。時機（時計）を製することを業として略ぼ書典に渉り。慧敏にして気義有り。事に遇ひ激揚して自から禁ずること能はず。故を以て行履動もすれば中道に合するを能はず。母はベルナールと曰ひ、新教僧の女にして婉麗愛す可く、小心謹慎にして情意極て摯厚なり。ルソーを産みて即ち没せり。ルソー生れて神經過敏にして体機虚弱なり。此れ其終身病痾（持病）に苦み、並に心思（こころ）を困しめて二者の憂の殆んど相下らざるを致せし所以なり。史家往々云ふ。ルソー幼児より感慨の情極て熾にして、自から収束するを能はず。

若し其父をして 早く其児に誨ゆるに 理義の言を以てするを知らしめば、或は少く其激発憤迅の氣を抑ゆるを得て、児も亦長ずるに随ひ、漸次に自ら就修するに習ひ（いましめを守つて修業する）、以て明哲にして身を保つことを得たらん。ルソーの父此に慮らずして、六歳の童をして 唯日々に稗史（小説）を読ましめて、ルソー又夙慧にして 能く稗史を了解し、樂みて誦読して 積つるを能はず。是に於て隠然自ら斯現社会の外に於て、別に自ら一種空華の境界を打成するに至れり。此習一たび成りしより、ルソー終身自ら此境界を脱すると能はずして、現社会の制度、及び人ポルテールにまさる者有り。ルソーも亦是歳七月三日を以て没せり。

この小伝は漢文調がつよいばかりか、兆民の造語が多く、よみにくい文章である。

安倍能成（一八八三～一九六六、大正・昭和期の教育者・哲学者。のち一校校長、学習院長）の論著『欧州倫理思想史』（杉本梁江堂、明治

42・10) は、東西の倫理思想の全体像を描こうとしたものであり、このなかでルソーの倫理説が紹介されている。

第二章 ルーソー（一七二一—一七七八）

ルソーの倫理は 謂はゆる感情的倫理説である。曩にエルズユス一派の徒は 利益主義の倫理を唱へて、一切道德上の法則を利益の計算、商量といふことからのみ割り出さうとしたから、おのづから知識といふものが重んぜらるる傾向が強かつたのである。ルソーはいたくこの唯知的傾向に反抗して以為へらく、道德は利益の何たるかを知識し、打算して行ふことにある。

文化文明の人為の習俗に汚されざる 無垢純樸なる自然のままの感情こそ 行為の唯一の指導者なれと。彼れは、吾人は皆生まれながらに 自然に正義仁愛の念を有してゐるゆゑ、此等の指示にさへ従うて行へば 誤りはないと説いた。ルソーは又其の謂ふ所の感情を 良心又は理性なども名づけてゐる。

要するに、彼れが感情的倫理を唱へ出だして 当時の仏国維新期の唯知的倫理に反対した趣きは、ちやうど英国の倫理思想界に於いて 知識説と感情説との対峙を反覆したやうなもので、何等特殊の新思想を開発した所はなかつたのである。十九世紀に入つてから 実験哲学の鼻祖と称へられたコント倫理説が 仏国倫理史上明らかに一異彩を放つてゐる。

かたがみのぶる

片上伸（一八八四—一九二八、明治・大正期の評論家、ロシア文学者）は、愛媛県の一とである。母校の早稲田で教鞭をとるかたわら、『早稲田文学』の記者として活躍した。かれは『早稲田文学』（明治43・3）に、論説「ルソーの人物」（二—二六頁）を発表した。これはルソーの人となりを語ったものである。文章は平明であり、よみやすい。

一

ルソーは一七二二年六月二十八日ジェネヴの時計屋に生れた。彼の母はその産の為に死んだ。ルソー自から記して、「自分の誕生は自分の不仕合せの初めであつた」と言つてゐる。而して、彼は一七七八年七月二日エルムノン井ーユの田舎の寓處で卒中の為に死んだ。一説にはピストルで自殺したのだともいふ、ルソーはよく自分の身の上を不幸とか不運とか言つてゐる。しかし彼にしては さう思ふのも満更無理ではない。少なくとも、彼の生涯は、彼の常に夢想し 渴望したやうな仕合せな安楽な生涯ではなかつたといふことが出来る。

ルソーの生涯を最もよく識^しることの出来るものは、彼がイギリスにゐた五十四五歳の頃から、書き初めた、その一生の『告白』である。この書には晩年のことは書いてない。また随分様々^{ずいぶん}の事実の間違ひなどもあるさうである。しかしそれ等^らに拘^かはらず、私はこの書からルソーの人物性行を最もよく識^しることが出来ると信ずる。彼の学説を知るべき様々^{さまざま}の著述よりも、私が最も深い興味を覚えるものは、この一冊十二巻の『告白』である。

金子馬治^{うまじ}（一八七〇～一九三七、明治から昭和期の哲学者、文芸評論家。ペンネームは「筑水」）は、『早稲田文学』（明治43・4）に「主観の悶^{もだえ}」と題する小論を発表した。このなかにルソーが登場するが、かれがこの時期にルソーを取りあげたのは、その痛切な警告や忠告が、二十世紀のこんにちその意義を新たにし、普及さるべき運命になっていると考えたからである。ルソーは十八世紀の啓蒙思潮（合理主義・批判的情をもつて困襲、迷信、伝統を打破し、人間性の尊重を主張した）に反抗して立った。この思潮は、主知的、客観的傾向を極端まで進めたものであった。ルソーは「当時の主知生活——すなわち主観の中心にふれない外的生活は、いかにしても真の人間生活とは感じられなかった」。

明治四十五年（一九一二）七月、天皇が没して明治という年号はおわり、大正と改元した。この年は「ルソー生誕二〇〇年」ということもあって、六月二十八日売文社長・堺利彦（一八七〇～一九三三、明治から昭和期にかけての社会主義者）の肝いりで、東京神田淡路町の料亭「多賀羅亭」（神田区淡路町一ノ一、経営者・小谷部末吉⁽¹⁹⁾）に四〇名ほどの有志があつまり、午後五時から記念晩さん会をひらいた。参加者のうちの著名人としては、――

三宅雪嶺	伊藤痴遊	福本日南
内田魯庵	生田長江	片山伸
福田英子	山口孤剣	荒畑寒村
白柳秀湖	大杉栄	高畠素之

などがいた。会費は無料であった。岩崎草也（一八六九～一九四三、明治から昭和期の社会主義者、家は代々酒造業を営む旧家、大地主）が、近

親の法事をはぶいて寄付した金で賄われた⁽²¹⁾

控室の片すみには、英・独・仏・日四ヵ国語のルソーの著、訳書など数十冊が展示されていた。晩さん会が終わってから、「キリスト教青年会館」(神田美土代町)において、夜七時からルソー記念講演会がひらかれた。すなわち「仏国大革命の精神的点火者となりたるジャン、ジャックルソーの誕生二百年記念会」(『東京朝日新聞』[明治45・6・29付])がそれである。

開会の辞……………高島米峰^{べいほう}(一八七五―一九四九、明治・大正期の仏教運動家。龍谷大、哲学館にまなぶ)

演題 「新しきルソー」……………高島米峰

「文明史上のルソーの地位」……………生田長江

「教育史上のルソー」……………樋口勘次郎

「天民の自覚」……………福本日南

「ルソーと現代」……………三宅雪嶺

「二十世紀のルソー」……………堺利彦

講演会のほうは、聴衆から金一〇銭の入場料をとった。(当時、米一升は二〇銭した)⁽²²⁾ 会場は立錐の余地のないほどの大盛況であり、約五〇〇名ほどの聴衆があった。おそらく講演者はいずれも文壇知名の士であったから、人があつまったのであろう。

会場のまわりには、百名ほどの警官が待機していた。開会の辞のなかで高島米峰は、

——本会はいわゆる危険思想を宣伝助長するものではありません。

と、前置きをのべたのち、婉曲なことを用いて、危機一髪的な演説をした。すると血気盛んな聴衆から拍手がおこったり、

——大胆にやれ！遠慮するな！

といった怒声が上がった。⁽²³⁾

ついで生田、樋口、福本、三宅らも、「激越なる思想をかくすに、皮肉なる文句をもって」講演した。さいごに警視庁のいわゆる危険人物である堺利彦が、定評がある「札付演説」をおこなって、若者らの血をわかした。講演会は午後十一時すぎ無事散会した。

当日、『万朝報』の社長・黒岩周六（涙香）（一八六二～一九二〇、明治・大正期の批評家、翻訳家）は、この催しには用事のため欠席したが、早速「婁騒誕生二百年」と題する論説をのせた（明治45・6・28）。黒岩はルソーの「民約論」にふれ、つぎのようにのべている。

社会契約論は『民約篇』と題して、日本では、故中江兆民居士が翻訳した、是れは殆ど民主主義、共和政治主義の經典の如くに云はれ、彼れの死後に盛になつた仏国の革命論者などは、彼れを神様の様に崇むるに至つた。其の余響が今日まで伝つて居るのである

またこの「民約論」は、誤謬に満ちたものであるが、砂のなかに金が含まれているように、真理の光がみられるという。

『万朝報』に黒岩の論説がのつた翌日、『東京日々新聞』（明治45・6・29付）は、松井松翁（一八七〇～一九三三、明治・大正期の劇作家。『早稲田文学』の創刊のとき、編集に従事した）が、先年スイスのジュネーヴ市にあるルソー島を訪れたとき見学した、「ルソー記念像」に関する談話筆記を掲載した。

この時期、ルソーが社会主義者や新聞等によって顧みられ、取りあげられたには、何らかの理由がなければならぬが、この催しの裏に政治的、社会的事由があったはずである。人は社会の中で生まれ、そのなかで否応なしに暮らしているのである。が、社会と契約をむすんだことはない。人は社会を便利なものとして考え、暗黙のうちに服従して生きている。黒岩によると、今日の社会は、ほとんど我慢できないほど個人を圧迫しているという。この時期、生活難はたかまり、個人の自由や独立はだんだん浸潤されてきていた。

当時の社会主義者は、社会を自由的相互団体とみなしたかったであろうし、改めてルソーのことを喧伝することによって、個人主義や社会政策を覚醒させることを意図したものであろう。もし講演者がルソーの「民約論」にふれたとしたら、それは社会の根元（おおもと）の条理と共鳴するものでなければならなかった。

●佛國の誇りとする

ルーソーの碑

昨日は十八世紀の傑人ジャンジャック・ルーソーの二百周年祭に相當し、佛國西で盛んな祝典が行はれたとの事、日本でも大分二百周年祭といふ事が問題になつたやうだ。松居松葉氏は語る。「先年佛國に行つた時、ゼネバ湖水の中間に高くルーソーの碑が設立されてゐるを見ました。ルーソーの狂氣じみた思想論が天下に霹靂いて遂にあの佛國の大革命になり、又其頃の小學教育の惡弊を痛撃して「エミール」の書を公にし、自然主義の根原を起したので言はゞ今日佛國の自由あるはルーソーの爲めであり、ますから佛人のルーソーを崇拜する事は大したもので、ゼネバ湖の碑は佛國の誇りを表はして居るに足る。居るに足る人が考へて居るやうです。ルーソーが呱呱の聲を揚げたゼネバの時計店はゼネバ湖に面した一寸した都會で、其町の中程の小高い所に古びた二階建の家が、それで今日では少しの料金を取つて見せる事になつて居ますが、入場者が毎日の様にあるやうです。又ルーソーが著した民權論は延いて日本の今日の狀態に多大の原因をなしてゐるのは勿論です、それにルーソーは文藝に對しては己を赤裸々に表はしたので、是から近代の自然主義が發芽したのだと信じます。ルーソーは先頃去つたストリグベルヒの性質と善く似て居つて同じ女嫌ひの狂氣じみた人、とであつた事は確實です」云々

松井松翁の談話筆記「ルーソーの碑」を掲載した『東京日々新聞』（明治45・6・29付）

ともあれ、ルーソー記念晩さん会と記念講演会は、社会主義者の会合のようであつたという（『日本及日本人』（五八五号、明治45・7Ⅱ大正元・7）。

『日本及日本人』（三宅雪嶺、井上円了ら政教社の同人によつて、明治二十一年〔一八八八〕四月創刊された。西欧主義に反発し、国粹主義を主張した雑誌であり、昭和二十年〔一九四五〕廃刊の五八五号（大正元・7）に、つぎの三つの論文が掲載された。

ルーソーの片鱗……………加藤拓川

ルーソーと其の立論……………磯部四郎

畸偉人ルーソー……………不繫舟

「ルーソーの片鱗」は、ルーソーの多面性と波瀾に富んだ人生と代表作、さらに戒めとなる言葉などについて述べたものである。

一代の驕児（おごりたかぶつた）ルーソーは、哲学者として、政論家として、文学者として、教育家として、既に二百年の定論あり。今更後生（いまよりうしろせい）の贅評（ぜいひやう）を容るゝの余地なしと雖も、余は其景慕者の一人として、其著書の愛読者の一人として、敢て政教社の為に一言す。

ルーソー夙に遊治子となり、彫刻の職工となり、従僕となり、楽人となり、水泳教師となり、ゴロツキの老書生となり、若後家の情郎（じやうろう）（情夫）となり、詩人となり、外交官となり、最後に二十年前の悪縁によりて、旅亭の一賤婢（せんび）と偕老（かいろう）を契りたる如き（仲よく年をとる約束をする）、小説の一生の波瀾は当時の俗海（ぞうかい）を震動せしめたり。智慮の深き彼が如く、意思の堅き彼が如く、自信の強き彼が如く、人情に通ずる彼が如くして、其素行の放漫なること此の如きは、如何といふものあれども、彼余りに憂世の念に切にして、一身の瑣事（さじ）を顧慮（こりよ）するの遅なかりしなり、且偽善（かいぜん）を憎み、天真（てんしん）を愛する彼の

領は遺憾なくその行事に頭はれ、却て後世識者の崇敬を享るに至れり。

ルソーの作物は、デジョン翰林院の懸賞に応じたる、学芸論と不平等論あり、一世を風靡して革命の經典となりたる『民約論』あり、其晩作『懺悔記』は、死後始めて世に出て全欧の紙価を貴からしめたり、小説にはジュリーあり、脚本にはナルシースあり、其他余が未読の書亦多しと雖も、彼一代の傑作としては特にエミール（教育論）を推す。

「ルソーと其の立論」は、誕生・漂浪・上京・妻帯・初登場・独立・迫害・性行・著述・自由民権説との関係などについて述べたものである。かれの著述の特徴と議論の組み立て方、その著作を読むにあたっての注意点について、つぎのように語っている。

▲ルソーの著述　ルソーの総ての立論は、社会に重きを置いて居ない。何時も自己より打算してゐる、故に其の著書を読むに当つても、先づ彼れの偽人、性行を研究してからでないと余程危険である、いきなり其の著書を読んで、如何にも愉快なものである、かくあるべしなどの考へを持つてはならぬ。彼れの文字は彼の境遇が生んだのであつて、秩序ある国家には容れらるべきものでない。

「崎偉人ルソー」は、文明や専制政治をのろい、自由民権を主張し、開発主義の教育論を唱導し、赤裸々に己れを告白することによって、十八世紀中葉のヨーロッパにその名をとどろかした、ルソーの一風変わった生涯を素描したものである。

ルソーは其の核心に於ては理想家であつた、然し彼の理想家たるや、純粹の理智や想像のみによつて動かされずに、其の夢想と幻影とは、いつも感覺性を土台として働いて居た。従つて彼を思想家と見れば、頗る当が外れる、彼の人格は又た凡て矛盾を以て満たされて居た。

『帝国文学』（第一八巻第七号、大正元・7）に「ルッソオの家庭及其少年時代」がのつたが、これは表題どおりの内容の記事である。が、ルソーの病理についてふれている。父親は酒のみではなかつたにせよ、アルコール中毒であつたこと。子ども時代のルソーは健康であつたが、かれは先天的に膀胱が畸形であつた。興味をひくのは、ルソーの性欲の発動に関してである。



三宅雪嶺

かれは性的には早熟であった。青年のころ性欲の興奮にたえられず、ある静かの場所で、通行する婦人にじぶんのしりを見せたことがあった。かれは色情狂——露出狂にかかったのである。

『新仏教』（大正元・8）は、明治四十五年（一九一二）六月二十八日——、東京都神田美土代町の「キリスト教青年会館」で開催された「ルソー記念講演会」における三宅雪嶺（一八六〇—一九四五、明治から昭和期にかけての評論家）の講演の要を掲載したものである。題して「仏国革命の点火者ルソー」という。三宅がルソーについて語った話の骨子は——、一 誕生二百年記念、二 死後のルソー、三 『民約論』と憲法制定、四 教育改革者としてのルソー、五 赤裸々主義、六 自由党と改進黨、七 人物の評価などである。

席上、三宅は開口いちばんつぎのような話をしたのち、つまらない人物としてのルソーの偉らさをつぎのようにしめくくった。

今日（六月二十八日）はルソーの誕生記念日である。而も二人のルソーの記念日である。一人はジャン、ジャック、ルソーの記念日、他の一人は画書きとしてのルソーの記念日である。ジャン、ジャック、ルソーに就ては 縦令世に如何なる議論があるにしても、兎に角彼の如き歴史的人物を記念するのは当然である。唐金（青銅）の腐つたのを高麗焼だなど云つて 骨重をイジ繰つて日を送つて居るには勝つて居る。今日は如何なる時代であるか、毎日朝夕に米の相場が上つたり下つたりして 大騒ぎをして居るでは無いか。

世に偉いと云ふのは 一体何う云ふ者であるか、それは六つかしい事である。ルソーはツマらん人間であるとしても、歴史上ルソー程の影響を後の社会に及ぼした者があるか：無いか。ルソーよりもモット、ツマらん人間でも今日記念会などをやる者が幾らもある。下らんと云つても、さうツマらんので無いかも知れん、仏教の方では因果と云ふ事を云ふ、因に縁が加つて果を生ずると云ふのであるが、ルソーがツマらん無くつても、縁が加れば非常な革命などが起るのである。

エラくなら無いのがあるかも知れないルソーが危険であるか、プルタークが危険であるか、ツマらんとかツマらないとかは 後の判断に依るのである、

尤も往々（しばしば）間違つた判断もある。ルソーの伝を読むと、誰でもルソー位には行けさうにも思はれる。一葉女史に手紙を出す位は（樋口勘次郎君の自由に対して、先生はお人が悪い）いけさうである。堺君の書いたものは余程えらい様であるが、實際逢つて見るとツマらん男である。能く牢へ打ち込まれたりする、ツマらんけれども、堺君は案外仕事をする、何時も護衛兵の様に何かクツ付いて居る（警察の尾行がついている意——引用者）。大概の者だとヘタばつて了ふ、…それで斯う云ふ会を起すのは誰であるか…、堺君は是から大にツマラ無くするか、それとも又ツマラ様になるか、分らん。ルソーはツマらん様であるが、彼れだけの事をしたのである。大人物になるがエライのか、何うか、何も知れない者でエライ人物があるかも知らん。

同誌には、もう一つ「ルソーとニーチェ」という小論が載っている。フリードリヒ・ヴィルヘルム・ニーチェ（一八四四～一九〇〇、ドイツの哲学者）は、十九世紀のルソーと評されるという。ニーチェによると、人にとって「宇宙」を第一の存在であると考へた場合、「我」もまた最大の存在なのである。換言すれば、人は宇宙の主人公なのである。このような個人＝主人主義は、ルソーの民約論の中心思想である。と同時に、それはまたニーチェ哲学の中心思想であるという。

『コントラ、ソシャル』（ルソーの『民約論』）に曰ふ、各個人は彼れ自身に絶対の主人公である。彼れに取りて正当の法律と云ふは唯彼の個人の意志のみである。彼れにして承諾せずんば、彼れの上に一切の威権（威光と権力）を加へらるべきものでないと、即ち『人の我』を宇宙第一の存在と見てをることが明かであらう。

ニーチェは『ツアラツストラ』に語らしめて曰ふ、我は宇宙第一の存在である。宇宙に於て、我ほど大いなる勢力を有するものがあらう乎。我が意志（即ち勢力意志）は、吾人の最大の存在であると、ニーチェが十九世紀のルソーと評せらるゝ所以の一は茲にある。

吉田熊次（一八七四～一九六四、明治から昭和期にかけての教育学者）は、山形県のひとつである。教育の目的は、社会的人物の育成にある、と主唱した。『東亜之光』（大正元・八）に掲載された「ルソーの教育主義の源由」は、吉田がルソーの教育思想の由来を説明しようとしたものである。約言すれば、ルソーの教育思想のみなものは、かれの人格の反映だという。

彼は彼自身、極端なる我儘者であり、勝手気侷なる人物であつた。故に彼の理想は、自己の気侷を通すに在る。彼の性格は個人主義を主張せざるを得ない。彼は、自己の感情の満足を措いて、尊ぶべきものあることを理解し得ざる人物である。彼は、何事に拘らず 自己の欲する所を行つて、何等の制肘（干渉）をも、他より受けざらんことを欲せしが故に、おのづから自然主義を主張せざるを得ない。又同様の理由に基いて、自由主義を主張せざるを得なかつたのである。斯く考へ来れば、ルソーの教育思想の源由は、一に彼の性格に在りと言ふべきである。

ルソーの性格は、先天的条件（遺伝関係）と後天的条件（境遇および教育）につくられた、と説いている。

同誌には、もう一つ「文学者としてのルソー」という小論が載っている。ルソー生誕二百年にあたる明治四十五年（一九一二）の文壇は、これについての議論に満ちているという。しかし、その多くはルソーを政論家、教育者として観察する傾向がつよく、文学者として見たものは少ないという。

記者（浅野利三郎）は、まずルソーの学説における文学に関係ある部分の概要をのべ、ついでそのローマン主義（隣国ドイツにおいて発表した）との関係を論じた。

ルソーは単純なる政論家または教育学者のみでなくして、強烈深遠なる理想を具へた文学者であつた。従つてその学説及び思想は 直ちに文芸上の浪漫主義となつたのみならず、かれの学説の一世を風靡したのも、またこの文学者の素質の与つて大なる効果を有したことを否定することを得ないのである。

それまでわが国で発表になつたルソーの『告白』は、抄訳とか大要の紹介であつたが、はじめて同書の完訳が刊行されるという。その広告が『東京日々新聞』（大正元・9・27付）に掲載された。

同紙はその三日後（大正元・9・30）、こんどはルソーの肖像を入れて、ふたたび広告をのせた。

●●●偉人の告白讀者の心琴に觸れて鏗として鳴る●●●

森田外先生序　上田牧先生序　島崎藤村先生跋　石川戲庵先生譯

オソツル



懺悔録

百六十六回
初稿拾五回常價定價編前
終拾五回常價定價編前
終拾五回常價定價編前
終拾五回常價定價編前

大日本經濟學式會社

『東京日々新聞』（大正元・9・30付）に再掲載された石川戯庵訳『ルツソオ懺悔録』の広告。

新刊紹介
 本欄に紹介する書籍は本社
 讀書之顧問部に於て最低減
 價を以て取次を爲すべし

▲ルツオ懺悔錄上(石川)
 ルツオの懺悔錄は從來抄譯若くは梗概の出
 でしことあるも其完譯は本書を嚆矢とす譯者
 石川氏は前後五年を費したりと云ふが、流石
 に譯文精練にして原著の一言一句を増減せず
 理想的の翻譯たるに近し、本書の價值は今更
 云ふを須むず、眞にこれ「讀者の心琴自から共
 鳴し、萬人の秘密怨ち暴露せらるゝ」の一大奇
 書、我が思想界に必ずや本書の譯述によりて
 新なる貢獻を受くべきなり、大正勢頭に於け
 る一大出版と云ふべし(定價上下各一圓五十
 錢、京橋銀座一の二大日本圖書會社發行)

『東京日々新聞』（大正元・9・27付）に掲載された石川戯庵
訳『ルツソオ懺悔録』の広告。

広告文によると、世界近代の思想は、直接間接にルソーの洗礼をうけているという。ルソーはいつさいの羈絆束縛を脱して、自由に考え、自由に行動することをわれわれに教えてくれた。本書はルソーの自由奔放なる思索のあとを赤裸々に告白したものである。われわれはそこに自分の影を発見する。世の精神的に病むひと、迷うひと、解放や新しい生活を望むひととは、本書によってその針路を定めよ、とある。

訳者の石川弘（戯庵）（生没年不詳）は、和歌山のひとである。のちに新宮高等女学校の校長になった。明治三十四、五年（一九〇二、一九〇三）年ごろ、東京高等師範学校の地歴科を出た。フランス語はボアソナード（一八二五―一九一〇、フランスの法学者）の薫陶をうけた午込矢来町に住む杉田義雄の塾でまなんだ。この杉田という先生は、生涯の大部分を一介の講師として過ごし、一高、外国語学校、学習院などで教鞭をとった（佐藤良雄「ルソーと石川戯庵」『社会学論叢——J・J・ルソー生誕二五〇年記念特集号』所収、昭和37・12）。

『ルッソオ懺悔録』（大日本図書株式会社、大正元・9）は、「前篇」と「後篇」から成る二巻本である。「訳者例言」によると、原書（仏文）のほか、英独の翻訳を参照して訳したという。訳稿を二度も改め、五年の歳月を費して完成した。「前篇」には、上田敏、森林太郎らが「序文」を寄せている。

上田敏の序文の冒頭は、つぎのようなものである。

ジャン・ジャック・ルッソオは近代思想の一大源泉である。政治、道徳、文芸、其他現代文明の各方面に深大なる感化を与へて、今なほ其余響を曳いてゐることは、隠れもない事実であつて、東洋諸国の覚醒についても、この天才の思想が否定すべからざる動機を供給したことは、後世の史家が必らず注意する所であらう。

而してかれ一生の述作いづれも皆世界の人心に影響してゐるが、就中、この「懺悔録」は天下の一大奇書、近世文学の名著であつて、「新エロイズ」よりも「民約論」よりも「エミール」よりも、永く百代に愛読せらる可き文字である。時恰もルッソオ生誕二百年に際し、石川君が仏蘭西の原文より、寸毫の省略も無く、この名著を国語に翻訳して出版されたことは、明治文壇の一大事業であるといふも過言では無い。

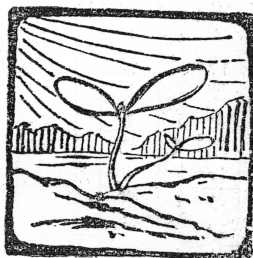
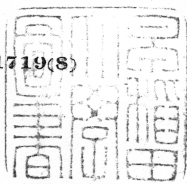
森鷗外もかつてルソーの『懺悔録』（『告白』）の一部を訳し、それを森田思軒が計画した『訳府』という雑誌の初号にのせるつもりであったが、この雑誌は世に出なかったから原稿も返ってきたという。こんにちまで同書の鈔訳本や摘訳が雑誌にのせられてきたが、どれもみな取り立てていふほどのものではないという。

しかし、石川訳は唯一の完本であり、推賞に値するものであった。鷗外はつぎのようにいつている。

私は此本が世間に出て 多く真摯なる読者を誘ふことを願ふものである。俗論が或はこれを危険な書だとするかも知れない。併しルッソオの書が危険なら、カントの書も危険であらう。さうなると新しい文芸も新しい哲学も一切排斥しなくてはならない。私はそんな俗論を憚つて（おそれて）ゐることは出来ない。

石川訳の冒頭は、つぎのような文章ではじまる。

1712(1)-1719(8)



第一卷



— 1 —

一七二一—一七一九。

私は一種の試みを思ひ立つた。これは先例のないことでもあり又その摹似をして見ようといふ者もあるまいと思ふ。私はわが同胞に見せたいものがある。自然の眞をその儘の人間一人——がすなはちそれでしかもその人間は私自身である。

第一卷

『芸文』（京都會文学会、大正元・11）に、「誤^{あやま}られたるルソー」（細田枯萍^{こへい}筆）という小論が掲載された。ルソーはたしかに偉大な思想家であったかもしれないが、一個人として見たとき、いまわしい人間、背徳者、二重人格者、狂言者だという。このような人間性ゆえに、かれは人からそしられ、悪口を言いふらされたのである。ルソーにたいしてはき誉半ばするのであるが、記者によると、ルソーの欠点を知ったうえで、かれの一生を考えたとき、れんびんの情を感じざるをえないという。

△ジャン・ジャック・ルソー
Jean Jacques Rousseau が一個人としては、極めて厭^{いと}うべき性格の人であつたと云ふ事は、久^{ひさ}い以前からの問題であつた。つまり彼は思想家として、一代に卓越した巨人であつたけれども、其私生活^{そのおい}に於ては人として凡^{すべ}の悪徳を盡^つした、極めて忌^いむべき道德上の不具者であつたと云ふのである。

一 中江兆民とフランス。

兆民は、大蔵卿・大久保利通（一八三〇〜七八）への直訴が効あつて、「律学（法律）」修業としてフランスに留学することになった。かれは岩倉使節団の一行（留学生五九名をふくむ）とともに、明治四年十一月十二日（一八七一・一二・二三）横浜を出帆し、十二月六日（一八七二・一・一五）サンフランシスコに到着した。ここでは全権一行と別れると、大雪のなかを大陸横断鉄道によってニューヨークを目ざし、やがてアメリカ最大のこの都市から 海路大西洋を渡りフランスにむかった。

兆民がパリに到着したのは、明治五年一月十一日（一八七二・二・一九）のことだった。当時のフランスは、普仏戦争による敗戦と労働者によって樹立したパリ・コミューンの革命政府（一八七一年三月一八日〜五月二十八日までつづいた）による内乱によって荒れはてていた。兆民がフランスに滞在したのは、明治七年（一八七四）四月二十六日までの二年数ヵ月であつた。

しかし、いまもかれのフランス時代の動向についてはよくわかっていないのである。幸徳秋水（一八七一〜一九一一、明治期の社会主義者）は、師事する兆民から、フランス留学中のことをくわしく聞いておかなかったことを後悔した。兆民はフランス滞在中、おもにパリとリヨンでくらし、たことはたしかである。

パリにいたのは、明治五年一月から六月ごろまでと推定されている。



フランスに留学したところの中江兆民

パリにおける住所としばらく通ったであろう私塾名は、入江文郎^{ぶんろう}（一八三四〜七八、幕末・維新期のフランス語学者。明治四年政府によってフランスに派遣された）が筆録した、パリ在住の留学生名簿によって判明している。

私塾名……「ロウッス塾」^{フランス・デュ・モイヌ・ロウッス} (Institution Reusse)

住所……カルディナル・ル・モワヌ街 (Rue du Cardinal le Moine) 番地は不明。

注・田中貞夫著『幕末明治初期 フランス学の研究』（国書刊行会、昭和63・10、四六三〜四六四頁を参照）。

カルディナル・ル・モワヌ街は、パリの第五区——学生街にある。

兆民がこの学校で学んだのは、おそらく刑法学と普通学（語学および一般の教科）であり、パレーという名の教師名があげられている（前掲、入江名簿）。しかし、このロウッス塾で数ヵ月か半年ほど身を入れて勉強したというより、高論放談²⁴のほうであった、というから、授業はそこそこにして、留学生なかまと盛んに説論したり、放言をしていたということであろう。

かれはひまがあると各種のフランスの新聞や雑誌に目を通したり、書店に入り、書物をあさったり、知りあいになったフランス人とカフェで話をしたことであろう。語学力はじゅうぶんといえず、少なからず苦労したであろう。

のちにかれはフランス中東部の町リヨンに移ったが、いつ、いかなるつてにより、何のために移動したのかもわかっていない。当時、リヨンにおいて万国博覧会が開催されたから、²⁵そのことと何らかの関係があったのかもしれない。かれはいったいリヨンのどこに下宿したのか、またどこで研鑽を積んだのかもはっきりしない。しかし、いっとき町の小学校に入学し、勉強しようとしたが、学童があまりにもさわがしいので堪えられず、逃げだしたようである。

やがて当地の「某状師^{べいじようし}（ある弁護士）」に師事するようになった。新たな教師は、J・B・パレーという名の弁護士であったが、同人から具体的に何をまなんだかも判

明していない。兆民が留学生として本来専攻せねばならぬのは「刑法学」であるが、こっちの方の研究はそっちのけにして、もっぱら哲学・史学・文学の勉強をしたようである（幸徳秋水著『兆民先生』博文館、明治35・5）。

兆民はリヨン滞在中に、友人や知人の送迎や避暑のためにおもむいた可能性がある土地はつぎのような所である（松永昌三著『中江兆民評伝』（岩波書店、平成5・5））。

グルノーブル（フランス南東部の古都）

マルセーユ（フランス地中海岸の港町）

ルアーブル（フランス北部——セーヌ河口の港町）

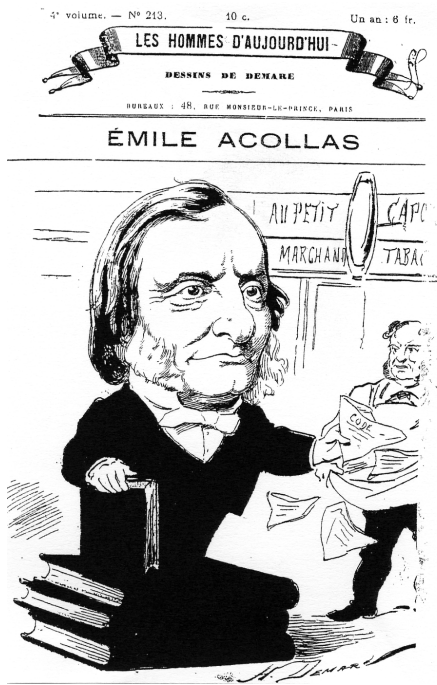
かれはまたリヨンの工場（絹織物の工場か？）を見学に訪れたようだし、その時期はわからぬが一週間ほどロンドンに滞在し、旧知の馬場辰猪（一八五〇〜八八、明治前期の自由民権家）の下宿（アルフレッド街）をたずねると、そこに泊めてもらって、ハイドパーク、劇場、英国図書館^{ライブラリー}などを見物をした。

明治六年（一八七三）十二月、文部省は留学生に帰国命令を布達し、翌年四月末日まで帰途につくよう命じた。明治七年（一八七四）四月二十六日―兆民はマルセーユより「イラワジ号」に乗船し、地中海、スエズ運河、紅海を通り、ゴール（スリランカ）、シンガポール、サイゴンを経て、同年六月九日「マンザレー」号で横浜に到着した。⁽²⁶⁾

兆民はいったい二年四ヵ月ほどのあいだ、フランスで何をしていたのであろうか。日々無為にすごしていたとは思いたくないが、留学の成果はあったのであろうか。

かれはフランス滞在中にいかなる書物を手に入れ、それらを読み、また日本に持ち帰ったのか。またルソーとかかわりでいえば、かれはいつるソーの名を知り、その著書に親しむようになったのか。しかし、この二人の接点を明らかにしてくれる文献的資料はまだ発見されていない。

兆民がフランス時代に交遊した日本人の一人に、西園寺公望^{きんもち}（一八四九〜一九四〇、明治から昭和期の政治家、公卿）がいる。西園寺がパリに到着したのは、明治四年（一八七二）三月中旬ごろであり、パリのコミュニケーション党（反乱軍）が自治政府をつくった直後のことであった。かれは惨



急進的政治思想家エミール・アコラス



西園寺公望

列をきわめる戦いや、捕虜になった労働者らが銃殺される光景を目撃した。またコミュニケーションの首領は、政府軍がヴェルサイユよりパリに攻め込むと聞くと、パリ市民を強迫して、市街にバリケード（道路舗装用の石や酒タルその他の障害物をもってつくった胸壁）を築いた。官軍と交戦する戦場は、西園寺にとって関心をそそってやまぬものであったから、同学の士とともに何度も見物に出かけたが、日本人の中にはバリケード造りを手助う者もいた（西園寺談「邦人某パリに胸壁を築く」）。やがて西園寺は、ベルギー貴族モンブラン伯や前田正名（一八五〇〜一九二一、薩摩士族、明治期の官僚、のち元老院議員）の世話で、デュ・バック街の私塾（名称不詳）やミルマンの私塾（²⁸）Institution Marc（マール塾）を経て、法律学者エミール・アコラス（一八二六〜一八九一、フランス中部アンドルの出身、急進的政治思想家・自由主義者、のち自殺）の門に学んだ。最初の下宿は、バティニョル、ダム街五十三番地であった。アコラスは自宅（ヴォジラール街三四番地）²⁹で法学を教えていた。西園寺は大学に入る下けいこのつもりで、アコラスについて法律を学び、明治七年（一八七四）末ごろ³⁰、パリ大学に入ってからアコラスのもとに通った³¹。兆民のばあいは、アコラスの私塾に通ったかどうか不明であるし、その著述において三ヶ所ほどアコラスに言及しているが、そのことはひややかなもので、師に対する深い敬愛を表わしたものではない。アコラスの著書 *Les Droits du Peuple, Philosophie de la science politique* … A. Maresco aine, Librairie-éditeur, Paris, 1877 (2) 『人民の諸権利——政治学の原理』を訳したものが、酒井雄三郎、白石時康共訳『政理新論』（発兌元 日新聞、明治17・4）であるが、西園寺公望が「序」を漢文で書き、中江篤助（兆民）が同書を校閲している。

政理新論 序

フランソワ・アコラス先生名刺。学殖淵邃。(……)蓋法国自其騷孟得以来。論「政術」者。代不乏人。

フランスのエミール先生、名はアコラスという。学殖は静かで奥深い。思うにフランスは、ルソーやモンテスキュー以来、政治のやり方を論ずる者、代々人に乏しからず……。

原書には、アコラスが記したルソーへの献辞があり、それは「老師ルソーよ、汝よりもはるかに思索することを学んだのは、汝の著作を読むことによってである。」(A Jean-Jacques, Vieux maître, C'est en te lisant que j'ai appris a penser autrement que toi)といった文章ではじまっている。この献辞(原文では十四、五行くらいのも)も漢訳されているが、おそらく西園寺が訳したものであろう。冒頭の漢訳は、つぎのようになっている。

告「先師盧騷」

予初読「夫子書」大有「所」悟。

いまは亡きルソー先生に告ぐ

わたしは先生の書をはじめて読み、大いに啓発をうけました。

アコラスは、ルソーを尊敬してはいたが、その思想のすべてを信奉していたわけではない。ルソーは神を信じていたが、アコラスは無神論者であった。ルソーは民権を信じていたが、アコラスはそれを否定した。ルソーは人民の主権を明らかにしようとしたが、アコラスはそれに反ばくした。ルソーは所有権を非難したが、アコラスはそれを擁護した。両者の違いは、これらの点にあった。

けれどアコラスは、ルソーの特異な点をみとめないわけにはゆかなかった。ルソーは思想を愛したこと。連帯の唱道者であったこと。正義を



中江兆民の「仏学塾」（麹町中6番町45番地の自宅）の図。

渴望したこと。極貧者の境遇にふかい同情を寄せたこと。アコラスがルソーに献呈の辞を寄せたのは、これが理由であった。ともあれ兆民は、パリにおいてアコラスに会った折に、ルソーの人と思想についても示教をうけたかも知れぬ。が、その塾にきちんと通うことはなかったであろう。ルソーの崇拜者であったアコラスから、兆民はルソーを識ったものかも知れない。

しかし、兆民はフランスに発する前に、ルソーの名や「民約の説」を師である箕作麟祥の著述『万国新史』（明治4～10）を通じて知っていた可能性がある（飛鳥井雅道『中江兆民』吉川弘文館、平成11・8、八四頁）。

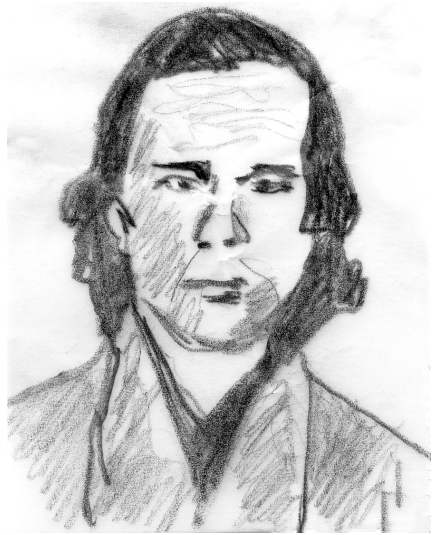
兆民がいたリヨンは、共和派色がつよい土地であったから、かれが民主主義や共和主義にかぶれ、その思想の信奉者となったのは自然の流れであった。

ともあれかれはフランスから書物を少なからず持ち帰ったことと思われる。その中にはルソーの著述があったことであろう。

*

帰国した兆民がまず計画したのは、生活のために「仏学塾」（フランス学舎）をひらき、そこでフランス語・歴史・哲学・経済学・法理論・文明史などを教えることであった。とくにこの塾が教育の眼目としたのは、フランス啓蒙思想であり、それを広めることであった。家塾開業願は、明治七年（一八七四）八月、東京府知事・大久保一翁（いちおう）にあてて提出された。仏学塾は、はじめ麹町中六番町四十五番地いまの千代田区四丁町六番地の自宅に設けられ、その後千代田区一丁町二番地に移った。³²この塾は、明治十九年（一八八六）ごろまで存続した。

兆民は帰国した明治七年六月以後か、あるいは留学まえか、留学中か、ルソーの「社会契約論」（「民約論」）の翻訳の一部を漢字とカタカナとが混った文章として完成させ、その稿本が弟子たちのあいだで回覧されると、つぎつぎと筆写さ



植木枝盛

れ、さらにそれが諸所方々に広まっていた。

広野^{ひろの}広中（一八四九～一九二三、明治・大正期の自由民権運動家、大隈内閣の農商務相）が、明治十二年（一八七九）に土佐の板垣退助をおとずれたとき、仏学者・中居徳助（兆民のこと）の民約論の訳稿のことが話題になり、「其^{その}写^{うつし}トカヤヲ植木（枝盛^{えもり}）ガ所持セシト、之ハ今日ノ民約論ヨリハ可ナリト」という。植木枝盛（一八五七～九二、明治期の政治家・思想家、自由民権運動家）は、兆民の民約論を写したのは、明治十年（一八七七）七月二十六日のことであるようだ。³³⁾

廿六日 朝^{あさ}民約論^を写^{うつ}す。

とある（「日記」より。『植木枝盛集 第七巻』岩波書店、平成2・2、一二八頁）。

植木はまた同年、服部徳訳『民約論』を求めた。

一 民約論 一冊 一円八十五銭

と、「購求書日記」（『植木枝盛集 第八巻』）にしるした。そしてこの訳本を読んだのは、明治十二年（一八七九）の一月下旬から二月上旬のことであったようである（『植木枝盛集 第八巻』、二六三頁）。

明治・大正期の志士・宮崎滔天^{とうてん}の長兄——宮崎八郎（一八五一～七七、明治前期の自由民権運動家）は、明治八年（一八七五）上京したとき、一日仏学塾において兆民がおこなうルソーの民約論の講義をきき、その説の新奇痛快なるをよろこび、これを同志に広めようと思った。のちに八郎は、郷里の熊本県山本郡植木町に私学校「植木学校」を設立し、「二部の民約論を経典^{けいてん}（賢人の書）として之^{これ}を読ましめ」たという（『西南記伝 上巻』黒龍会本部、明治41・12、五二二頁）。

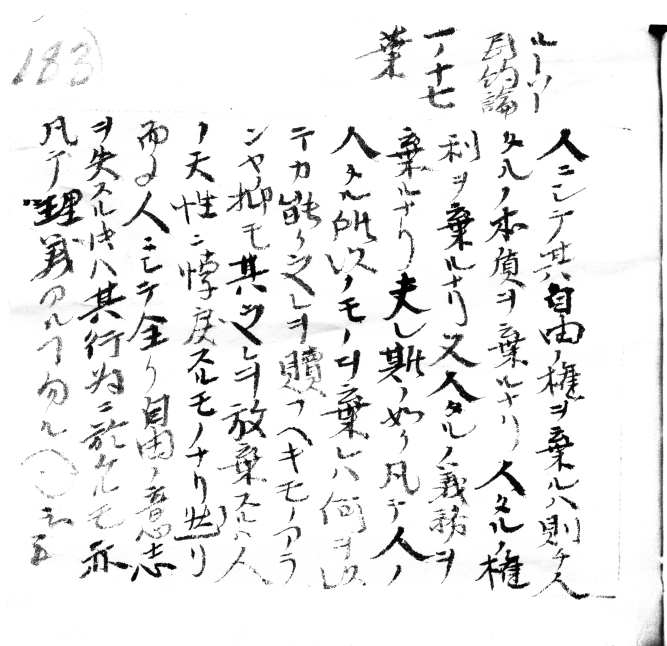
弘瀬^{ひろせ}重正（一八六〇～一九二二、自由民権家、地方政治家、事業家）は、土佐郡潮江村の民権結社「発陽社」の幹部であり、植木枝盛とも親交があった。かれは邦訳でミルやスペンサーのものを読んだほか、ルソーの「民約論」を愛読し、その一部を書き抜いた。

弘瀬が筆写したのは、服部徳訳『民約論』（明治10・12）であった。弘瀬の雑記帳二冊が「高知市立自由民権記念館」（高知市棧橋通四―一四―三）に寄託されている。雑記帳は「無題」であり、同館では「雑記^{ざっぎ}覚^{おぼえ}」としている。民約論の要所を筆写した雑記帳（二八二―一八九頁）の表紙には、毛筆で――

弱肉強食

一争場

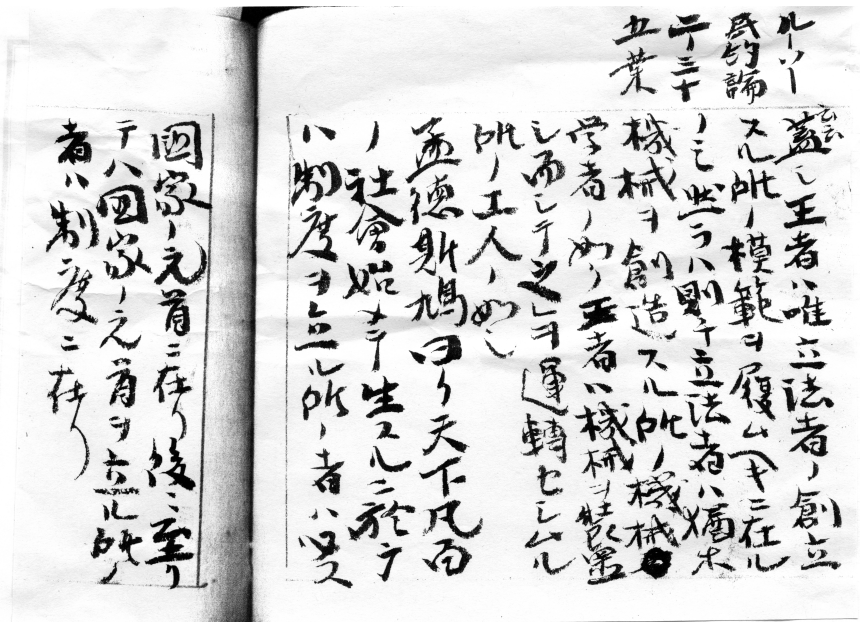
としるしてある。弘瀬が書き写したものの一部は、つぎのようなものである。



弘瀬重正が服部訳『民約論（明治10年）』の一部を筆写したもの。
「高知市立自由民権記念館蔵」

人ニシテ 其自由ノ權ヲ棄ルハ 則チ人タルノ本質ヲ棄ルナリ 人
タルノ權利ヲ棄ルナリ 又人タルノ義務ヲ棄ルナリ 夫レ斯ノ如ク
凡テ人ノ人タル所以ノモノヲ棄レハ 何ヲ以テカ能ク之レヲ贖フヘキ
モノアラシヤ 抑其之レヲ放棄スルハ 人ノ天性ニ悖戾スル（そむ
く）モノナリ 然リ而シテ（こうして）人ニシテ 全ク自由ノ意志ヲ
失スルトキハ 其行為ニ於ケルモ 亦凡テ理義アルヲ勿ルヘシ

（二ノ十七葉）より。



蓋シ（思うに）王者ハ唯立法者ノ創立スル所ノ模範ヲ履ムヘキ（手
本をくりかえす）如ク王者ハ機械ヲ裝置シ而シテ之レヲ運轉セシ
ムル所ノ工人（職人）ノ如シ孟德斯鳩曰ク天下凡百ノ（いろい
ろ）社会始メテ生スルニ於テハ制度ヲ立ル所ノ者ハ必ス國家ノ元
首ニ在リ後ニ至リテハ國家ノ元首ヲ立ル所ノ者ハ制度ニ在リ

（二ノ三十五葉）より。

一 島崎藤村とルソー。

詩人・小説家として令名が高い島崎藤村（一八七二—一九四三）は、江戸時代に木曾路を往来する旅人が足をとどめた馬籠村のひとである。生家は庄屋であり、本陣をかねる旧家であった。明治学院普通学部本科で四年間英語・英文学を学んだのち、高女の英語教師として教壇にたつた



島崎藤村

わら、諸雑誌に翻訳・詩・小説・評論・小品などを発表した。

東北学院の教師時代の処女作『若菜集』（明治三十年〔一八九七〕八月）を出版し、ローマン主義詩人としての地位を確立し、のち散文に転じ自然主義文学の秀作（『破戒』『春』『新生』『夜明け前』など）を発表した。

大正二年（一九一三）藤村は、なかば永住の思いを抱きながらフランスへ旅立った。かれがフランス行を決心したには理由があった。姪こま子とのもつれた関係から逃避するためであった。しかし、第一次世界大戦が勃発したため、帰国を余儀なくされ、フランスの旅窓に三年を送ったのち、大正五年（一九一六）帰国した。

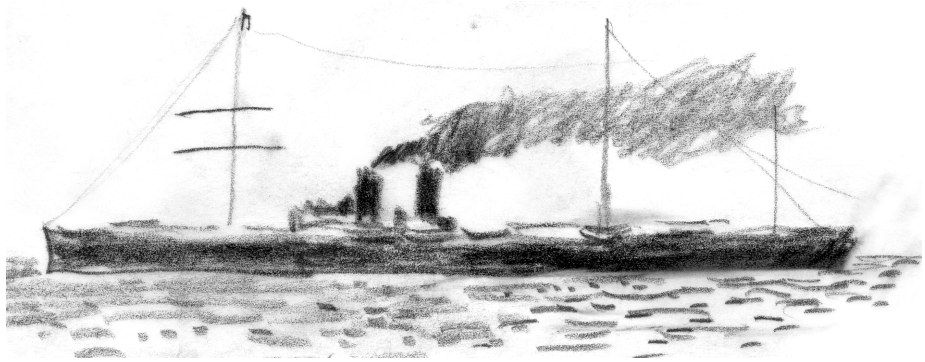
藤村はじつにたくさん外国の文学作品を読んでいるが、ルソーを識ることによって、そこから多々学ぶところがあったようだ。四十五歳になったとき、「自分はジャン、ジャック、ルウソオの著作から感化を受けることが多かったことをこゝに附記して置かう」とのべている（『早稲田文学』大正6・1）。

藤村がはじめてルソーの書に接したのは、二十三歳（一八九四）の夏のことであった。『告白』の英訳本がルソーを識るきっかけとなった。当時、読みたいと思う洋書は、書店に行けばすぐ手に入る時代ではなかったから、友人の親戚すじの人（石川角次郎—学習院教授）がアメリカで購入し、たずさえてきた本を借りてよんだといっている。

藤村はそれほど多くルソーに言及していないが、ルソーの作品を読んだときの心境について、つぎのようにのべている。

——私はその頃、いろ／＼と艱難をしていた時であった。心も暗かった。で、偶然にもルウソオの書を手にして、熱心に読んで行くうちに、今迄意識せずに居た自分というものを引出されるやうな気がした。それ以前も外国の文学が好きで、いろ／＼と渉猟^{あさ}していたが、私の眼を開けて呉^くれた書籍は何かといふに、平素愛読^{ふだん}した戯曲とか小説とか詩歌とかでなくて、此^{この}ルウソオの書いたものであった。

尤もその頃は心も動揺^{もよお}して居^いたし、歳も若かったので『懺悔^{ざんげ}』を充分に読んだとは言へなかったが、臆気^{おどろ}ながら、此書を通して、近代人の考へ方といふものが、私



藤村が渡仏のとき乗った「エルネスト・シモン」号の図。

の頭に解るやふになって来て、直接に自然を観ることを教へられ、自分等の行くべき道が多少理解されたやふな気がした。ルウソオの生涯は、その後永く私の頭に印象せられて、種々な煩悶や艱難に対する時、いつもそれを力にして居た（ルウソオの『懺悔』の中に見出したる自己）——新片町より——所収、『島崎藤村全集 第十四巻』新潮社、昭和24・12、一四頁。

若き日の藤村が、さまざまな困難にあつて、苦しみ、なやんでいたとき、たまたま手にしたルソーの『告白』を読み進むにつれて、活眼をひらかれ、自己に目覚め、そこにじぶんの分身をみつけたということであろう。かれはルソーのこの大作を通読したものがどうか不明だが、じっさいは所々をひろいよみした程度ではなからうか。

藤村がいう「近代人の考へ方」とか「直接に自然を観ること」の表現もあいまいであり、これらの語句の意味がわれわれにはよくわからない。前者はルソーがいかに新しい感じをあたえる思想家——奇説をもつ自由思想家であるということをはいつているのであろうか。後者は、自然の見方、自然美にたいする観賞法のことを暗にいつているのであろう。また「自然」は、単なる山川草木だけの自然を指すのではなく、物の本性——あるいは存在の原質的なものとも示している、と考えられるという⁽³⁴⁾。藤村は『告白』を英雄豪傑の伝記とは見ずに、われわれと同じように失望もすれば落胆もする、弱い人間の一生の記録とみなした。藤村はフランスで三年間すごした（大正2（一九一三）同5（一九一六））。大正二年（一九一三）四月十三日、エルネスト・シモン号に乗船すると、神戸を出港し、三十八日間の航海をへてマルセイユに着いたのは同年五月二十日のことであつた。同港とリヨンで三日すごしたのち、五月二十三日の朝パリに到着した。

パリの下宿先は、パリ五区ポール・ロワイヤル大通りの八十六番地——マダム・シモネ方であつた。

Chez Madame Simonet 86, Boulevard Port Royal, Paris, France

翌大正三年八月から十一月まで、第一次世界大戦の戦禍をさけてリモージュ（フランス中西部——ボルドーの北東一八〇キロ、ピエンヌ川右岸の工業都市）に滞在した。リモージュの止宿先は、バビロンへの道四十一番地——マダム・マテラン方であった。

Chez Mme Mathelin,

41 Chemin de Babylone, Limoges, France

その後、パリにもどり、大正五年（一九一六）四月——帰国の途につくまでマダム・シモネ方とセレクト・ホテルに滞在した。ともあれ藤村がパリに着いてすぐはじめたのは、教師のもとへ通ってフランス語のけいこをすることであった。マロニエの並木のつづくサン・ミシエルの大通りをすこし行くと天文台があった。その近くにムルネタスというおばあさんがフランス語を教えていた。この女性には、骨格がたくましく、赤ら顔をしていて、上唇の上にひげが生えていた。

パリにやってくる外国人を相手にフランス語を教えて糊口（ここう）をしのいでいた。藤村の下宿の窓から天文台の灯火がみえたから、教師宅は近かった。おそらく短期滞在者に、速成でフランス語を教えるのであるから、ABCから体系的に教える余裕などなかったであろう。

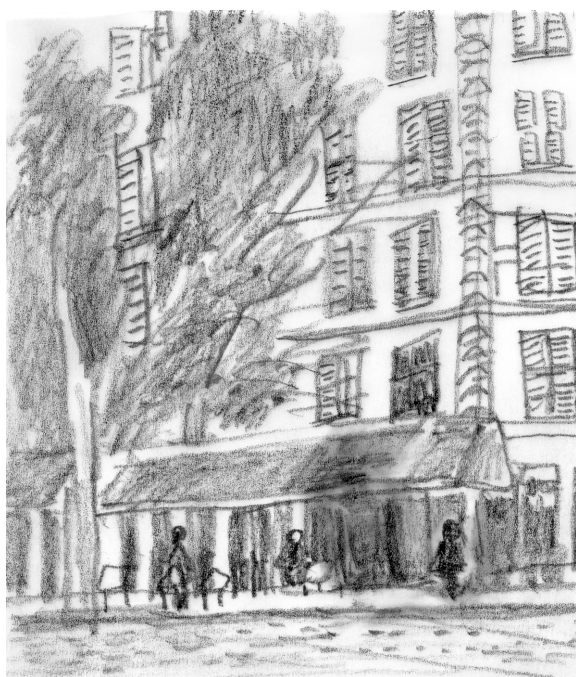
大正二年ヨーロッパに留学ちゅうであった京大助教授・河上肇（はじめ）（一八七九—一九四六、明治から昭和期にかけての経済学者、社会思想家）も、このムルネタス嬢からフランス語の手ほどきをうけた。テキストにはモーパッサンの短篇を用いたといい、先生がそれを英語で講釈した。

おそらく藤村も河上肇と似た教材を教わったものであろう。藤村は毎日のように書物や手帳をもって四十の手習いに通った。ときどきプラタナスの並木の下で河上と会うと、

——わたしはいますんだところです。あなたはこれからですか。

といった会話をかわした。（河上肇「巴里に於ける 島崎藤村君」。『東京朝日新聞』（二）（四）大正3・5・12（13付）。河上にとって藤村は、高等学

校時代から愛読していた『若菜集』の著者であり、パリで畏敬する当人に会い、その世話になろうとは、夢にもおもわなかった。



パリにおける藤村の下宿ちかくの風景

パリの藤村の下宿は、小さい、せまい部屋であった。ベッドのそばにテーブルを置き、一日の大半を部屋に閉じこもって、日本の新聞に載せるための原稿を書いていた。日本の着物を着、日本茶をすすりながら、せっせと原稿を書いていた。他の外国の下宿人は、かれがいろいろな所を見物しに出かけないのをふしぎに思っていた。

当時は電灯がなく、夜になると学生らもランプを用いた。河上の部屋から、藤村の部屋の燈火がよくみえた。夜になりその日の原稿を書きおえると、藤村は河上の部屋を訪れ、雑談やトランプに興じたりした（河上肇『思ひ出』月曜書房、昭和21・10）。藤村はパリ滞在ちゅうに、小閑をえて書店めぐりもやったことであろう。中津川市馬籠にある「財団法人 藤村記念館」には、かれの旧蔵書が架蔵されているが、フランス文学関係の目ぼしい作品として、つぎの作家のものがある。——アンドレ・ジイド、ユイスマンス、ガスト

ン・パリス、ルイ・フィリップ、モーパッサン、シャルル・ペギー、モンテルラン、ロマン・ローラン、スタンダール、ポール・ヴェルレーヌ、ヴァレリー、……

ほかにトルストイやニーチェなどの仏訳本などがみられる。藤村はパリにおいて、あらためてルソーを発見し、主要な作品を何冊を購入したようだ。

Les Confessions de J.-J. Rousseau, nouvelle édition, Librairie Garnier Frères, Paris (刊行年?)

Julie ou la Nouvelle Héloïse, lettres de deux amants recueillies et publiées par J.-J. Rousseau, Librairie Garnier Frères, Paris, (刊行年?)

Émile I, II. J.-J. Rousseau

〔藤村記念館文庫目録〕にあるもの。未見

他に研究書、伝記として、つぎのようなものがある。

Émile Faguet: *Rousseau Penseur*, Société Française d'imprimerie et de Librairie, Paris (刊行年?)

Jules Lemaitre: *Jean-Jacques Rousseau*, Calmann-Lévy, Éditeurs, Paris (刊行年?)

Émile Faguet: *Vie de Rousseau*, Société Française d'imprimerie et de Librairie, Paris (刊行年?)



藤村のルソー関連文献および辞書類。「財団法人 藤村記念館」蔵。

[筆者撮影]

藤村はときどき書架にならべてある淡黄色の仮とじ本を手にとると、それらのページをめくることがあっても、おぼつかないかれのフランス語の力では、高級なフランス文を読んで理解することはできなかったようだ。かれの語学力では、それらの本は飾りものにすぎず、それらを読む

るのはいつのことかと、もどかしく思ったという(『新生』第一巻 六十五)。

かれは帰りの船旅において、旅行カバンの中に入れてきたルソーの『新エロイズ』を、風のある涼しい甲板の上で読みはじめた、という(『海へ』一九一八年)。またトルストイの仏訳本(息子が執筆した『父の思ひ出』⁽³⁵⁾をみつけたが、それは「不思議なくらい読み易くて 今の自分には嬉しくもあった」とのべている(『仏蘭西だより』)。

藤村が語るこのような文章をよむと、われわれはさもかれがフランス文を造作なく読んだような印象をうけるが、英語の学力はかなりのものであったとしても、フランス語の力については、いく分疑問の余地をのこしている。

かれは語学のけいこをかねて、毎朝「新聞」を買うことにしたという。それらの新聞名は、――

L'Action Française
L'Écho de Paris

などであった。藤村によると、前者の『ラクスイヨン・フランセーズ』紙は、王政復古党の機関紙であったといい、後者の『レエコ・ドゥ・パリ』紙は、フランスのアカデミー会員がたえず時事問題を評論し、知識階級のひとびとが愛読していたものという（『仏蘭西の新聞紙——談話』）。藤村はよく理解できぬまゝ、これらの二紙の記事を、勘を働かせながら、ひろい読みしていたものであろう。

藤村とフランス語の語学書。

馬籠の「財団法人 藤村記念館」に、藤村が購入し、所持していたと思われるフランス語関連の語学書が十点ばかりあるが、刊行年から考えて、それらは帰国後に求めたものと思われる。いまその書名を左にすると、つぎのようになる。

昭和三年（一九二八）九月刊……………Choix de lectures Françaises, Cours élémentaire, Neuvième édition（エミール・ヘック編『仏語選文読本』第九版 三秀社）

昭和四年（一九二九）四月刊……………Cours Complet de Langue Française, Cours élémentaire, Quinzième édition（エミール・ヘック編『仏語初歩』第十五版 東京国文社）

昭和七年（一九三二）四月刊……………Lectures Françaises, Premier degré（田島清編『初等仏蘭西語読本』白水社）

同右……………L'art de conjuguer les verbes（田島清編『仏蘭西語 動詞変化の栞』改訂版 白水社）

昭和七年（一九三二）十二月刊……………Première Année de Français, 5^{ème} Edition, Imprimerie Sanshusha, Tokyo, 1932（ポール・グリーンシングル著『仏語初歩』第五版 三秀社）

昭和十年（一九三五）五月刊……………Le Français en quatre semaines（徳屋俊彦著『仏蘭西語四週問』第二十三版 大学書林）

他に辞引として、つぎのようなものがある。

Nouveau Dictionnaire Japonais-Français par T. Matui et S. Ueda, Première édition, Y. Ôkura, Librairie-Éditeur, Tôkyô, 1907

明治四十年（一九〇七）六月刊……………エニール、エマック氏共著
上田駿一郎 共著 『新和仏辞典』東京 大倉書店発行

大正十三年（一九二四）三月刊……………野村泰亨著
中沢文三郎 補助 訂増 『新仏和辞典』東京 大倉書店発行
阿部漸

昭和十八年（一九四三）六月刊……………Dictionnaire de la Langue Française, abrégé du dictionnaire De É. Littré, seizième édition, Librairie Hachette, 1829

（白水社より刊行された翻刻本『リットレ、ボージャン 共編『仏蘭西国語辞典』）

刊行年不詳……………Nouveau Vocabulaire, Français-Anglais par J. Mc Laughlin, Garnier Frères, Paris

刊行年不詳……………Larousse De Poche par Claude Augé et Paul Augé, Librairie Larousse, Paris

藤村はこれらの語学書を手にしたが、「初步読本」や「動詞変化の栞^{しわ}」に見られる、エンピツ等によるわずかな書込みから考えて、じゅうぶんにそれらを活用しなかったようだ。どの本も根気よく、熱心にさいごまで勉強した跡がみられぬものである。一応、フランス語のイロハを学んだが、フランス文を読むとき、英語を土台にし、類推的に解釈したのではなからうか。高等なる仏文を読解できる力に欠けていたかも知れない。

藤村はいたいルソーから何を学んだのか。何か示唆なり感化をうけたとしたら、それは何であったのか。それらがかれの著作にどのような形で現われているのであろうか。藤村におけるルソーの影響についての研究に関しては、過去にいくつかみられるが、この点に関しては、きわめて漠然としたことしかいえず、つかまえていられないのである。

——初期作品の『若菜集』から晩年の大作『夜明け前』まで、いや一生を通じて、藤村の精神にルソーの長い影がさしているといえそうである（平岡昇「日本におけるルソー」〔その一・その二〕その文学的影響について」早稲田大学『比較文学年誌 第五号』所収、昭和44・3）。

告白小説『新生^{しんせい}』（『朝日新聞』に連載後、大正八年（一九一九）全二巻を春陽堂より刊行。不倫と背徳にさいなまれながら渡仏した男の再生の物語）の第二巻のおわりに近い部分に、たびたび「懺悔」という言葉が出てくるのは、ルソーの『懺悔』（『告白』）を念頭に置いていたからかも知れないが、——藤村が「煩悶や艱難に対する時、いつも力にしていた」ルソーの影響がそこにつよくはたらいていたことはたしかである、という（今野一雄「藤村とルソー——『サヴォワの助任司祭の信仰告白』読解余説」『一橋論叢 第五七巻第二号』所収、昭和42・2）。

長編小説『夜明け前』（『中央公論』に連載後、昭和七年から同十年「一九三二—一九三五」にかけて、第一部と第二部——全三巻を新潮社から刊行。父・正樹——小説のなかでは青山半蔵の青年期から晩年までの物語）の第二部下巻で、藤村はルソーのことを想いだし、明治十年代の自由民権思想について語っている。

「……幾多の欠陥が社会に伏在すればこそ、天賦人權の新説も頭を持ち上げ、ヨーロッパ人の中に生まれた自由の理を喧伝せられ、民約論のたぐいまで紹介せられて、福沢諭吉、板垣退助、植木枝盛、馬場辰猪、中江篤介らの人たちが思い思いに、あるいは文明の急務を説き、あるいは民権の思想を鼓吹し、あるいは国会の開設の必要を唱うるに至った。真智なしには権利の説の是非も定めがたく、海の東西にある諸思想の区別をも見きわめがたい……物を教える人がめっきり多くなって、しかも学ぶに難い世の中になってきた。良心あるものはその声に聞いて道をたどるほかはなかったのである。」（今野一雄の前掲論文、傍点は今野による）。

長編小説『破戒』^{はかい}（明治三十九年「一九〇六」自费出版した。被差別地域出身の青年教師・瀬川丑松^{うしまつ}が、先輩の死をきっかけとし、じぶんの生いたちを告白し、新しい人生をめざす社会小説）の主人公・丑松のつぎの叫び、

——自分だって社会の一員だ。自分だって他と同じように生きている権利があるのだ。

は、ルソーの『告白』の背後にある『社会契約』の市民の生存権、いわゆる人權の主張に呼応するといえなくもない、という（平岡昇の前掲論文）。

ルソーが時代と国境をこえて、はるか東洋の作家に感化をあたえたものの中には、ものの見方や哲学的思想、小説の技巧などもあったであろう。藤村が『新生』や『破戒』などの作品において、ルソーの『告白』の精神と手法を生かしたという（平岡昇「ルソーの思想と作品」『世界の名著 30 ルソー』所収、昭和41・6）。

ほかに特定の見方——束縛をはなれて生^{ライフ}を見ること。すなわち、それは自然的生^{ライフ}や感情生活、本能などを肯定することであり、封建的、儒教的道徳からの脱却であった（平岡昇）。

一 本稿で取りあげたルソー関連文献資料名一覧表。

津田真一郎訳

- * 『泰西国法論 全』（慶応2）

加藤弘之著

- * 『立憲政体略』（慶応4・7、書肆 紀伊国屋源兵衛）

西周の講述

- * 「百字連環」（私塾「育英社」における講義。明治三年ごろ）

加藤弘之著

- * 『真政大意 全二冊』（谷山楼蔵梓 三都書、明治3・7）

箕作麟祥著

- * 『万国新史』（玉山堂、明治4・10）

西周

- * 「駁旧相公議一題」『明六雑誌』第三号所収、明治7・3

ビーデルマン著
加藤弘之訳

- * 『各立憲政体起立史 版元？、明治8・10』
国 仏国部 第二冊

瑞穂屋卯三郎

- * 「本月輸入仏国書籍」『郵便 報知新聞』（第六五〇号、明治8・4・25付）

- * 『評論新聞』（第四〇号、明治8・11）

- * 『評論新聞』（第九〇号、明治9・5）

- * 『湖海新報』（第二二号、明治9・6）

- * 『民権問答 篇』（発売書林、中邨熊次郎、明治10・10）

児島彰二編輯
デヤンギヤツクルの
戎雅屈盧騒著
服部徳訳

- * 『民約論』（有村壮一蔵版、明治10・12）

- * 「拔克爾氏文明論抄訳 仏国革命ノ起原ヲ論ス」『土陽新聞』（第二三号、明治11・2・5付）

- * 「尊人説」（自筆稿本、明治11・8・30）。『植木枝盛 第三巻』（岩波書店）

- * 「無天雜録 二二」（明治12・6・15）

- * 『民権自由論』（明治12・6、大阪で刊行された翻刻本）

- * 「天狗経」（明治14・3・6）

- * 『朝野新聞』（第一八八二号、明治12・12・19付）

- * 『植木枝盛選集』（岩波書店、昭和64・4）

植木枝盛

〃

〃

〃

家永三郎編

和田稻積

エミール・アコラス著
小島龍太郎訳

* 「吾人之真支配者誰」〔高知新聞〕第二二八号、明治14・11・10付

* 『仏国 民法提要 契約篇 上巻』〔司法省蔵版、明治14・12〕

* 『近事評論』(第三六八号、明治15・1・13付)

仏学塾出版会

『政理叢談』(のち『欧米政理叢談』と改題、中江兆民はルソーの「社会契約論」を漢訳し、「民約訳解」と題して、第二号〔明治15・2〕から連載した。同誌は二年後に廃刊)。

* 『仏国エミール、アコラス著 仏国法典改正編』(知新社、明治15・3)

原弥一郎纂訳

『欧米 政治格言』(出版者 木瀧清類、明治15・11)

原田潜訳

『民訳論叢義』(春陽堂蔵版、明治16・2)

亞哥刺士著
酒井雄三郎、白石時康共訳

* 『政理新論 編前 卷之上』(日新閣、東洋館、中外堂他、明治17・4)

アコラス氏著

* 『仏国民法提要 第六』(司法省蔵版、明治17・6)

渡辺嘉重纂訳

* 『欧米 教育格言 并列伝』(金松堂、常陽柳旦堂、明治20・1)

* 「第十九世紀の文明を論ず」『国民之友』(第四号、明治20・5)

米国 ウィルソン氏 著
日本 富塚政馬 訳

* 『仏国革命史論』(発行者 福田栄造、明治21・3)

* 「インスピレーション」『国民之友』(第二二号、明治21・5)

* 「ペスタロッチ」『国民之友』(第二三号、明治21・6)

* 「頼もしき哉仏国の政治」『政論』(創刊号、明治21・6)

* 「将来の日本人——家庭の母」『女学雑誌』(第一四〇号、明治21・12)

* 「英雄豪傑」『女学雑誌』(第一六七号、明治22・6)

* 「得意と失意」『国民之友』(第五五号、明治22・7)

坪谷善四郎著

* 『仏蘭西史 全』(博文館蔵版、明治22・8)

谷本富

* 「国家教育とは何ぞや」『学林』(第一〇号、明治23・7)

- 北村透谷
- * 「文海の藻屑」『文学評論 志からみ草紙』（明治23・10）
 - * 「玉屑一函」『いらつめ』（第七九号、明治24・2）
 - * 「我国の仏蘭西学」『亜細亞』（第三二号、明治25・2）
 - * 「兆民居士安くにかある」『評論』（第一三三号、明治26・9）
 - * 『哲学大意 全』（博文館、明治27・2）
- 洪江保著
- * 「ジャン、ジャック、ルソー」『史海』（第三一号、明治27・2）
- 金蹉跎
- * 「ステール夫人」『史海』（第三二号、明治27・2）
 - * 「ゴットフリード、フォン、ヘンデル(4)」『自由基督教』（第三号第七号、明治27・3）
 - * 「フリードリッヒ、シルレル」『国民之友』（第二三八号、明治27・10）
 - * 「韻文に就て」『太陽』（第一二二号、明治27・12）
- 島崎藤村
- * 「国文学の将来」『国学院雑誌』（第八号、明治28・6）
- 坪内逍遙
- * 「人生の価値及厭世主義（承前）」『帝国文学』（明治28・8）
- 高山樗牛
- * 「マダム、デー、スタール（接前号）」『青山評論』（第六〇号、明治28・10）
- 藤代禎輔
- * 「ルソーの話」『名家談叢』（第二二号、明治28・10）
 - * 「近世の思潮を論ず」『帝国文学』（第二卷第一号、明治29・1）
 - * 「人生の目的」『婦学 裏錦』（第四三三号、明治29・5）
 - * 「年若の婦人に告ぐ」『婦学 裏錦』（第四五五号、明治29・7）
 - * 『教育指針』（博文館、明治29・11）
- 峰是三郎訳
- * 「ジャン ジャック、ルソーの短歌 情死者の墓」『国民之友』（第三四四号、明治30・4）
 - * 「仏国革命に於ける文学の影響」『関西青年』（第二二二号、明治30・9）
 - * 「水の詩趣」『帝国文学』（第三卷第一〇号、明治30・10）
- 和田三郎

徳富蘆花

* 「トルストイ家の家庭教育（上）」『家庭雜誌』（第一〇巻第一一〇号、明治30・11）

谷本富

「るつそーノ『えみーる』ニ就キテ」『東京茗溪会雜誌』（第一八一号、明治31・2）

長田秋濤

* 「巴里繁昌記 一」『太陽』（第四卷第一三三号、明治31・6）

前田長太著

* 『一年有半の哲学と万世不易の哲学』（三才社、明治34・12）

〃

『西洋文学評論 ルーソー及其文学』（三才社、明治35・2）

大瀬甚太郎著

* 『続 欧州教育史』（成美堂、明治40・12）

岡村司著

* 『思想小史』（有斐閣書房、明治41・1）

* 『兆民文集』（日高有倫堂、明治42・10）

安倍能成著

* 『欧州倫理思想史』（杉本梁江堂、明治42・10）

片上伸

「ルソーの人物」『早稲田文学』（明治43・3）

金子筑水

「主観の悶」『早稲田文学』（明治43・4）

黒岩周六

「婁騷^{ルソー}誕生二百年」『万朝報』（明治45・6・28付）

松井松翁

「仏国の誇りとするルーソーの碑」『東京日々新聞』（明治45・6・29付）

加藤拓川

「ルソーの片鱗」『日本及日本人』（第五八五号、明治45Ⅱ大正元・7）

磯部四郎

「ルソーとその立論」『日本及日本人』（第五八五号、大正元・7）

不繫舟

「崎偉人ルソー」『日本及日本人』（第五八五号、大正元・7）

三宅雪嶺

「ルッソオの家庭及其少年時代」『帝国文学』（第一八巻第七号、大正元・7）

吉田熊次

「仏国革命の点火者ルソー」『新仏教』（大正元・8）

三宅雪嶺

「ルーソーとニイチエ」『新仏教』（大正元・8）

吉田熊次

「ルソーの教育主義の源由」『東亜之光』（大正元・8）

吉田熊次

「文学者としてのルッソー」『東亜之光』（大正元・8）

細田枯萍

* 新刊紹介 「石川戲庵訳『ルッソ才懺悔録』 大日本図書会社」『東京日々新聞』（大正元・9・27付）

* 同右の新刊紹介（ルッソの肖像入り）『東京日々新聞』（大正元・9・30）

「誤られたるルッソ」『芸文』（京都文学会、大正元・11）

注・以上は、明治期に刊行された著書・訳書・新聞・雑誌等からひろったルッソ関係文献であるが、脱漏も多々あることをお断りしておく。なお、*を付けたものは、木崎喜代治編「日本におけるルッソおよびヴォルテール関係文献目録」『思想』六四九号〔昭和51・7〕、六六二号〔昭和52・8〕所収に載っていないものである。

むすび

ジャン・ジャック・ルッソ（一七一二―一七七八）の人と学説を、いかなる道筋をへて、だれがいつごろわが国に伝えたのか。またその中介者はだれであったのか。これらの点に関しては、いまもはっきりしていない。が、舶載された英仏独の洋書のなかにルッソにふれたものがあり、明治初期の啓蒙学者が断片的に紹介したということであろう。資料のうえからはっきりしているのは、ルッソの原書がわが国に輸入されるようになったのは、明治八年（一八七五）ごろのことである。

ルッソ紹介の跡を明治期だけに限り、およそ十年単位で各時期のルッソ像の特徴をしるすと、つぎのようになる。

幕末から明治十年代まで……………ルッソはモンテスキュー（一六八九―一七五五、フランスの政治哲学者）とならんで、社会的動乱の扇動者、革命思想

の鼓吹者としての紹介された。また市民平等、社会契約説（社会や国家は、人民の契約によって成立したとする考え方。封建制を否定し、個人の権利を主張する近代的な政治思想）を説いた人として紹介された。

明治十年代から二十年代……………ルッソは民権や社会契約論（民約論）の主張者として知られた。

明治二十年代から三十年代……………ルッソの小伝がはじめて紹介され、また多面的な人物像（教育者、音楽家、奇癖の人、民約論を著した人、革命の煽動者）が描かれた。

明治三十年代……………『エミール』（ルッソの教育小説。人為的教育を排し、自然にしたがい、人間の本性を尊重する教育方法を説いた）の著者としてのルッソ、人民の主権や自由平等の主唱者としてのルッソが描かれた。

ルソーに関する研究書『ルソー及其文学』（小冊子）がはじめて刊行された。

明治四十年代……

ルソーの人と思想についての包括的な理解がふかまり、卓越した思想家としてのルソー、近代思想の一大源泉としてのルソー、自由民権と開発主義の教育者としてのルソー、畸人としてのルソーなど、その全体像が明らかになった。

明治元年（一八六八）から、五、六年は、世情が安定せず騒然としていた。武士は廃藩置県によって禄をはなれ、生活の建て立しに追われていた。つぎに欧化時代が訪れ、ついで自由民権の時代がやってきた。明治十年（一八七七）ごろまで、江戸時代の名残り―大江戸の人情風俗がみなぎっていたらしい（『弥吉光長著作集 第四巻 明治時代の出版と人』（日外アソシエーツ株式会社、昭和57・2）。

明治政府は、天皇政権のもとで、封建制度を廃止し、中央集権化をめざした。一部の公家と旧薩長出身者を中心とする小集団が専制政治をおこない、旧土佐・肥前出身者には陪食的地位（職についているだけで、大して実権がない）をあたえた。征韓論（韓国の排日・鎖国の態度にたいして武力討伐すること）に破れ、政府を去った板垣一派は、その後言論を武器として政府の方針と対峙し、「愛国公党」（日本で最初の政党）を結成し、ついで民選議院の設立を建白したが、このことが自由民権運動のぼつ興をうながした。

民選議院の設立を建言した主旨は、つぎのようなものであった。

「天下ノ公議ヲ張ルハ 民選議院ヲ立ルニ在ルノミ 則チ有司（役人）ノ権 限ル所アツテ 而上下安全（何事もなく）其幸福ヲ受ル者アラシム」（山田俊蔵編輯『民選議院論綱 全』（発兌書肆 山城屋政吉 明治8・4）。

わが国において自由民権運動がはじめて展開したのは、明治七年（一八七四）前後のことであるが、由来わが思想界に自由思想や平等思想の萌芽（ぎざし）がなかったかという、なきにしもあらずであった。一部の社会において、かなりふかく展開しつつあったのである。欧米の自由・平等思想がわが国に伝わる以前にわが国土にそれらが発芽していたのである。

まず「自由」の語についてのべると、中世から近世初期にかけてこの語は多く用いられたという。自由を放逸（ほういつ）（勝手気ままな振舞い）と解した。また安土・桃山時代には、キリスト教的自由思想がわが国に移入され、精神的自由が讃仰された。江戸時代に入ると、各種の自由思想が、中江藤樹（江戸前期の儒学者）、井原西鶴（江戸前期の浮世草子作家）、石田梅岩（江戸中期の心学者）において見られた。日本における自由思想の淵源は、仏教思想において求めるべきであるという。仏教においては、「自由」という概念は、「自在」（心のまま、思いのまま）といった語で表現さ

れるのがふつうという（内田繁隆著『日本^{政治社会}思想史』（厳松堂書店、昭和5・11、三八三～三九六頁まで参照）。

明治維新後、liberty「自主自由ノ権」（自主的にじぶんでじぶんのことをする権利）なる語が、西洋より伝来し、カニ文字（横文字）を読む洋学者ばかりか、西洋風をまねるハイカラ連中の流行語となった。が、世間の人はこの語の意味を取りちがえ、“勝手気ままにすること”の意と解した。とくに「権^{けん}」という語が通りこととなり、日常会話や新聞や手紙のなかで用いられるようになった。こんにち「権」という語は、人を支配することができる力を意味する。が、日本においては、古来「権」の文字は、權威や権謀^{けんぼう}（その場に応じたはかりごと）として用いた。いま（明治十年代）のように、

権理	国権
権限	民権

として使用されることは、はなはだ少なかった。近ごろ「民権ノ屈伸^{くくしん}（のばすこと）」や民選議院を設立することを論ずる人は多いという。しかし、この「民権」なるものは、人民が勝手に有するものではなくて、「天子^{てんし}（天皇）ノ人民ニ与ヘシ権」という（丹羽純一郎著^{俗通}『日本民権真論 完』発兌人 坂上半七、明治12・6）。

幸徳秋水（一八七一～一九一一、明治期の社会主義者、兆民の門人。大逆事件に連座し、処刑された）は、かつてこのようなことをいった。「民権は至理^{しり}（きわめて正しい道理）なれば也^{なり}。自由平等は大義^{たいぎ}（人としてふみ行うべき大切な正しいみち）なればなり」と（幸徳秋水『兆民先生』一一〇頁）。

明治三年（一八七〇）ころ、フランス語の^{ドロワシヴァイ}droit civil (droits civiques が正しい?)を「民権」と訳したのは、太政官の制度局で訳筆をとっていた箕作麟祥であった。「其時分ドロワ・シビルといふ語を、私が民権と訳しました所が、民^{たみ}（人民）に権^{けん}のあるというのは何の事^{こと}だといふやうな議論がありまして、私が一生懸命に弁護しました」（『明治事物起原、上巻』、二二二頁）。

自由民権運動の標語のひとつは、民選議院（国民によって選ばれた議員をもって組織し、政治を討議する議会〔国会〕の設立であるが、議員は参政権をもった人民によって選ばれることになる。しかし、板垣らが考えていた選挙民は、一部の限られた人間であり、有権者は士族や豪農ら

であった。一般大衆はらち外に置かれていた。なぜなら、かれらの民度（生活ていど）や政治的意識や知識がひくいことが理由と考えられた。だからこれは非民主的な選挙方法であったといえる。

民権運動を裏がえすと、反政府運動にはかならないが、それは絶対主義（君主が絶対的な権力をにぎり、人民を支配・統治する政治形態）を打破する民主的、革命的な要求ではなく、政治の⁽³⁷⁾かたちを改める要求であった。自由論や民権論にしても、自覚や必要から生れたものではなく、イギリスやフランスのせんぱくな模倣にすぎなかった。⁽³⁸⁾

明治期におけるルソーの著作『社会契約論』の翻訳には、――

服部徳訳 『民約論』（有村壮一蔵版、明治10・12）

中江兆民の漢訳「民約訳解」（『政理叢談』に約二カ年間に約二十六回連載。明治15・2（同17））

原田潜訳 『民約論覆義』（春陽堂蔵版、明治16・2）

などがある。当時、服部・原田訳は、何部ほど刷られたものか不明である。明治期、名著をのぞき単行本だと数百部ほど刷ったというから、服部や原田の訳本は、限定版にちかかったものか。部数がすくないということは、あまり世間の注意をひく機会がないということである。

ルソーの民権思想の移入と喧伝^{けんでん}にいちばんつとめたのは、中江兆民であった。ルソーの『社会契約論』（『民約論』）は、誤びゅうと矛盾に満ち、空想的であり、非自由主義なものという。「病的な想像から生じた愚劣な空想」だといわれている（エミール・エック「ジャン・ジャック・ルソーの研究」『帝国文学』所収、大正6・12）。

兆民はフランス流の人権思想――ルソー主義の信奉者として知られ、これを「尊信^{そんしん}して益々^{ますます}自由民権の説を拡充するもの多きを加へたり」（『明治政史』）という。

兆民はフランスから帰ったのち、政治論を高唱し、長いあいだ封建制に馴化し、政治思想に関心をもたなかった民衆を政治的に教育することにつとめた。かれは新聞雑誌の力をかり、またじぶんが主宰する「仏学塾」において、専制主義を打破する警鐘にもなったフランス革命や権利思想について説いた。ルソーの民約論に導びかれた兆民の高説が、いかほどの勢力があったものか不明だが、地方の有志のなかには兆民に教えられ、

自由民権をわけもわからずまねる者も数多いたことであろう。有志（りっぱな志をもつ人）らが出入りした「民権結社」（政治的、学習的団体）は、全国にまたがり、その数は二千社を超えたようである。⁽³⁹⁾なかでも土佐（高知県）は、日本の自由民権運動の中心地であり、同地の三結社の会員一千余人は、日々夜々、自由民権説となえ、あるいはフランス革命を童謡につくって市街を歌謡^{（40）}させ、あるいはロシアの社会党の悲運を小説につくって伝唱せしめ、もって自由民権説を庶民に知らしめようとした（『明治政史 上』、三〇〇～三〇一頁）。

筆と口による唱導がいかにほどの感化力をもつものか確言はできないが、フランス流の民権自由思想を吹き込んだ植木枝盛の『民権自由論』（明治12・6）などは、刊行されるや、たちまち数万部を売りあげた。⁽⁴¹⁾当時、土佐ではルソーの『民約論』より、スペンサーの『社会平権論』のほうが、より多く読まれた⁽⁴²⁾という。

兆民はまた近代社会の成り立ちと構成について、無知なる大衆を啓発するために、ルソーの思想を翻案にちかいまでに意識して伝えようとした。兆民はたしかに文筆により、さかんに民権思想を鼓吹^{（43）}し、少壮過激の有士を政体革新運動にまっしぐら進ませはしたが、学説のみの人であり、実践家ではなかった。

明治期の日本におけるルソーの思想の伝播と波動の状況を知るために、雑誌や新聞や書物、講演会などに現れた記事の表現を見ると、ルソーの名はそれほど国民の間にふかく浸透してはいない印象をうける。目や耳からルソーの名とその思想が民衆に伝わったとしても、当時の一般大衆の文化程度は決して高いものではなかったであろうし、それが世論をうごかしたとしても、一部の有士や知識人にとどまっていたのではないか。

明治八、九年（一八七五、一八七六）ごろ、土佐の『評論新聞』『湖海新報』などにルソーの名が散見するが、それがどの程度ひとびとの耳目をひいたであろうか。地方紙は発行部数もすくなく、当時は文字を読むものの数がきわめて少ない時代であり、一町内で新聞を取っている者は、ごくわずかであったから、ルソーは見過^{（44）}された可能性が高い。都市部や地方における新聞のおもな講読者は、官吏や知識人であった。

兆民が説くフランス流の革命思想や自由民権思想の伝播にすくなくからず寄与したのは、約二カ年間にわたって全国に配布され、かつ読まれた『民約訳解』（雑誌『政理叢談』に分載されたルソーの『民約論』の漢字訳。当時の日本の状況にとって必要な、人民に主権があること、直接民主政治の理論だけを訳した⁽⁴⁵⁾）であり、その感化力はかなり大きかったと想像される。全国に散らばっている多数の有志家のうち、原書が読めない者は、兆民の翻訳によるしかなかった。

しよせん日本における「ルソー熱」といっても、一過性の熱病のようなもので、一時的に起ってすぐ消えてゆくものなのである。

兆民はフランス流の自由民権思想を抱いていただけで、文筆活動が中心であり、ついにそれ以上には踏み込まず、政治活動にはあまり深入りしなかった。しかし、かれの衣鉢は門下生に伝えられ、かれらは師の志をさらに一歩進めた。

民約論の輸入者であり伝道者でもあった兆民は、日本の現実に目をとざし、ヨーロッパの哲学理論を祖述しただけである。仏学者・兆民の民約論にかみつけた檄文につきのようなものがある。兆民は当時の日本政府を千七百年代後半のフランス政府と誤認し、政府を誹謗することに快感をおぼえ、また官吏に抵抗することを壮とした、という（漂泊道士「我国の仏蘭西学」『亜細亞』第三二号所収、明治25・2）。

日本におけるルソーの文学的、思想的影響にしても、大きなものではない。フランスと日本では、文化の伝統が大きく異なり、また共通する地盤を欠いているため、多くは皮相的なものになりがちである、という（平岡昇）。明治末期から大正、昭和期にかけて、学問的立場からルソーが取りあげられ、研究・批判されるようになった。⁽⁴⁴⁾ 木崎喜代治編『日本におけるルソーおよびヴォルテール関係文献目録』（『思想』六四九号〔昭和51・7〕、六六二号〔昭和52・8〕所収）によると、明治十年（一八七七）から昭和五十三年（一九七八）の約百年間に刊行されたルソー関連の大・小の翻訳は、約百数十点。論文や紹介記事などは、約五百三十点以上を数える。このことは明治以来、いかに多くの日本人が、ルソーに係わってきたかを物語っているし、同時にわが国にはルソー愛好家が多いことを示している。



晩年の中江兆民



中江兆民の墓（東京・青山墓地）。〔筆者撮影〕

注

- (1) 「我国の人民は、数百年の抑圧専制に慣習し……」(『郵便 報知新聞』明治8・5・6付)
- (2) 麻生久「明治時代の政治概観」(『開放』所収、大10・10)、四六頁。
- (3) 清原貞雄著『日本思想史』(地人書館、昭和十七年六月)、二一九頁。
- (4) 鳥井博郎著『明治思想史』(河出書房、昭和二十八年十二月)、二九頁。
- (5) 注(3)の二二頁。
- (6) 尾佐竹猛著『維新前後に於ける憲法思想』(文化生活研究会、大正十四年十二月)、四二頁。
- (7) 『横浜銅版画』(有隣堂、昭和五十七年十二月)、二四五頁。
- (8) 中野正剛著『明治民権史』(有倫堂、大正二年三月)、六一頁。
- (9) 同右、五五頁。
- (10) 山口光朔著『異端の漂流』(法律文化社、昭和三十九年六月)、七一頁。
- (11) 著者代表・井田進也『兆民をひらく——明治近代の〈夢〉を求めて』(光芒社、平成十三年十二月)、一二〇頁。
- (12) 桑原武夫、前川貞次郎訳『ルソー 社会契約論』(岩波書店、昭和46・11)を参照。
- (13) 注(10)を参照。
- (14) 吉野作造「民権自由論解題」(『明治文化全集 第五卷』所収、日本評論社、昭和二年十一月)、一八四頁。
- (15) 信夫清三郎「自由民権と絶対主義」(『社会構成史体系』所収、日本評論社、昭和二十五年十二月)、二二頁。
- (16) 藤野雅己「明治初年におけるルソー」(『上智史学』二二号所収、昭和51・11)
- (17) 注(11)の一一九頁。
- (18) 注(11)の一二二頁。
- (19) 「料理の値あたなるに比して廉直れんちよくなるを以て 都下屈指の家と為なれり」(『東京名物志』所収、公益社、明治三十四年九月)
- (20) 「ルソー記念会 危機一髪的演説」(『東京朝日新聞』明治45・6・27付)
- (21) 松尾尊兌「明治末期のルソー」(『思想』四五六号所収、昭和37・6)
- (22) 右におなじ。
- (23) 『東京朝日新聞』(明治45・6・29付)

- (24) 飛鳥井雅道『中江兆民』（吉川弘文館、平成十一年八月）、七五頁。
- (25) 米原謙著『日本近代思想と中江兆民』（新評論、昭和六十一年十月）、一二二頁。
- (26) The Japan Weekly Mail [June 13, 1874] の乗客「Passengers」に、Nakohie（中江がなまった綴り）がみられる。下線部がその箇所。

PASSENGERS.

For French steamer *Menzel*, from Hongkong: - Miss Sikem-ye, Messrs. Wirtz, Schoschi, Kagama, Moshi, Gooding, Haru, Muiomi, Yamoto, Comita, Matoubara, Nakohie, Haron Siebold, Indissim, Ischi, Nakamura, Ito, Azukomo, Fuku, Tikey, Gosselt, Pasquene-vielz, and Gosselt.

- (27) 木村毅著『西園寺公望』（沙羅書房、昭和二十三年九月）、七七頁。
- (28) 田中貞夫著『幕末明治初期 フランス学の研究』（国書刊行会、昭和六十三年十月）、四五五頁。
- (29) 米原謙「エミール・アコラスのこと」（『書齋の窓』三六七号所収、有斐閣、昭和62・9）
- (30) 立命館大学編『西園寺公望伝 第一巻』（岩波書店、平成二十年十月）、二二六頁。なお西園寺のパリ大学法学部在学ちゅうの住所は、ラシーヌ街二三番地 23 Rue de Racine といふ。
- (31) 原田熊雄著『陶庵公清話』（岩波書店、昭和十八年七月）、四七頁。
- (32) 稲田正次著『明治憲法成立史の研究』（有斐閣、昭和五十四年四月）、四四～四五頁。
- (33) 注（24）の九二頁。
- (34) 伊藤一夫著『島崎藤村研究—近代文学研究方法の諸問題』（明治書院、昭和四十五年一月）、一五二頁。
- (35) K.H.生「島崎藤村氏講演『昨日、一昨日』（『英語青年』第六六卷第六号所収、昭和6・12）
- (36) 鈴木安蔵編『植木枝盛 言語自由論 勃爾^{ぼる}号^{ごう}ヲ殺ス』（実業之日本社、昭和二十三年七月）、三九頁。
- (37) 注（15）の一八頁。
- (38) 注（3）の二二〇頁。
- (39) 色川大吉著『自由民権』（岩波書店、昭和五十六年四月）、二九頁。
- (40) 斎藤正二「ルソーの日本社会科学思想に及ぼした影響」（『社会学論叢 二五号—J・J・ルソー生誕二五〇年記念特集号』所収、昭和37・12）
- (41) 『弥吉光長著作集 第四卷』（日外アソシエーツ、昭和五十七年二月）、一五八頁。
- (42) 家永三郎編『植木枝盛選集』（岩波書店、昭和六十二年四月）、三〇四頁。

(43) 平岡昇「ルソーの思想と作品」『世界の名著 30 ルソー』所収、中央公論社、昭和四十一年六月、五六頁。

(44) 注(38)の二三頁。